

山伏神楽〈鐘巻〉の復原と鑑賞

畠 山 篤

一 山伏神楽への誘い

(一) 山伏神楽とは

名称と分布 「山伏神楽」と総称される神楽が、権現舞(獅子舞とも)を中心として北東北地方に伝承されている。

この山伏神楽の多くは、現在、村人の保存会によって伝承されている。しかし、「山伏神楽」という総称が示すように、この神楽はかつて山岳を信仰する修験道の宗教者・山伏(修験者、修験とも)によって管理されていた。この山伏神楽は視覚・聴覚に訴える祈禱であり、演劇・音楽であり、人々を教化・感化してきた。

この「山伏神楽」は、地域によって名称を変えている。岩手県では「山伏神楽」(獅子舞とも)をそのまま称するものの、青森県下北地方では「能舞」(獅子舞・神楽とも)、秋田県では「番楽」(獅子舞とも)、山形県北部では「ひやま」(ひやま番楽とも)、宮城県北東部(陸前浜)では「法印神楽」と称している。

この点、津軽地方の神楽はいささか複雑である。津軽神楽は神職による格調ある優雅な式舞中心の神楽で、「山伏神楽」・「能舞」・「番楽」と異なるといわれている。しかし、笹森建英・畠山篤「二〇〇七、三二七頁」と笹森・畠山・今井氏子「二〇〇八、五八頁」によると、かつての津軽の神楽は南部と秋田の修験系神楽と同根だったらしく、神道に精通した四代藩主・信政の死去を機に、一七一〇年代に神職を中心にした神楽に移行した、と考えられる。

源流と展開 以上の修験系神楽の源流は中世にあり、近世、近代へと幾多の変容を経ながら、現代に至っている。例えば、本田安次『山伏神楽・番楽』「一九七一、三頁」は、山伏神楽・番楽は「能大成以前の猿楽、田楽の辺土に散った遺風が、今に脈々と伝承されてあるものであるらしい」と述べている。また山路興造「一九八七、一五頁」は、山伏神楽・番楽の原形が南北朝に形造られた、と述べている。

また、井浦芳信『日本演劇史』「一九六三、一一〇五頁」は、演劇史・芸能史の立場から修験系神楽を唱導性儀礼性の濃い「修験舞」と演劇性の濃い「修験能」の二面にとらえ、その形成と展開を次のようにまとめている。

中世修験の展開と演劇・芸能の結合は、必然的に修験独特の芸を生んだが、それが儀礼からもどきへ重点を移し、あるいは唱導的性格を庶民地方的意味において明確にするにつれて、広義の唱導劇的な芸を生み出すに至った。これが修験能である。やがて、修験道の近世における一層の展開と、明治維新による廃仏棄釈の処置による解体(中略)による変質などによって、修験能は修験の手を離れて行くのであるが、その本質はまだ残されている。

演目 山伏神楽の演目を概観するには、演目の分類を見ると早い。例えば『山伏神楽・番楽』〔一九七二〕は、演目を次のように分類している。

- (1) 式舞：露払い・鳥舞・御神楽・千歳・翁・三番叟・松迎えなど。
- (2) 女舞：年寿・機織・蕨折・橋引・金巻・天女・赤間・木曾・汐汲など。
- (3) 番楽舞：信夫・鈴木・曾我・鞍馬・八嶋・羅生門など。
- (4) 神舞：岩戸開・山神舞・榊葉・小山の神・八幡舞・西の宮・狸々など。
- (5) 権現舞・神送り・諸式：権現舞・神送り・諸式。

また、森口多里^{もりぐちたより}『岩手県民俗芸能誌』〔一九七二〕は、演目を次のように分類している。

- (1) 抽象舞：鳥舞・翁舞・三番叟・八幡舞・山の神舞など。
- (2) 神能舞の神話物：天岩戸開・悪神退治・五穀舞・天降り(天孫降臨)・稲田姫とおろち退治・天王舞・竜宮わたり・えびす舞など。
- (3) 神能舞の福寿物：松迎・年寿・若子舞。
- (4) 神能舞の史伝・説話物：小野篁・潮波み・鞍馬・木曾・八しま・鈴木・曾我など。
- (5) 神能舞の男女執念物：金巻・わらび折・おだまきの舞・機織の舞・橋かけ。
- (6) 権現舞そのほか：
- (7) 狂言：田植狂言・狐とり八蔵・猿引き・金掘など。

この二つの分類を比較してみると、およそ次の表のように対応している。

『山伏神楽・番楽』の分類	『岩手県民俗芸能誌』の分類
(1) 式舞	(1) 抽象舞・(3) 神能舞の福寿物

『山伏神楽・番楽』の(1)式舞が『岩手県民俗芸能誌』では(1)抽象舞・(3)神能舞の福寿物に二分され、また『山伏神楽・番楽』で除外された狂言が『岩手県民俗芸能誌』では(7)狂言として分類されている。

(2) 女舞	(5) 神能舞の男女執念物
(3) 番楽舞	(4) 神能舞の史伝・説話物
(4) 神舞	(2) 神能舞の神話物
(5) 権現舞・神送り・諸式	(6) 権現舞そのほか
	(7) 狂言

(二) 能舞とは

分布 山伏神楽を論じるとき、一定のテキストを下敷きにしなければ説得力を持たない。本論は山伏神楽の典型として「能舞」をベースにし、必要に応じて「山伏神楽」「番楽」などと比較する。

そこで、「能舞」について概観しておく。能舞は、青森県の下北半島とその周辺だけで用いられる名称である。すなわちこの能舞は、青森県の東通村を中心に、近隣のむつ市、六ヶ所村、横浜町、野辺地町などに伝承されている。なかでも東通村を中心にした能舞は継承・保存の状態がよく、一九九一年(平成三)に「下北の能舞」として国重要無形民俗文化財に指定されている。

源流と展開 『東通村の能舞』(一九八四、三頁)によると、能舞を下北にもたらしたのは主に東通村の目名で活動した目名不動院(目名三光院とも)を中心にした山伏(修験者)で、一五〇〇年頃から活動したという。また、門屋光昭(二〇〇七、三四七頁)も、能舞をもたらしたのは修験者であり、中世後期から江戸時代初期にかけてだったという。その後、山伏(修験者)たちは藩の支配の下で能舞を独占し、春祈禱などで定められた村落(霞と称する山伏の縄張り)を回り、村人のために能舞を舞っていた。

それが、明治政府の神仏分離政策によって、山伏たちが退転し、能舞は山伏から村落の若者組に継承された。目名不動院の山伏が春祈禱を催し、それに従った若者たちが能舞を継承した経緯は、『東通村史 民俗・民俗芸能編』(一九九七、五三三～五三七頁)に詳述されている。現在では、その若者組を基盤にした保存会が能舞を管理している。

演目 能舞も山伏神楽の一種なので、基本的に山伏神楽と同じ演目をもっている。しかし、地域なりの特色もあり、研究者によってその分類が若干違うので、紹介しておく。

例えば『日本演劇史』(一九六三、一一一五・一一一六頁)は、次のように分類している。

- (1) 道行楽：甲斐の下り。
- (2) 儀礼舞：権現舞・鳥舞・籠舞・翁・三番(三番申吾)。
- (3) 武士舞：信夫・八島・鈴木・巴御前・拾番切・曾我兄弟・鞍馬舞・渡辺。

- (4) 祈祷舞：鐘巻・劍舞・ねんじ・天理(ねんじ・天理は(5)とも見られる)。
- (5) 道化舞：蕨折(牛舞)・雀追・出子助舞・狩人舞・田植舞・地蔵舞・年始舞・綱引舞・恵比須舞。
- (6) 端踊：春駒踊・待夜節など。
- (7) 座敷番楽。

『東通村の能舞』[一九八四、六頁]は、次のように分類している。

- (1) 道行楽：甲斐の下り。
- (2) 権現舞：権現舞・もうたり。
- (3) 儀礼舞：鳥舞・かご舞(へんざい・千蔵とも)・翁・三番叟(以上四曲を式舞としている)・ばんがく。
- (4) 武士舞：信夫・十番切・渡辺(羅生門とも)・鈴木・曾我兄弟・鞍馬・屋島・巴御前(木曾・太田八郎・きゆ舞とも)。
- (5) 祈祷舞：鐘巻。
- (6) 道化舞：蕨折(薪切り・根っこ切り・牛舞とも)・天女(天理・とれあら舞とも)・ねんず・雀追・きつね舞(狩人とも)・田植(えぶりすり・おおずくなとも)・地蔵舞(ごばんしゅうとも)・年始舞(しゅうど礼とも)・綱引・出子助。

この二つの分類を比較してみると、およそ次の表のように対応している。

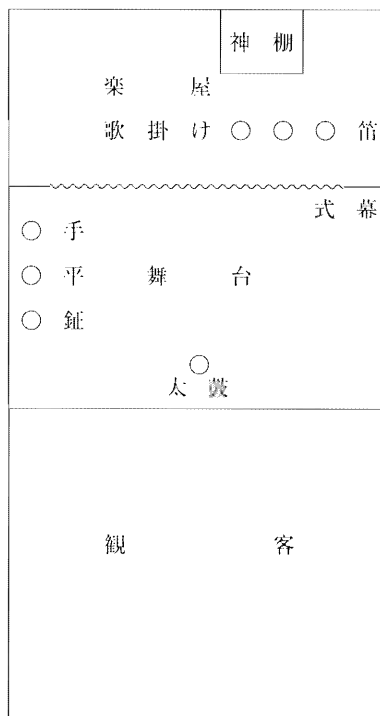
『日本演劇史』の分類	『東通村の能舞』の分類
(1) 道行楽	(1) 道行楽
(2) 儀礼舞	(2) 権現舞・(3) 儀礼舞
(3) 武士舞	(4) 武士舞
(4) 祈祷舞	(5) 祈祷舞
(5) 道化舞	(6) 道化舞
(6) 端踊り	
(7) 座敷番楽	(3) 儀礼舞(ばんがく)

『日本演劇史』の(2)儀礼舞が『東通村の能舞』では(2)権現舞・(3)儀礼舞に二分され、また『日本演劇史』の(7)座敷番楽が『東通村の能舞』では(3)儀礼舞の一部「ばんがく」であり、そして『日本演劇史』の(6)端踊りが『東通村の能舞』では除外されている。

演舞の時期 能舞が演じられる時期は、主に正月(元日と二日)・小正月(一五日)、二月の春祈祷、秋祭りを中心にした神社の祭礼、一二月の熊野様の年取りなどである。

演舞の場所 能舞を上演する場所は通常、次の図のように設営し、演者を配置する。

権現様を安置する神棚の前に式幕を張り、楽屋と舞台を仕切る。笛(一人)と歌掛け(二〜三人)は、式幕の後ろで式幕にあげた覗き穴



演舞の場所 (『東通村の能舞』
[一九八四、八頁]より。ただし、
図の表記を一部変更している)

から舞台を見ながら演奏する。手平鉦(二人、三人)は舞台脇に居並び、太鼓を担当する胴取り(一人)は舞い手に正対して座し、舞い手と呼吸を合わせて太鼓を打つ。集落によっては、観客の真ん前で太鼓を打つことを嫌い、脇に位置することもある。

(三) 詞章の変容と復原

山伏から村人へ 芸能の常として、山伏神楽も時代の変化とともに変容していったろう。

「八頁」によると、鳥海山麓の「本海番楽」の創始者は「本海」という当山派の修験者・芸能僧で、江戸初期の寛永年間(一六二四〜四四)に村人に伝えたという。山路「一九八七、一五頁」によると、このことは番楽が早くに修験者の手を離れ、村人の民俗芸能になったことを意味している。

この点、同じ山路によると、南部藩に伝えられた山伏神楽は、幕末頃まで修験者が管理し、村人がその弟子神楽として演じたのは、幕末以降だったという。そして、明治新政府の断行した神仏分離策などによって山岳信仰が大きく変容し、山伏神楽の管理者が山伏(修験者)から村人に大幅に移行した。

こうしていわゆる「百姓神楽」が定着してきた。このような神楽の管理者の移行は、山伏神楽の内実をかなり変容させたろう。

変容する詞章 山伏神楽の詞章に限定していうと、次のような変容が想定できる。

山伏神楽は郷土芸能・民俗芸能として人々に愛されている割には、その詞章が意外に難解であり、地域によって伝承に落差がある。すなわち、演者数を極力節約するためか、詞章の発言者が判然としない場合がある。また、伝承されているうちに、詞章が訛ったり誤解されたりしている。また、詞章が欠落しかけたり欠落したりし、場合によっては段落ごと欠落している。また、詞章がしばしば前後・錯誤・重複している。こうして、詞章が難解になり、段落構成が不鮮明になっている。

これは一見すると、口頭伝承が本来持っている弱点のように見える。しかし、口頭伝承は元来強靱な伝承方法である。すなわち、同じ伝承を複数者が責任をもって伝承する時、若干の誤伝があっても、本来の姿を取り戻せるだけの復原力を持っている。とくに修験道の専門家(山伏)が神楽を管理する場合、師弟間で厳重な伝授・習得が求められたろう。また、一座内でも研修を重ねて伝承の転化を補正したろう。このようにきつりと管理された芸能は、しっかりした芸能を保つて的確な本文を持ち、人々の理解しやすいものだったはずである。

こうしてみると、現行のように山伏神楽の詞章が難解になり、段落構成が不鮮明になったのは、なんらかの共同体の変容に伴って山伏による山伏神楽が衰退し、また山伏神楽の管理が玄人の山伏から素人の村人に移行し、狭い地域ごとに分断されて伝承されてきたからだ、と予想される。

言立本の比較 この弱点を克服して本来の本文を確定するためには、もし存在するならば、山伏たちが書き記した山伏神楽の台本(言立本ことたてほんという)を発掘することだろう。しかし、宗教家の常として神秘なものほど口伝に頼りがちである。

この点、村人の書き記した言立本が多く、また現に村人は口頭でも詞章を伝承している。このかつての、あるいは現行の言立本を収集し、比較しながら読み解くことが、最も現実的で有効な方法である。

現本文から原文を再現する まず、能舞の言立本は若干ずつ違う本文を持っているので、その比較によってある程度適合する本文を探りうる。また、北東北中心に伝承されている山伏神楽の言立本の比較によって、さらに適合する本文を探りうる。この方法は、複数の「現本文」から一つの「原文」を再構築できるほどに有効だ、と考えられる。

二 本論のねらい

(一) 〈鐘巻〉の復原と鑑賞

〈鐘巻〉の復原と鑑賞 本論では、〈鐘巻かねまき〉を取り上げる。

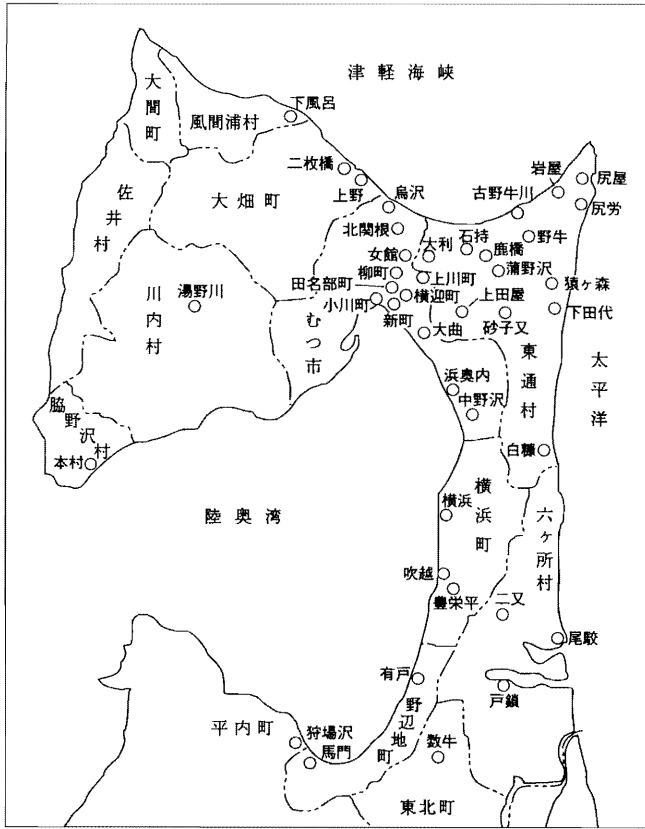
〈鐘巻〉は井浦のいわゆる「修験能」の典型で演劇性が濃く、「女舞」・「男女執念物」・「祈禱舞」に分類されている。まず、能舞の〈鐘巻〉の代表的な本文とその他の特徴的な本文を記述し、また山伏神楽・番楽などの〈鐘巻〉の代表的・特徴的な本文も記述して比較・検討する。この作業を通じて、各本文の発言者を明らかにする。また、文脈に適合する語句を選定しながら、難解な語句に解釈・語釈を施す。そして、欠落しかけている本文・段落、あるいは欠落した本文・段落を明らかにして、難解な本文の解釈を一層鮮明にし、段落構成を明確にする。

こうして、能舞の〈鐘巻〉の構成と本文を復原し、一覧表にする。最後に、その〈鐘巻〉の鑑賞を試みる。

(二) 〈鐘巻〉の諸本

能舞の諸本 能舞の〈鐘巻〉は、〈鐘巻舞〉・〈金巻〉・〈かねまき(舞)〉・〈鐘巻道城寺〉・〈道場寺〉などとも称されている。この能舞〈鐘巻〉の本文として、東通村の〈鹿橋のかねまき〉(テキストは『東通村の能舞』に準拠)を用いる。その理由は、数ある本文のなかで最も伝承状態がよいと考えられるからである。

また、この鹿橋の本文と異なる他の特徴的な諸本の本文も記述する。それらの集落の諸本は、次のとおりである。〈大利おわりの鐘巻A〉・〈石持いしもちの金

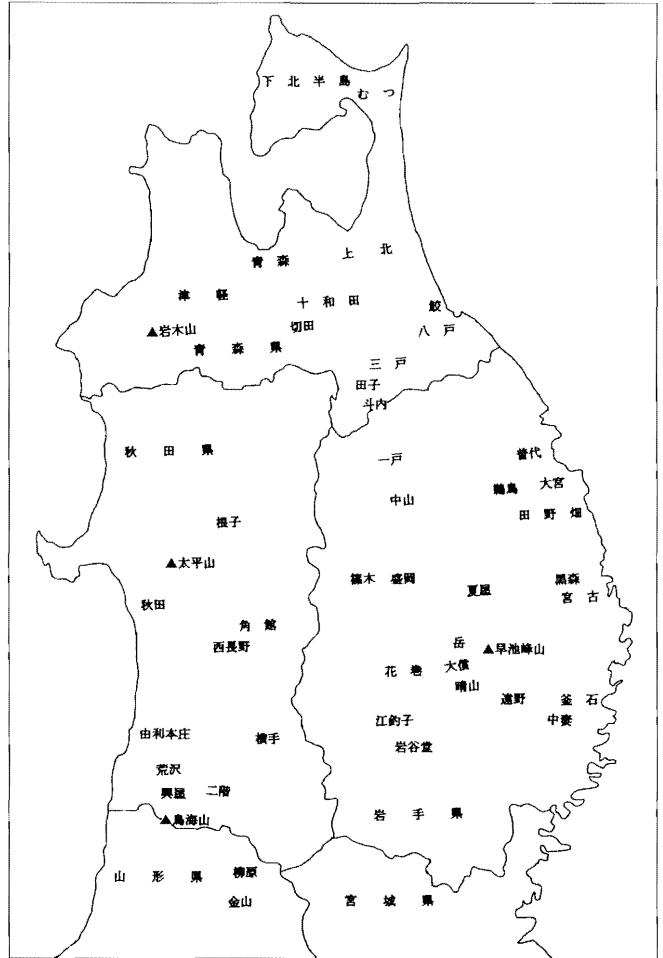


能舞の伝承地分布図 (『東通村史 民俗・民俗芸能編』
[一九九七、五二一頁]より)

卷)・(蒲野沢の鐘巻)・(野牛の金巻)・(石屋の金巻)・(尻屋の金巻)・(尻旁のかねまき舞)・(上田屋の鐘巻舞)・(砂子又の金巻)・(白糠のかねまき)・(猿ヶ森の金巻) (以上のテキストは『東通村の能舞』に準拠)、(大利の鐘巻乃部B) (テキストは『日本庶民文化史料集成 第一巻 神楽・舞楽』に準拠)、横浜町の(松木の鐘巻道成寺) (テキストは『山伏神楽・番楽』に準拠)、横浜町の(大光院獅子舞本の道場寺) (宝暦五年・一七五五年筆録) (テキストは『青森県史 民俗編 資料下北』に準拠)である。

山伏神楽・番楽の(鐘巻)の諸本 また、この能舞の本文と比較・検討する山伏神楽・番楽の(鐘巻)の諸本は、次のとおりである。(岳の金巻A)・(大償のかねまき道成寺)・(晴山の鐘巻)・(夏屋本の金巻)・(黒森の金巻A) (『岩手県民俗芸能誌』によると文化一五年・一八一八年筆録)・(田子の金巻)・(中妻本の金巻)・(二階本の金巻)・(興屋の金巻)・(荒沢本の金巻)・(西長野の金巻) (以上のテキストは『山伏神楽・番楽』に準拠)、(岳の金巻B) (文化二年・一八〇五年筆録)・(岩谷堂の金巻) (明治二年・一八八八年筆録) (以上のテキストは『日本庶民生活史料集成 第十七巻 民間芸能』に準拠)、(大償の鐘巻道成寺) (大償のかねまき道成寺)にほぼ同じ)、(テキストは『大償山伏神楽』に準拠)、(黒森の道成寺) (慶応元年・一八六五年筆録)・(篠木の道成寺) (以上のテキストは『岩手県民俗芸能誌』に準拠)、(江釣子の鐘巻) (テキストは『陸中沿岸地方の廻り神楽報告書』に準拠)、(鮫の鐘巻道成寺) (テキストは『芸能の科学 2 - 芸能資料集 2 - 鮫の神楽台本集成』に準拠)、(切田の鐘巻道成寺)、(中山の鐘巻御寺) (以上のテキストは『南部切田神楽調査報告書』に準拠)、(斗内獅子舞本の金まき) (近世後期筆録と推定) (テキストは『青森県史 民俗編 資料南部』に準拠)、(根子の鐘巻) (テキストは『根子番楽』に準拠)、(柳原の金巻) (テキストは『山形県最上郡金山(稲沢・柳原)の民俗』に準拠)である。

岳、大償、晴山は花巻市、夏屋は川井村、黒森は宮古市、中妻は釜石市、鶴鳥は普代村、岩谷堂は江刺市、江釣子は北上市、篠木は滝沢村、中山は一戸町にある(以上は岩手県)。斗内は三戸町、田子は田子町、鮫は八戸市、切田は十和田市にある(以上は青森県)。
二階・興屋・荒沢は由利本荘市、西長野は大仙市、根子は北秋田市にある(以上は秋田県)。
柳原は金山町にある(以上は山形県)。



〈鐘巻〉の伝承地分布図 (能舞の伝承地を除いた〈鐘巻〉の伝承地だけを記した)

- 文は、現行の能舞の本文の次に記述する。
- (7) 山伏神楽・番楽の〈鐘巻〉の代表的・特徴的な本文は、必要に応じて記述する。
 - (8) 本文は原則としてテキストどおりに記述する。ただし、理解の便宜上、(9)～(14)のように若干変えて記述する。
 - (9) 本文がカタカナ表記の場合は、原則としてひらがなに直す。
 - (10) 漢字に直せる場合は漢字に直し、ルビをテキストどおりに付す。
 - (11) 原則として旧漢字は新漢字にする。
 - (12) 誤記がある場合は、正しい表記に直す。
 - (13) 句読点を適宜付す。
 - (14) 本文にI、(1)、①、i、aなどの番号・記号を付す。

(三) 凡例

- 凡例 (1) 大段落・小段落の区分は、筆者の解釈に基づいている。
- (2) 演出はテキストどおりに記述し、舞台での所作を簡潔に記述する。
- (3) 本文の発言者の記述は、筆者の解釈に基づいている。
- (4) 能舞の〈鐘巻〉の本文として、〈鹿橋のかねまき〉を記述する。
- (5) この〈鹿橋の鐘巻〉の本文と異なる現行の能舞の〈鐘巻〉の特徴的な本文は、〈鹿橋のかねまき〉の本文の後の()に記述する。ただし、必要に応じて別に記述することもある。
- (6) 横浜町の能舞〈大光院獅子舞本の道場寺〉(宝暦五年・一七五五年筆録)の特徴的な本

三 復原した〈鐘卷〉の梗概

二段構成 〈鐘卷〉は二段構成になっており、劇的な形式になっている。その復原した能舞の(鐘卷)の梗概は、およそ次のとおりである。

前段 都の名のある布施屋の長者の一人娘(二三歳)が、鐘巻寺にやって来る。そして、日本中の寺や名所旧跡をあらかた見巡り終えているものの、鐘巻寺だけを見ていないので、参詣させてほしい、と別当に願ひ出る。すると別当は、女人禁制の寺なので早くお戻りくださいという。しかし、旅の女は女人禁制に納得しない。

そして旅の女は、鐘巻寺が貴い寺なので男は百日の行をしてから参詣し、女は千日の行をしてから参詣すると聞いているので、女の自分は千日の行をしてから参詣したいという。

すると別当は、鐘巻寺の五つの不思議を列挙して女人禁制を強調し、早くお戻りくださいという。しかし、旅の女はこれにも納得しない。

すると別当は、さらに鐘巻寺の七つの不思議を列挙し、寺・僧侶が女を無視・拒否するので、早くお戻りくださいという。この七つの不思議の一つが鐘の音の不思議で、男(僧侶)の鳴らす鐘の音が澄みきり、万物の始まりから終わりまでを悟る境地を奏するという。しかし、旅の女はこれにも納得しない。

そして旅の女は、かつて女が無理にこの寺に参詣して鐘の緒を押したためにどうなったか知りたいという。そこで別当は、次のように答える。昔、女が無理に参詣して鐘の緒を押したので、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、女が鐘の中に突き込まれて(巻き込まれて)鬼神(異形の者)になった、と聞いているので、早くお戻りください、と。

すると旅の女は、女を悟れない存在にしてきた原初からの性差別を嘆き、女に生まれたばかりに鐘巻寺に参詣できないことを悔やむ。すると別当は、これに同情し、せめて法楽の歌舞を奏上してからお戻りくださいという。そこで女は、喜んで法楽の歌舞を奏上する。この歌舞は、鐘の音を聞いて万物の始めから終わりまでを悟り得た喜びを主題にしている。

すると旅の女は、舞っているうちに、鐘を打ち鳴らして悟りを得たいという思いに激しく取り憑かれ、鐘の音が休もうが、鬼神(異形の者)になろうが、構わない、とばかりに、参詣して鐘の緒を押そうとする。すると、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、忽ち旅の女が鐘の中に突き込まれて(巻き込まれて)鬼神(異形の者)になってしまう。

後段 熊野参詣の客僧(山伏)が登場し、自分は修験の各霊山で厳しく修行し、著しい験があることを誇らかにいう。そして、鐘巻寺の霊的な事件を解決した者に金品などをたくさん与えるという高札(禁札)が出ているので、これに比べて日頃鍛えた験を人々に披露したい、と述べ立てる。

そして、客僧は鬼神(異形の者)になった旅の女を祈り出し、調伏して救済する。

四 〈鐘巻〉の本文

前段：旅の女が鐘巻寺の女人禁制を破り、鬼神（異形の者）になる

(一) 鐘巻寺の設定と旅の女の登場の促し

(1)：鐘巻寺を場とし、旅の女の登場を促す。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
は 入 れ					
は 入 り	(1)	①音に聞く鐘巻寺とは、来て見れば、来て見れば、 厳しは（あら厳しの）、名所なるもの。名所なるもの。 ②いとどさみ（いとどさに）、心は寂し（心寂しき）、山寺の、 しを読みながら（御経を読みながら）、参る稚児かな。 ③御祈禱には、つるのや（城のや・つゆのや・旧のや）、 御神楽、参らす。参らす。 参らす神は、重ね重ねには、はいやく。		ナレーター	立派な装束をつけた一人の男が登場する。 片手に扇子、片手に小道具（鐘と高札の 象徴）と晒し（鐘の緒の象徴）を持ち、 静かに舞う。 途中で男が小道具（鐘と高札の象徴）と 晒し（鐘の緒の象徴）を舞台上手の楽屋 の一人に手渡す。 男も楽屋の一人も幕入りをすする。
は 入 り					

〔大光院獅子舞本の道場寺〕の本文は一七五五年に筆録された能舞の言立て本で、現行の一首目を「沙門神歌」として用いている。「沙門神歌」とは沙門（楽屋の者）が神歌を唱えるという意味である。

①音に聞く鐘巻寺を、来て見れば、やら、いつくしの名所なるもの。〔大光院獅子舞本の道場寺〕

〔尻芳のかねまき舞〕の本文は、①②の他にも次の神歌を用いている。

今朝見れば、千代外寺の、庭の苔、く、さながら瑠璃の光なるらん。く。

①音に聞く鐘巻寺と、来て見れば、く、やれや、いづこそは、名所なるもの。名所なるもの。

②いとどさみに心寂しや山寺に、経読みながら参り着くかな。く。

春来れば、沢べの柳は糸よりてく靡くにつけても、春は来にけり。く。〈尻旁のかねまき舞〉

神声・受声・掛け歌 (1)は太平洋側の山伏神楽で用いる「神声・受声・掛け歌」に相当している。『日本演劇史』(一九六三、一一六五―一一六七頁)によると、これは一曲の序曲といふべきもので、神歌と常の歌(和歌などの短詩形)の場合がある。登場人物が登場する前にこれによって一曲の曲題と内容の一部が示されている。ここではナレーター(胴取り)が楽屋の者と掛け合いをし、①常の歌と②③二首の神歌で場を設定し、登場人物(旅の女)を舞台に送り出している。楽屋の者は「沙門」とも「歌掛け」ともいい、劇の進行や内容説明を受け持っている。

鹿橋では、①と②は寺で演じて神社で演じないといい、③は神社で演じて寺で演じないという。神仏混交時代には共に演じたろう。

音に聞く鐘巻寺とは来てみればやら敵しの名所なるものが、適合している。「鐘巻寺」の名前は怪奇でいわくあり気である。その謎・由来は(16)、(20)で明かされている。「敵し」は威敵がある義。「名所なるもの」の「もの」は感嘆を表す。

いとどさに心寂しき山寺に経読みながら参る稚児かなが、適合している。「いとどさに」は「いとど」(一人の義)と同じか。「いとどさみ」は、その訛りだろう。寺なので、稚児が「経読みながら」参るのが、適合している。別伝の「し」は、「詩」あるいは「書」の訛りか。

鐘巻寺を「山寺」といつているので、鐘巻寺は山岳寺院である。

御祈禱に千代のや御神楽参らす参らす神は重ね重ねにはいやが、適合する。この神歌は、能舞の代表的な神歌である。「はいや」は神楽を奏上するときの掛け声である。

旅の女の登場の促し 右の三首の掛け歌によって、旅の女の登場を促している。

山伏神楽の本文を、次に挙げる。

②いと、なに、心の留る此寺に、経読みながら、招ちこ達。〈中妻本の金巻〉

「招ちこ達」は「参る稚児たち」の誤伝だろう。この歌は神歌である。

楽 センヨホエ ほのほのとく イヨ、サアく

唄 センヨハエ あれを見よく イヨ、サアく

楽 センヨハエ 玉垣のく イヨ、サアく

唄 センヨハエ 幕の根にく イヨ、サアく 〈大償のかねまき道成寺〉

〈大償のかねまき道成寺〉は、楽屋の者(沙門)の唱える「神声」と胴前(胴取りとも)の唱える「受声」の掛け合いで歌う。「幕の根」は、登場人

物が最初に立つ場所である。

祈の宮が近ければ、申し事は叶なるもの。(出子の金巻)

これは、神歌の「何事も叶ふの宮は近ければ、祈りは叶ふ幸ひの里」の簡略形、変形である。

聖 忘れても女に心を許すまい。鐘巻寺を見るにつけても。

池の汀の桜のかけよりも及ばぬ枝にかゝる白波。(鶉鳥の金巻) (田野畑本)

「忘れても女に心を許すまい。鐘巻寺を見るにつけても」は(鐘巻)から導いた教訓歌で、(鐘巻)の主題に対する解釈がかなり鮮明に述べられている。

(1)の復原 以上から、能舞の(1)は次のように復原できよう。

小段落	詞	発 言 者
(1)	<p>①音に聞く鐘巻寺とは、来てみれば、来てみれば、やら、厳しの、名所なるもの。名所なるもの。</p> <p>②いとどさに心寂しき山寺に、経読みながら参る稚児かな。</p> <p>③御祈禱に千代のや御神楽参らす。参らす神は重ね重ねに。はいや。はいや。</p>	ナレーター

舞台での男の所作

舞台での所作をみると、(1)で烏帽子を被り、腰に刀を差し、立派な装束をつけた男が登場する。右手に扇子、左手に小道具と晒しを手にして登場し、静かに舞う。小道具は鐘と高札(禁札とも)を象徴し、晒しは鐘の緒を象徴している。

そして男は清めの散米をし、小道具と晒しを舞台の上手に蹲る楽屋の一人に手渡してから退場する。その幕入りに続き、舞台の上手に蹲る楽屋の一人も小道具と晒しを持って楽屋に去る(あるいは、そのまま舞台に控えている)。

この後、(2)女が鐘の緒に体を押し付けながら鐘の緒を手繰り、鐘に近付いて鐘を撞こうとして鬼神(異形の者)にされる場になると、先の楽屋の一人が小道具(鐘の象徴)と晒し(鐘の緒の象徴)を手にして再び登場し、舞台の上手に蹲って、次の動きをする(あるいは、そのまま舞台に控えていた楽屋の一人が、次の動きをする)。まず、女の所作に応じて晒しを手渡し、次いで小道具も手渡す。

小道具(高札の象徴)は(2)にも登場し、この高札によって客僧が事件を知っている。

一人二役 この舞台に登場する男は何者だろうか。まず、鐘巻寺にある鐘と鐘の緒、ならびに高札を舞台に設置しているので、道具方ではなか

ろうか。

また、『東通村の能舞』(一九八四、一八頁)の(鐘卷)の解説によると、「曲の始めは、別当が鐘の緒を巻いた禁札を左手に、白扇を右手に持って翁舞と同じ静かな舞い振り舞う。別当は金札を舞台に置いて去るが、この禁札は鐘を意味すると思われる」とある。このような演出もあるので、この男は別当でもあろう。現に、蒲野沢ではこの登場人物を別当と称している。ただし、別当の詞章が(4)以降にあるので、別当が(1)で登場し、退場するのは、時間的に対応していない。こういう点では、神楽の演出、所作はかなりおろかである。

なお、解説では「鐘の緒を巻いた禁札」が「鐘を意味する」と説くものの、これは鐘と鐘の緒と禁札(高札)の三つを象徴している(24で後述)。こうしてみると、ここに登場する男は、道具方、別当の二役を一人で兼ねていることになり、(1)の詞章と無縁の存在だとわかる。

山伏神楽と番楽の演出・所作 山伏神楽や番楽の演出はどうだろうか。

『山伏神楽・番楽』(一九七一、二九八頁)の(出子の金卷)の解説によると、鐘と鐘の緒について次のような演出がある。「はじめ、頬冠り、平服、羽織の沙門風ものが扇をとって出、「祈の宮が近ければ」の歌を歌ひつ、その場にめぐり、扇を指しなどして一舞あり、次に刀に帯をつけたものをとって、右方にいたゞき、左方にいたゞき、中にいたゞきして、尚一舞あると、胴にそれをさして入る、これは鐘の體である。帯は鐘の緒である」。これは能舞とそっくりな演出で、ここに登場する男は、道具方、別当の二役を兼ねているようである。

しかし、次のように道具方、黒子に徹している場合もある。『山伏神楽・番楽』(一九七一、二八五頁)によると、(岳の金卷A)では、(2)(旅の女が鐘巻寺へ道行きする)と(3)(女が名乗り、鐘巻寺へ到着し、参詣を申し出る)で女が舞っている時、楽屋の一人が、支えの棒に黒紋付きの衣裳、もしくは黒風呂敷を掛け、上方を括って「鐘」の体に拵え、竜頭にあたるところに赤いしごき帯の一端を結び、その帯を畳んで掛けておいたものを持って舞台に蹲っている。この帯は「鐘の緒」に見立てられている。

また、『山伏神楽・番楽』(一九七一、三〇三頁)の(興屋の金卷)の解説によると、高札について次のような演出がある。後段に入ると、「甲、面、帯刀、袴の者が襷を輪袈裟風に下げて出、扇を開き、太刀に手をかけ、「高札あり」と言つて胴取りより、高札の體で、小太刀に烏帽子をつきさしたものを受とり、左足を前にし、扇を振りつ、自分で言葉をつきさしたものが高札の象徴になっている。ここで、胴取りから高札の象徴を受け取つてさまざまな所作をする者は、舞台に道具を設置する道具方である。

(二) 旅の女の参詣と女人禁制

(2) 旅の女が鐘巻寺へ道行きする。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
女幕出し	(2)	愈急ぐ行くほどに、愈急ぐ行くほどに、鐘巻寺に着きにける。		女	女が登場する。

〔大光院獅子舞本の道場寺〕の本文は、次のように現行の能舞とほぼ同じである。

漸々急ぎ行程に、漸々急ぎ行程に、鐘巻寺に着にけり。〔大光院獅子舞本の道場寺〕

道行き (2)は、旅の女が鐘巻寺に至る道行きである。ここで、女が舞台に登場する。

漸う急ぎ行くほどに鐘巻寺に着きにけりが、適合する。

山伏神楽・番楽の本文は、次のようにおおよそ能舞と同じである。

漸うく、急ぎ行く程に、鐘巻寺に付にける。〔江釣子の鐘巻〕

漸うく、急ぎ行く程にく、鐘巻寺を志し〔大償のかねまき道成寺〕

漸ふく急、奈良のはに、漸ふく急ぎ、奈良の端に、是ははや奈良の都に着にけり。〔二階本の鐘巻〕

南都の御寺の鐘の音、舟は長閑に急ぐらん。〔柳原の金巻〕

〔柳原の金巻〕はかなり異風で、前後の文脈を辿りがたい。これでは御寺の鐘の音と舟行の関係が不明であり、また女は「長閑に急」ぐという自家撞着を起こしている。

(2)の復原 こうしてみると、能舞の(2)はほぼ本来の本文を伝えている。

(3)：女が名乗り、鐘巻寺に到着し、参詣を申し出る(私は都の名のある布施屋の一人娘で、日本中の堂や寺、名所旧跡をおおよそ見巡り、鐘巻寺だけを見ていないので、鐘巻寺へと急いでいる。鐘巻寺に到着し、参詣させてほしい、と別当に願ひ出る)。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
幕付き	(3)	<p>①御前に罷り立ったる女とは、いかなる女、と思し召す。</p> <p>②我は是れ、そも都に、隠れなし(隠れなき)、ひよう屋(布施屋・清屋・せ屋・平屋・ひーや・ひいや・平野・世之屋)の、長者の、一人姫にてござ候。</p> <p>③日本は(日本な・日本の)、堂々寺々、名所旧跡とて、あらあら、見巡り候いしが、未だ音に聞く、奈良の石堂と(奈良の石堂の、奈良の石土の)、鐘巻寺を、見んづ候ほどに(観んず候程に)、鐘巻寺と(鐘巻寺へと)、愈、急ぐ女にてござ候。</p>	女		

〔大光院獅子舞本の道場寺〕の本文は、基本的に現行の能舞と同じである。

おう、①御前に罷立る女をは、いかなる女、と思召。

②我れはこれ、そもも都に隠れなき、布施屋の長者の、一人姫にて御座候。

③日本は、堂々寺々、名所旧跡とて、粗々、見巡り候へ共、未音に聞、奈良の石堂と鐘卷寺を、見んす候程に、鐘卷寺へ、漸々急く女にて候。(大光院獅子舞本の道場寺)

思召すは、旅の女が観客を尊敬している。①は型どおりの自己紹介の冒頭部で、旅の女が自分の素性を観客に推測させている。

見ず候 「見んづ候」・「観んず候」・「見んす候」は、「見ず候」が正しい。

山伏神楽・番楽の本文

(3)には問題が多い。そこで、この(3)に相当する山伏神楽・番楽の本文を挙げて検討する。

なお、能舞の本文ならびに山伏神楽・番楽の本文には、理解する便宜上、I・①・i・aなどを付した。I・IIの記号は、本文が完全形から省略形へ移行する過程を示している。

I さん候。①こう御前に罷立たる女をば、いかなる女、と思召。

そもも、②我これ、宮古に隠れもなき、なにうらやなのべの長者の、一人姫にて御座候か、年は当年廿三歳。

③日本は、あらく、名所旧跡、堂々寺々迄も、皆、一見申ては候へとも、今た音に聞、この鐘卷寺を、拜ん其ために、漸ふく、急ぐ参る女にて御座候。

④それによつて、鐘の供養が御座候かやのふ。(黒森の金卷A)

「そふも」は「そも」で「そもそも」、「宮古」は「都」、「今た音に聞、この鐘卷寺を、拜ん」は「未だ音に聞く、この鐘卷寺を、拝まぬ」の義。ここの「鐘の供養」は、若い女が鐘の供養の日に参詣を願ひ出る能楽や歌舞伎の「道成寺」の影響を受けていよう。ただし、他にこの類例がない。

①参り行、か様に出立たる女をば、いか成女、と思召のふ。

②我は是、都に隠れもなき、布施屋の長者の、一人姫にて御座候か。

③名所旧跡、堂々仏閣、皆不残一見申て候得共、音に聞、鐘卷寺を、拜み不申候程に、

④鐘卷寺の道を、教て玉ひかしのふ。(黒森の道成寺)

をを、①御前に罷立たる女をば、どの国の住人、如何成るものぞ、と思召す。

②我は是、紀伊の国、天の布施屋長者か、一人姫にて候。歳は当年二十三。

③凡名所旧跡、堂塔方の巡りを、一見仕ては候へとも、未だ音に聞く、奈良の御寺を、拝す候によつて、奈良の御寺に、漸々、急ぐ女にて候。

④奈良の御寺と申は、此方にて候か。〔二階本の金巻〕

〔二階本の金巻〕の「拝す」は「拝ます」の義。

①御前に立たる女をば、いかなる女、と思召ことの候。

②忝け無も、かまくらの開山、伏やか長者の、一人姫にて候。

③日本国をも、あらく、片の廻りにも、見巡りて候。今た伝聞、ゆらの開山、彼金巻寺を、今た見ず候。此度思立、一見せばや、と存候。

④別当の御坊は、内に御座しますかなう。〔江釣子の鐘巻〕

「かまくらの開山」は「ゆらの開山」に引かれた衍文か。「伏やか長者」は「布施屋が長者」、「ゆらの開山、彼金巻寺」は「ゆらの開山」した「かの鐘巻寺」、「今た」は「未だ」の義。「片の廻り」は「堂塔方の巡り」の省略形か。

おふ、①こふ御前に立つたる女をば、いかなる女、と思召よのふ。

②我是、西の国ひへやの長者、一人の姫にて候。

③我も日本わ、あらく、嶺々、嶽々、寺々、堂塔、名所旧跡、一見いだし候得共、未だ音に聞く、ゆらの開山、金巻寺を、拝み申さん。此度思い立ち、ゆらの開山、金巻寺にと、漸ふく、急ぐ女にて候か、

④金巻寺の別当、坊内にましますかよのふ。〔岳の金巻B〕

①こふ御前に立たる女を、ゑか(如何)なる女、と思召しのふ。

②我是、西の国ひへやの長多や(者)、老人姫にて候得しが、

③我も日本の、あらあら、名所旧せき(跡)を、みつけん(一見)しやうてわ候共、ゑま(未)だ音に聞く、ゆらめいさん、金巻寺を、拝み申さず。

④此度おもゑ(思い)立て候。別当坊わ、内にまします給ふよの。〔岩谷堂の金巻〕

〈岩谷堂の金巻〉の「ゆらめいさん、金巻寺」は「ゆらの開山、鐘巻寺」が適合しよう。

おう、①こうおんに、罷り立つた女おは、如何なる女、と思し召す。

②我こそや、あめやひせやの、一人姫にて候や。

③日本が、堂塔寺々、高野、信濃まで、皆、廻るわ、廻りて候へども、未だ音に聞く、奈良の御寺おは、一見せんほどにと、立ちやすらゑて、見ばや、ど存ち候。

おう、④鐘の緒の宿願とわ、こなたの事にて候が。〈柳原の金巻〉

「鐘の緒の宿願とわ、こなたの事にて候が」は、鐘の緒を押して鐘を打ち鳴らして、すべての寺に参詣する宿願を果たしたい、その寺（奈良の御寺）とはこなたのことにて候か、の義か。

以上のIは、一応すべてのモチーフ(①)④を備えている。

II をう、①かように罷り立つた女をは、いかなる女、と思召す。

そうも、②宮古に隠れなき、天の布施屋の長者の、一人姫にて御座候か、

をう、③日本わ、等々寺々、旧処名跡き、あらあら、一見申て候か、音に聞く、鐘巻寺を、拝まんと、漸うよう、急ぐ女にて候。〈夏屋

本の金巻〉

さん候。①かふ御前に罷出たる女をは、これいかなる女、と思し召し玉ふのふ。

②我は是そうも、都に隠れなき、ないうらやなに波の浦の長者の、一人姫にて御座候。

③日本は、あらく、名所旧跡、皆、巡りて候へと、未だ音に聞く、かの鐘巻寺を、拝ます候ほとに、漸々、急ぐ女にてまします。〈中妻本の金巻〉

〈中妻本の金巻〉の「拝ます」は「拝ます」の義。

際 ②われはこれ、布施屋の長者の、一人の姫にて候ひしは。

③日本な、あらく、堂塔寺々、名所旧跡を、皆、一見いたし候へども、未だ音に聞く、よ(ゆ)らの開山、鐘巻寺を、拝み申さず候程に、この度思立ち、よらの開山、鐘巻寺へと、漸く、急ぐ女にて候。

④ 寺住、いかに案内したまふべしの。(大償のかねまき道成寺)

「よ(ゆ)らの開山、かねまき寺」は、「よ(ゆ)らの開山」した「鐘巻寺」の義。「よ(ゆ)ら」は僧侶の名前で、(大償の鐘巻道成寺)によると「ゆら」は「由良」と表記されている。「よら」は「養良」などだろう。

を、②我はこれ、

③ あらく、名所旧跡とて、皆々見巡り候得とも、未だ音に聞く、ならの御寺を見ず候程に、漸々、此度ならの御寺に急ぐ女にて候得は、

④ 是はならの御寺と覚ひ候。是にしはらく立やすらふて候。(斗内獅子舞本の金まき)

② 紀州牟婁の郡、まなこのしよやか老人姫にて候か。年を申せば式拾三に罷成り。

③ 二(日) 本は、ほ、しなじな、高野・信濃まで、三廻り廻つては候得共、未だ音に聞、ならの御寺をば、一見せんほとに、一見せはやとよふし、是まで参りて候か。

④ ならの御寺の鐘のしよくわんとは、こなたの事にて候か。(興屋の金巻)

〈興屋の金巻〉の「しなじな」「よふし」は不詳、「しよくわん」は「宿願」の義か。

以上のⅡは、①を欠いている。

Ⅲ ③ 日本な、あらく、見巡り申ては候へ共、音に聞く、ゆらの開山(奈良の御寺)、金巻寺を、拝み申たる事はなし。漸々、急ぎ行く女にて候得しか。

④ 別当御坊は、内に御座ましかよのふ。(岳の金巻A)

② 自らは、花の都の片辺布瀬屋ケ長者の老人姫にて候か。

③ 名所旧跡堂宮寺々、日本は広かりしと聞つれど、あらく、拜んでは候へど、鐘巻をば未だ拜まねは、其御寺を拜ん、と急ぐ女にて候。(鮫の鐘巻道成寺)

以上のⅢは、①・②あるいは①・④を欠いている。

布施屋 笹森「二〇〇〇、二九頁」によると、「布施屋」は奈良平安時代に主要道路の難所に設けた緊急用の宿泊施設で、渡河地点などに官費で

設置・維持され、旅で難渋した運脚夫などを救済収容したという。

「布施屋」の類語として「天の布施屋(ひせや)・「伏や」・「ひへや」・「清屋」・「せ屋」・「平屋」・「ひーや」・「ひいや」・「平野」・「ひよう屋」・「世之屋」がある。24では、右の他に「富勢屋」・「伏屋」・「勢屋」・「平家」・「せいや」・「ひゑ」・「まなこのしよや」・「久敷や」ともいつている。いずれも「布施屋」の訛りだろう。この他、「布施屋」と同位相にあるのが、「なにうらやなのべ」・「なにうらやなに波の浦」・「天下」である。

「布施屋」(とその類語)は、都、紀伊の国、西国にあるという。能舞の場合は都にあるという。

奈良の石堂と(の)鐘巻寺の本文には、問題がある。「奈良の石堂と鐘巻寺」とすると、女の見残したのが「奈良の石堂」と「鐘巻寺」の二つになり、「奈良の石堂の鐘巻寺」とすると、女の見残したのが「奈良の石堂の鐘巻寺」だけになる。

この点、山伏神楽・番楽の本文は「よら(ゆら)の開山、鐘巻寺」、「奈良の御寺、鐘巻寺」、「鐘巻寺」、「奈良の御寺」となっていて、「鐘巻寺」と「奈良の御寺」が同一の寺のようである。そして、「石堂(石土)」はどこにも出てこない。

以上、能舞の(3)とそれに相当する山伏神楽・番楽の本文を見ると、「鐘巻寺」の所在は奈良にあるように見える。しかし、能舞の(16)に相当する山伏神楽・番楽の本文、ならびに能舞の(24)とそれに相当する山伏神楽・番楽の本文によると、鐘巻寺の近くに「浅間ヶ嶽」、「朝熊ヶ嶽」、「東ヶ嶽」あるいは「愛宕、鞍馬」があるという。すなわち、「鐘巻寺」が「浅間ヶ嶽」の近くにあるとすると駿河・甲斐、信州・上州が、「朝熊ヶ嶽」の近くにあると伊勢が、「愛宕、鞍馬」の近くにあると京都が、それぞれ「鐘巻寺」の所在地だとわかる。なお、「東ヶ嶽」の所在が不明なので、この場合は「鐘巻寺」の所在地が不詳である(16で後述)。こうしてみると、奈良が「鐘巻寺」の所在地でないようである。また、「よら(ゆら)」と「奈良」の音が一部通じているので、「よら(ゆら)」「人名」が「奈良」(地名)に誤伝された、と考えられる。そこでさらに、「奈良の御寺」がありえないとわかる。

また、「石堂(石土)」は「開山」と同じ文脈に位置しているので、「開山」のイザと「石堂」のイシドの音が類似しているところに起因する誤伝だとみられそうである。

養良(由良)の開山、鐘巻寺 したがって、能舞の「奈良の石堂と(の)鐘巻寺」の本来の形は、「よら(ゆら)の開山、鐘巻寺」(江釣子の鐘巻)、(大償のかねまき道成寺)だ、といえるだろう。すなわち、「よら(ゆら)」は僧侶の名前で、例えば「養良」、「由良」などが「開山した「鐘巻寺」という意だろう。

このように、女の見残した寺が「鐘巻寺」だけだということになると、日本全国の神社仏閣、名所旧跡をすべて見巡るといふ念願を叶えるために、「鐘巻寺へと漸々急ぐ女にてござ候」という文脈が精彩を帯びてくる。現に、山伏神楽・番楽のほとんどが、「皆」・「あらあら」見巡った、と述べている。こうしてみると、この後一つの寺巡りで満願が成就するという高揚した気持ち、鐘巻寺での怪奇な事件を引き起こす下地になっているとわかる。これが見残した寺が二つだとなると、女を過激な言動に駆り立てた根拠が薄くなる。

(3)の要旨 以上から、(3)は女の名乗りと参詣の申し出で、その要旨は次のとおりだろう。

- ① 私は誰かというと、
- ② 都の名のある布施屋の一人娘で、歳は二三歳である。
- ③ 日本中の堂や寺、名所旧跡をおおよそ見巡り、養良(由良)の開山した鐘巻寺だけを見ていないので、鐘巻寺へと急いでいる。
- ④ やがてその鐘巻寺に着き、参詣したい、と別当に申し出る。

(3)の復原 以上から、能舞の(3)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(3)	<p>① 御前に罷り立ちたる女とは、いかなる女、と思し召す。</p> <p>② 我はこれ、そも、都に隠れなき布施屋の長者の、一人姫にてござ候。歳は当年二十三歳。</p> <p>③ 日本な、堂々寺々、名所旧跡とて、あらあら見巡候ひしが、未だ音に聞く、養良(由良)の開山、鐘巻寺を、見ず候ほどに、鐘巻寺へと漸う急ぐ女にてござ候。</p> <p>④ 鐘巻寺と申すは、この方にて候か。別当の御坊、内に御座ましますかの。</p>		女

この点、現行の能舞は④がないので、中間の形である。

(4)：別当は、鐘巻寺が貴い寺で昔から女の参詣した例がないので、早くお戻りくださいという。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(4)	<p>○ ああら、何ともなく別当の仰せかな。</p> <p>① 鐘巻寺と申せば、尊き御寺のことなれば、昔よりして、女の参たる例はなし。</p> <p>② 昔より、夙く夙く御戻り候べしいのー。</p>		別当	

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、次のとおりである。

- おう、なにともなき女の仰せやう。
- ① 鐘巻寺と申候は、尊き御寺の事なれば、
- ② 昔が今に至るまで、今は昔に至るまで、女参りたる例はなし。

③それから、夙うく御戻り候へ。(大光院獅子舞本の道場寺)

ナレーターと別当の驚きのことば 現行の能舞の○は、別当の発言(①)と(③)を聞いたナレーターの先取りした驚きのことばである。これに対して、(大光院獅子舞本の道場寺)の○は、(3)女の発言を聞いた別当(あるいはナレーター)の驚きのことばである。この二種類の驚きのことばは、女と別当の緊迫したやり取りを反映し、さらに数回反復されている。ただし、二人の緊迫した問答は前段の最後まで繰り返されているのに、○はやがて立ち消えになっている(後述)。

この点、山伏神楽・番楽の本文には、ナレーターと別当の驚きのことばが一切なく、他はほぼ能舞と同じである。
不熟な驚きのことば こうしてみると、ナレーターと別当の驚きのことばは不熟で、これは能舞だけが施した中途半端な付加だ、と考えられる。そこで、ナレーターと別当の驚きのことばは本文の復原から削除する。

(4)の復原 以上から、能舞の(4)は次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(4)	①さん候。鍾巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、 ②昔よりして、男参れども、女参らぬ御寺ゆゑ、 ③女の身として、それより夙く夙く御戻り候べしいの。		別当

(5)：女は女人禁制に納得しない。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(5)	(○)あらあら、何ともな女の申しものかな。 ①金巻寺と申すは、貴き事なれば、 ②昔より、女参りたる例はなし。 ③これより、夙う夙う御戻り候べしの。(野牛の鐘巻)		ナレーター	女

〔野牛の金巻〕(鹿橋のかねまき)以下の能舞は(5)を欠落しているものの、(野牛の金巻)だけが右のように(5)を伝えている。(野牛の金巻)には(5)とほぼ同じ(4)があるので、一見すると(5)は(4)の反復のように見える。しかし、「女の申し(す)ものかな」と女の発言にナレーターが驚いているので、女が別当の発言に反問していると知られる。とすると、次に述べる山伏神楽と番楽の本文を参照すると、女が別当の発言を鸚鵡返しにし、「これより夙う夙う戻れ、とのたまふかよ」と述べるのが適合するとわかる。

山伏神楽・番楽の本文では、女が次のように①②③別当のことを鸚鵡返しにして反問し、別当が④でこれに応じている。

- ① 此御寺と申は、そも貴き御寺の事なれば、
- ② 男参れと、女の参らん御寺故、
- ③ 女の身として、是より、帰れ、とのたまふかよのふ。
をを、④さん候。(岳の金巻A)

- ① 霊地名山の御寺故、
- ③ 女の身として、是より、帰れ、とぬたまふかよのふ。
- ④ さんぞふろふ。(岳の金巻B)

- ① 其貴御寺のことなれば、
- ② 女人参ん御寺也。
- ③ 夫からと、皈れ、との玉ふかなう。(江釣子の鐘巻)

梁原 さま候。①この寺と申すは、そも、霊場不思議の御寺故、
③女の身として、これより、夙く／＼帰れ、とのたまふかよの。(大償のかねまき道成寺)

(5)の復原 以上、能舞の(5)は次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(5)	① 鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、 ② 昔よりして、男参れども、女参らぬ御寺ゆゑ、 ③ 女の身として、これより夙く夙く帰れ、とのたまふかよの。 ④ さん候。		女 別当

(三) 百日の行と千日の行

(6)：女は、鐘巻寺が貴い寺なので男が百日の行をしてから参詣し、女が千日の行をしてから参詣すると聞いているので、自分は千日の行をしてから参詣したいという。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(6)	<p>○ああら、何ともなく女の申すものをかな。 <small>かみまきでら、おとこ</small></p> <p>①鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、 <small>たつと、みでら</small></p> <p>②昔よりして、男参れば、百日の行にて参る、と聞く。 <small>むかし、おとこまゐ、ひゃくにち</small></p> <p>③女参れば、千日の行にて参る、と聞く。 <small>めなまゐ、せんじち</small></p> <p>④我ら、よそうの者なれば(女性のことなれば、行商のことなれば)、 <small>われ、よそうのもの、にょしや、いんしょう</small> 千日の行にて参る候ほどに(参り候程に)、何の愚かが候べしいの！ <small>せんじち、まゐ、まゐ、なん、うろ、まろろ</small></p>		ナレーター	
				女	

○は、女の発言(①)④)を聞いたナレーターの先取りした驚きのことばである。

〔大光院獅子舞本の道場寺〕の本文は、次のとおりである。

- おう、何ともなき別当の仰せやら。
- ④我れ女人の事なれば、千日の行にて参に、何のおろかは候べし。(中略)
- おう、何共なき別当の仰せやう。
- ②男参せは、百日の行にて参ると聞く。
- ④我等女人の事なれば、千日の行にて参るに、何の愚かは候へし。〔大光院獅子舞本の道場寺〕

この○は、(5)別当の発言を聞いた女(あるいはナレーター)の驚きのことばである。

山伏神楽・番楽の本文を、次にいくつか挙げる。

I ①奈良の御寺と申は、尊き御山のことなれば、

②男は百日の行にて参る、と承る。

④我等女人の身なれはとて、千日万日の行に、何んの胡乱うろんか候まほべし。〔二階本の金巻〕

お、誠まことやら、伝つたひ承うけれは、

②男思おとこおもへは、百日の精進しんじんにて参まゐる由よし、よも承うけふ。

又また ③女思メオモへは、二百日の精進しんじんにて参まゐるよし、よも承うけふ。

④我らは、女人のことなれば、千日せんの行ぎやうを申まをす。千日せんの行ぎやうの功力くりきによつて参まゐるに、なにの子細しぎひが候まほへしのふ。〔黒森の金巻A〕

あふ、我も承うけり候まほには、

②男は百日の行浄ぎやうじやうにて参まゐるよし、

③女は二百日の行浄ぎやうじやうにて参まゐるよし、

④増て我参まゐるには、千日せんの行ぎやうにて参まゐるとは、何にうたがひ有あるべきぞ。〔黒森の道成寺〕

以上のIは、一つの要素(①、③)を欠いている。

II

をを、②男か百日の行ぎやうで参まゐる、と承うけつて候まほ。

④我女人の身なれば、千日せん万日まんにちの行ぎやうにて参まゐるに、何の子細しぎひ候まほへし。〔斗内獅子舞本の金まき〕

405 それは誠まことにも承うけり候まほが、

②男は百日の精進しんじんにて参まゐるとや。

④婦人めしんは不浄ふじやうの身みにて候まほへど、千日せんの行ぎやうにて参まゐるに、何の子細しぎひか候まほまし。〔鮫の鐘巻道成寺〕

②男は百日の行ぎやうにて参まゐるとも承うけり、

④我ら女人の身として、千日万日せんにちまんにちの行ぎやうに、何んの胡乱うろんかする。〔荒沢本の金巻〕

(2)男となつて、百日の行、

(4)女となつて、千日せんの行ぎやうを勤まめて参まゐるのに、何の不思議ふしぎのあるべきに。〔岳の金巻A〕

以上のIIは、二つの要素(①・③)を欠いている。

(6)の復原 こうしてみると、能舞の(6)は○を除いてほぼ本来の本文を伝えている。

相対的な性差別と絶対的な性差別 女は仏教の性差別を相対的なものと心得、それを克服して参詣しようとしている。しかし、以下で別当が語る(9)五つの不思議・(13)七つの不思議は鐘巻寺が絶対的な性差別をしていることを示し、それで別当が忽々に帰るように強く促している。したがって、構成上、相対的な性差別がこの(6)に位置するに相応しい。この点、能舞・(二階本の金巻)・〈岳の金巻A〉・〈興屋の金巻〉・〈夏屋本の金巻〉などのあり方が適切である。

(四) 五つの不思議

(7)：別当が鐘巻寺に五つの不思議があるという。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(7)	<p>○ああら、何ともなく別当の仰せかな。</p> <p>① 鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、</p> <p>② 五つに五つの不思議は候。</p>		<p>ナレーター</p> <p>別当</p>	

○は、別当の発言(①・②)を聞いたナレーターの先取りした驚きのことばである。

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、次のとおりである。

○やら、何共なき女の仰せやら。

① 鐘巻寺と申は、尊き御寺の事なれば、(中略)

○おう、何共なき女の仰せやら。

① 鐘巻寺と申は、尊き御寺の事は、

② 五つ／＼に五つの不思議か候。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

この○は、(6)女の発言を聞いた別当(あるいはナレーター)の驚きのことばである。能舞の驚きのことばは、ここで終わっている。

山伏神楽の本文も、ほぼ同じである。次に、その一例を挙げる。

脚留持さん候。こゝに②五つの不思議あり。(大償のかねまき道成寺)

(7)の復原 こうしてみると、能舞の(7)は○を除いてほぼ本来の本文を伝えている。

(8)：女がその五つの不思議を知りたいという。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(8)	ああら、五つに五つの不思議にとりては、どれどれのー。		女	

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、次のとおりである。

五つくゝに五つの不思議に取ては、とれ候そ。(大光院獅子舞本の道場寺)

山伏神楽の本文もほぼ同じである。次に、その一例を挙げる。

楽原公郎 五つの不思議にとりては、そも。(大償のかねまき道成寺)

(8)の復原 こうしてみると、能舞の(7)は本来の本文を伝えている。

(9)：別当はその五つの不思議を列挙して女人禁制を強調し、早くお戻りくださいという。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(13)	<p>ii ああら、雨が降れども、軒端の露の、落つることはなし。 さくりなけれども、風、うち入れることもなし(内にうち入れることもなし)。 鐘の遠つい(鐘の遠路に)、消え果つることもなく(消え果つる事無し)。 庭に花(草)生いず。 池の(に)蝶々(鳥々)、何と遊べども、声立つることもなし。</p>		別当	

(9)

i じようだんには(きをだにも、中谷に、京谷、つようだんに)、
 おほきだ 男木立てども、女が立たづ(雌木立たず)。
 しか 鹿わ通いども、女が通わん、山にて候ほどに、

「五つの不思議」と「七つの不思議」が混交する能舞 現行の能舞では(7)と(8)で「五つの不思議」といいながら、引き続き別当が「七つの不思議」を列挙している。

この子供にもわかる矛盾を取敢えて犯していることは、興味深いことである。これはこの矛盾にも容易に変えがたい真実があるからだろう。すなわち、本来の伝承が変容した形でそれなりに実直に継承されてきたことを示唆している。その本来の形は、まず(9)「五つの不思議」を挙げて女に帰ってもらおうとしたものの、それでも女が納得しないので、次いで(13)「七つの不思議」を挙げて是非とも女に帰ってもらおうとするものだったろう。後述するように、iの二例は(9)「五つの不思議」に、iiの五例は(13)「七つの不思議」に、それぞれ分類されるものである。しかし、伝承しているうちに(9)と(13)が混交し、配列の順が逆転し、「五つの不思議」ということばを忘れ去った、と考えられる。

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、錯綜した形ながら次のように(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を列挙し、早くお戻りくださいと述べる。

i 木をたにも、男木立てども、女木立す。

鳥をたに、男鳥通ひとも、女鳥通わす。

鹿は、男が通ひとも、女鹿通はす。

それから、とをく御戻り候へ。(中略)

ii 雨降れとも、軒端に露の落る事もなし。

庭に草生えす。

さぐりなけれど、其風内に入る事もなし。

池の鳥々、何にと遊べ共、声立つる事もなし。

鐘のたうすみ、消えおつる事もなし。(中略)

これは五つく五つの不思議で候程に、それから、夙をく御戻り候へ。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

「七つの不思議」ということばを忘れ、別の段落が混入し、かなり錯綜しているものの、一応(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を弁別している。すなわち、後述するようにiの三例は(9)「五つの不思議」に、iiの五例は(13)「七つの不思議」に、それぞれ分類されるものである。

「五つの不思議」と「七つの不思議」を弁別する山伏神楽 (9)「五つの不思議」の次に(13)「七つの不思議」があり、そこに弁別があったことは、山伏神楽の本文をみるとかなり判然とする。山伏神楽の本文には、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を弁別して列挙する場合と、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を混交させて(13)「七つの不思議」として列挙する場合がある。

次に、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を弁別して列挙する場合から、代表的な(9)「五つの不思議」の条を挙げる。

い木をだに、男木立ど、女木立たず。

鹿か参れと、女鹿参らず。

雄鳥通へど、雌鳥通はず。

男虫通へど、女虫通はず。

男参れど、女の参らん、寺なれば、

女の身として、夫から、すぐく返らせ玉へ。(岳の金巻A)

「木をだに」は正しくは「木だに」で、木さえ義。「だに」は副助詞で、全体のうちの一部を例としてあげ、他は言外に悟らせようとする気持ちを表している。ここでは、樹木さえ雄木が立てども女木が立たないので、男参れども女は参らない、と言外に述べている。「鹿」は「雄鹿」が正しい。「女参らん」は「女参らぬ」の義。

い木だに、大き(男木)立と、めぎ(女木)ただつ(立たず)。

鳥さい、男鳥通いと(通へど)、女鳥かよ(通)わづ。

おむし(男虫)参りど、めむし(女虫)参らず。

鹿わかよ(通)いと、めか(女鹿)わ通わづ。

男参れど、女参らつ。

是五つの不思議に候ほどに、

女の身として、それより、夙ふく帰らせたまい。(岳の金巻B)

別注

い木だに、雄木立と、雌木立たず。

鳥だに、雄鳥通へど、雌鳥通はず。

男鹿か参れど、雌鹿参らず。

雄虫通へど、雌虫通はず。

男参れど、女参らむ、寺故に、

女の身として、これより、すぐく帰かへらせたまへ。〈大償のかねまき道成寺〉

〈大償のかねまき道成寺〉の「女参らむ寺」は「女参らぬ寺」の義。

i きを谷、男木立(て脱力)ど、女木立(た脱力)ず。

男虫かよ(通)へど、女虫かよわず(通はず)。

鹿はまる(参)れど、女鹿まへ(参)らず。

男鳥通へど、女鳥通わず。

男まへ(参)れと、女まへ(参)らん、寺なるに、

女身として、それより、すぐくすぐ帰かへらせ給ふ。〈岩合堂の金巻〉

五つ五つの不思議にとりては、

i 扇立てども、目に立つと云ふ例もなし。

鹿の通ひども、女鹿の通ふと云う例もなし。

男鳥通ひども、女鳥めんの通ふと云う例もなし。

男参へるども、女参ると云ふ例もなし。

ii 花咲けども、実はならず。

之れは五つの五つの不思議に御座候の。〈切田の鐘巻道成寺〉

〈切田の鐘巻道成寺〉の「扇立てども」は「男木立てども」、「目に立つ」は「女木立つ」の義。五つ日の「花咲けども、実はならず」は、(13)「七つの不思議」に分類される(後述)。

翌 五つの不思議に取ては、

i 先、男参とも、女参らず。

雄鳥通へど、女鳥通かようこともなし。

男鹿参れとも、女鹿参ず。

男木立と、女木立ず。

ii 枯木に花咲けと、実成と云こともなし。

是は五つの、不思議に候程に、それから夙、御帰り候得。(江釣子の鐘巻)

五つ目の「枯れ木に花咲く」は後段の客僧の験を誇示する(23)の「枯れ木に花咲かす」の衍文だろう。ここは、「花咲けども、実の成ることもなし」が適合する。この五つ目も(13)「七つの不思議」に分類される(13で後述)。

この他に、(中山の鐘巻御寺)が(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を弁別して列挙するものの、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を大きく取り違え、錯綜している。

「五つの不思議」と「七つの不思議」が混交する山伏神楽 その一方で、山伏神楽では(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を混交させている。次に、その一例を挙げる。

i 先つ一番に、おんき(男木)立とも、めんき(女木)立つ。

鹿は参とも、女鹿の参たるためしもなし。

鳥をだにも、男鳥通ひとも、女鳥通ひたるためしなし。

石をたに、男石伏せとも、女石伏したるためしなし。

ii 池のかひろは、遊へども、声立つることはなし。

雨は降れとも、軒端の露の落ちることはなし。

風は吹けとも、とふじめのきれることもなし。

これが七ち七つくの不思議にて候のふ。(黒森の金巻A)

「めんき(女木)立つ」は「雌木立つといふためしもなし」が適合する。iiは、(13)「七つの不思議」に分類される(後述)。

このように、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」が混交するあり方は、番楽でも同じである。

弁別する古い能舞と混交する現行の能舞 この点、古い能舞の(大光院獅子舞本の道場寺)(一七五五年筆録)では、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を一応弁別しているのに対して、現行の能舞では(9)と(13)を混交させている。

「五つの不思議」と「七つの不思議」の弁別の内実(1) (9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」は、仏説によって女人禁制の結界(バリアー)を張り巡らした強力な神霊スポット・鐘巻寺でこそ起こる現象である。それら(9)と(13)はともに女人禁制で一括できるものの、(9)と(13)の内実は相違し

ている。その相違とは、(9)では鐘巻寺に参詣する人を男女によって差別し、(13)では鐘巻寺とそこの僧侶が女人を拒絶・忌避している。右の(9)「五つの不思議」の事例を一覧すると、次の型をとっている。

男(男の比喩)はすれ(肯定)ども、女(女の比喩)はししない(否定)。

そして、副助詞の「だに」があるので、一つ目の不思議は四つ目の不思議までが、例えば「木だに、雄木立てど、女木立たず」の反復で、この延長線上に五つ目の不思議を出し、ましてや「男参れども、女参らぬ」と駄目押しをし、「女の身としてそれより夙く御戻り候べしのふ」と結ぶのが、適切である。こうしてみると、〈岳の金巻A・B〉・〈大償のかねまき道成寺〉・〈岩谷堂の金巻〉が、本来の形をほぼ残している。

能舞の五つの不思議

こうしてみると、現行の能舞のiの二例は本来(9)「五つの不思議」に分類されるものであり、復原すると次のようになろう。

i 木だに、男木立てども、女木立たず。

鹿だに、男鹿通へども、女鹿通はぬ、〈現行の能舞の復原〉

なお、能舞の「木だに」の類語(じょう谷には、中谷に、京谷、つようだんに)には、かなりの異同があり、山岳寺院の鐘巻寺の所在を示す「谷」のように解釈されているようである。

また、〈大光院獅子舞本の道場寺〉のiの三例も本来(9)「五つの不思議」に分類されるもので、復原すると次のようになろう。

木だに、男木立てども、女木立たず。

鳥だに、男鳥通へども、女鳥通はず。

鹿だに、男鹿通へども、女鹿通はず。〈大光院獅子舞本の道場寺の復原〉

(9)の復原 以上、(13)を勘案して能舞の(9)を復原してみると、例えば次のようになろう。

小段落	詞	章	発言者
(9)	i 木だに、男木立てども、女木立たず。 虫だに、男虫通へども、女虫通はず。 鳥だに、男鳥通へども、女鳥通はず。 鹿だに、男鹿通へども、女鹿通はず。		別当

男参れども、女参らぬ、山にて候。

これ五つの不思議ゆゑ、女の身として、それより夙夙御戻り候べしいの。

その他の「五つの不思議」の類例を、次に挙げる。この類例は、右の五つの不思議と入れ替え可能なものである。

波だに、男波立てども、女波立たず。

石だに、男石伏せども、女石伏したる例なし。

(10)：女は五つの不思議に納得しない。能舞では欠落しているものの、山伏神楽では女が(9)「五つの不思議」に納得しない段落がある。

別当は(9)で女人禁制の不思議を列挙して女人禁制の事実を強調するだけで、根拠・理由を提示していない。そのためか、女は納得していない。なお、番楽も(10)を伝えていない。

山伏神楽の本文の典型的な例を、次に挙げる。

木をだに、男木立ど、女木立ず。

鹿か参れど、女鹿参らず。

男虫通へど、女虫通はず。

雄鳥通へと、雌鳥通わず。

男参れと、女参らん、御寺ゆへ、

女の身として、是から、すぐく返れ、との玉ふかよのふ。(岳の金巻A)

(4)を鸚鵡返しした(5)と同様に、(9)を鸚鵡返しにして不服を表している。

女潔 さん候。五つの不思議故、女の身として、これより、疾う疾う帰れ、とのたまふかよの。(大償の鐘巻道成寺)

ここでは鸚鵡返しを止めて、簡潔に不服を表明している。

(10)は言外に、なぜ女人禁制なのかを反問しよう。

以上、鸚鵡返しは不服の表明としてかなり強烈であるものの、いささかくどいので、簡潔な不服を採用しておく。

なお、能舞と番楽が(10)を欠落させているのは、(10)の鸚鵡返しを重複と考えて省略したからではなからうか。
(10)の復原 以上から、能舞の(10)は次のように復原できよう。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
(10)	五つの不思議ゆゑ、女の身として、これより夙く夙く帰れ、とのたまふかよの。 さん候。	女	別当		

(五) 七つの不思議

(11)：別当が鐘巻寺にさらに七つの不思議があるという。能舞には欠落しているものの、山伏神楽・番楽では、(10)の説得に納得しない女の態度を別当が見て、鐘巻寺に(13)「七つの不思議」があるという。

山伏神楽・番楽の本文は、例えば次のとおりである。

傳習 ここに七つの不思議あり。(大償の鐘巻道成寺)

習 亦、それにかきらず、七つの不思議も候程に、夫から夙、御飯り候得。(江釣子の鐘巻)

(11)の復原 以上、(7)にならって能舞の(11)を復原すると、次の形になろう。

小段落	詞	章	発言者
(11)	またここに、七つに七つの不思議は候。		別当

(12)：女がその七つの不思議を知りたいという。能舞には欠落しているものの、山伏神楽・番楽では、女がその(13)「七つの不思議」を具体的に知りたい、と述べている。

山伏神楽・番楽の本文は、例えば次のとおりである。

女楽 七つの不思議にとりては、そも。(大償のかねまき道成寺)

五つと七つの不思議の混交 能舞に(11)と(12)が欠落しているのは、(13)「七つの不思議」が(9)「五つの不思議」に混交してしまい、(13)「七つの不思議」の話題を改めて提供する場を失ったからである。

(12)の復原 以上、(8)にならって能舞の(12)を復原すると、次のようになる。

小段落	詞	章	発言者
(12)	七つに七つの不思議にとりては、どれどれの。		女

(13)・別当はその七つの不思議を列挙して女人禁制を強調し、早くお戻りくださいという。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(9)	鹿 <small>しか</small> わ通 <small>か</small> いども、女 <small>め</small> が通 <small>か</small> わん、山 <small>やま</small> にて候 <small>ま</small> ほどに、			
	(13)	池 <small>いけ</small> の(に)蝶々 <small>ちやうちやう</small> (鳥々 <small>ちやうちやう</small>)、何 <small>なに</small> と遊 <small>あそ</small> べども、声 <small>こゑ</small> 立つること <small>も</small> なし。 庭 <small>には</small> に花 <small>はな</small> (草 <small>くさ</small>)生 <small>お</small> いず。 鐘 <small>かね</small> の、遠 <small>と</small> づい(鐘 <small>かね</small> の遠路 <small>とちじ</small> に)消 <small>き</small> え果 <small>は</small> つること <small>も</small> なく(消 <small>き</small> え果 <small>は</small> づる事 <small>こと</small> 無し)。 さ <small>さ</small> くりなれども、風 <small>かぜ</small> 、うち入 <small>い</small> れること <small>も</small> なし(内 <small>うち</small> に入 <small>い</small> れること <small>も</small> なし)。 ii ああ、雨 <small>あめ</small> が降 <small>ふ</small> れども、軒端 <small>のきは</small> の露 <small>つゆ</small> の、落 <small>お</small> つること <small>も</small> なし。 i じようだんには(きをだにも、中谷 <small>なかつち</small> に、京谷 <small>きやうこ</small> 、つようだんに)、 男木 <small>おほぎ</small> 立 <small>た</small> てども、女 <small>め</small> が立 <small>た</small> たづ(雌木 <small>めぎ</small> 立 <small>た</small> たず)。 男木 <small>おほぎ</small> 立 <small>た</small> てども、女 <small>め</small> が立 <small>た</small> たづ(雌木 <small>めぎ</small> 立 <small>た</small> たず)。	別当		

「五つの不思議」と「七つの不思議」の混交 (9)で前述したように、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」は混交している。iiの五例は(13)「七つの不思議」に、iの二例は(9)「五つの不思議」に、それぞれ分類されるものである。ここでは、(9)に続いて、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を弁別する。

一つ目の不思議 (13)「七つの不思議」も、この鐘巻寺特有の現象である。

まず、雨が降っても軒端の露が落ちないという。「雨」は女人、「露」は寺・僧侶、「落つる」は墮落することの比喻である。すなわち、女人が濡れかかっても(来訪しても)、寺・僧侶は女人を無視・拒否して痕跡も残さない、という義である。

二つ目の不思議 「さくり」は敷居や鴨居に設けた溝で、同時に他と区分する仕切りを意味する。「さくりなれども、風、内うちに入いるることもなし」が、適合している。「さくり」がなくても風を内うちに入いれないの義。「うち入るる」には意志があり、「さくり」がなくても風を内うちに入いれない

という。「さくり」は悟りの障害物を防御するもの、「風」は女人の比喩である。すなわち、女人が来ても、寺は女人を無視・拒否して内に入れない、という義である。

三つ目の不思議 「遠路に」が適合している。この三つ目の不思議は、打ち鳴らした鐘の音が遠路に消え果てないことである。

山伏神楽・番楽の本文を、次に挙げる。

住持 鐘の遠音の、絶ゆることもなし。(大償の鐘巻道成寺)

鐘の音、静かにして数丁里に聞へ。(晴山の鐘巻)

鐘の、遠路きこゆることもなし。(二階本の金巻)

鐘の遠声、きこゆることもなし。(切田の鐘巻道成寺)

遠路の切れ果でると言うの例なし。(柳原の金巻)

かね打人の見得ざるに、諸行無常と響くなり。(江釣子の鐘巻)

〔二階本の金巻〕と〔切田の鐘巻道成寺〕の「きこゆる」は「消ゆる」の誤伝だろう。「諸行無常と響くなり」は、インドの祇園精舎の無常堂の四隅に鐘があり、病僧が臨終の折、この鐘が自然に鳴りだして「諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽」と声を出したことを指している(20)で後述)。この本文だけが、鐘巻寺の鐘の音が遠路に消え果てないという類例から逸れている。しかし、これも鐘の音の不思議として括れる。

僧侶(男)だけの悟りの境地

鐘巻寺の鐘の音が遠路に消え果てないことは、仏説の聖性を示しているだろう。この不思議は、(19)の法楽の歌、

(20)でこの寺の鐘が「諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽」と奏でていること、その鐘を女が鳴らそうとすると鐘の音が休み、鐘の中に突き込められていること、の三つに密接にかかわっている。まず、法楽の歌「打ち鳴らす鐘に五哀の夢覚めて阿阼の二字を聞くぞ嬉しき」は、鐘の音を聞いて万物の始めと終わりまでを悟り得た喜びを述べている。また、この寺の鐘は諸行無常の真理を説く偈を奏でている。このように、この鐘の音には仏説の真理が込められている。しかし、女がこの鐘を鳴らそうとすると、悟りを得られないどころか、鐘の音が休み、異形の者になるという仏罰を蒙っている。

こうしてみると、この寺の聖なる鐘は僧侶(男)だけを受け容れ、彼らが鳴らす時だけその音は澄みきって、悟りの境地を奏で、一方で女人を徹底して拒否・忌避しているとわかる。すなわちこの三つ目は、一見すると女人禁制を説いていないように見えながら、この僧侶(男)だけの悟りの境地を陽画のように表現し、女人禁制を陰画のように浮き彫りにしている。

このように関心が鐘の音の聖性に集中しているので、この鐘の音の不思議は(13)「七つの不思議」のなかでも別格で、最も肝腎なところである。以上から、三つ目の正確な本文は、「鐘の音の、遠路に消え果つることもなし」だろう。

鐘の竜頭の切ることなし なお、(岳の金巻A・B)では鐘の音の不思議と同じ文脈に次のように鐘の竜頭の不思議を述べている。

金のりゆうず(ゆうず・竜頭)の、切る(きれる)事もなし。(岳の金巻A・B)

この本文の正確な形は、「鐘の竜頭の切ることもなし」だろう。「鐘の竜頭」とは、釣り鐘の上部の「竜」の形をした、吊るすための部分である。これも、僧侶(男)だけの悟りの境地を示している。すなわち、この寺の鐘は諸行無常を説く偈を奏でているものの、旅の女がこの鐘を鳴らそうとすると、鐘の竜頭が切れて地に落ち、鐘の音が休むとともに、女を鐘の中に巻き込んでいる。

こうしてみると、「鐘の竜頭の切ることもなし」も、一見すると女人禁制を説いていないように見えながら、僧侶(男)だけの悟りの境地を表現しながら女人禁制を浮き彫りにしている。

四つ目の不思議 四つ目の不思議は、「庭に花(草)生ひず」である。今までの類例(一・二つ目)に倣うと、「庭に花(草)生ふこともなし」となる。 「庭」は鐘巻寺、「花(草)」は女性の比喩である。すなわち、寺に女性の居所がないと言い切っている。

山伏神楽・番楽の本文を、次に挙げる。能舞とはほぼ同じ本文(二階本の鐘巻)・(江釣子の鐘巻)の他に、次の例がある。

庭に草生へて花は咲けとも、実わ成らず。(岳の金巻A)

庭に草は(生)いず、又花わ咲いても、身(実)わならず。(岳の金巻B)

傳持留 此、に咲く花、果は成らず。(大償のかねまき道成寺)

この文脈でも、「庭」は鐘巻寺、「花(草)」は女人の比喩である。その「花(草)」の実がならないというのは、女人が参詣したとしても、結局は悟りを得られない、女人の居所がない、ということである。

以上、三つ目の鐘の音の不思議は僧侶(男)を受け容れることだけを述べて、女人を拒否することを暗示しているのに対して、四つ目の庭の草花の不思議は女人を拒否することだけを述べて、僧侶(男)のみを受け容れることを暗示している。

五つ目の不思議 「池の(に)蝶々(鳥々)、何と遊べども、声立つることもなし」の本文には問題が多い。蝶々は元々声を立てないし、「池の(に)蝶々」と熟するほど「池」と「蝶々」の関係が緊密でない。この点、「池の(に)鳥々」(池の水鳥たちの義)は「池」と「鳥々」が密接なので、まだしも適合しているものの、「鳥々」は尋常な表現でない。能舞の「鐘巻」の本文では、この文脈は辿りきれない。

山伏神楽・番楽の本文を次に挙げて、比較する。なお、(A)・(C)は五つ目の不思議を述べる本文の分類を示している。

(A)傳持留 池に遊鳥、数多遊べども、声立つることもなし。(大償の鐘巻道成寺)

池のかひろは、遊へども、声立つることはなし。(黒森の金巻A)

池のいかいごか、遊へとも、音の立つることもなし。〈夏屋本の金巻〉
 池のいかいこは、遊へとも、浪の立ることなし。〈中妻本の金巻〉
 池の藝は、遊へとも、波立といふ事もなし。〈西長野の金巻〉

「かひろ」・「かいご」・「かいこ」は「蛙」の義だろう。

(A)を整理すると、次の形になろう。

(A) 池の蛙は、遊べども、声(音・波)立つることもなし。

(B) 池の鳥々は、何にと遊べと、声立る事もなし。〈岳の金巻A〉

池の鳥々、何と遊べと、声立てることもなし。〈江釣子の鐘巻〉

池の鳥の、何と遊へど、声立つる事もなし。〈岩谷草の金巻〉

池の諸鳥、何と遊べと、浪立たつ。〈晴山の鐘巻〉

(B)を整理すると、次の形になろう。

(B) 池の鳥々は、何と遊べども、声(波)立つることもなし。

(C) 池のいかいる、ちやうくと遊べとも、声のうち立つと言事もなし。〈斗内獅子舞本の金まき〉

池のかゑりゆう、てふくと遊ぶとも、うひ声立つることなし。〈荒沢本の金巻〉

池の藝、きやうくと遊へども、声の上に立つと言ふ事もなし。〈田子の金巻〉

池に住蛙は、如何にてうくと遊べども、姿の見ゆる事もなし。〈鮫の鐘巻道成寺〉

戌は、ちよくと遊共、声立てるためしなし。〈興屋の金巻〉

「池のいかいる」・「ゑんのかゑりゆう」は「池の蛙」の義。「戌は」は「池の蛙」の誤伝だろう。「ちやうく」・「てふてふ」・「きやうく」・「てうてう」
 「」・「ちよく」は「蝶々」の義。

(C)は、(B)の形の「何」に「蝶々」が入って文意が明晰になっている。(C)を整理すると、次の形になろう。

(C) 池の蛙、蝶々と遊べども、声(波)立つることもなし。

こうしてみると、(B)は(C)の崩れた形だ、と推測できる。すなわち(B)は、(C)が口頭で伝承されているうちに「蛙」を忘れ、そこに蛙の遊び相手の「蝶々」が移動し、空いた「蝶々」の箇所が不明のまま「何」という困惑の表現になったのだろう。こうしてみると、能舞の本文の(B)「池の(に)蝶々(鳥々)、何と遊べども、声立つることもなし」は、(C)「池の蛙、蝶々と遊べども、声立つることもなし」の崩れた形だとわかる。

池の蛙、蝶々と遊べども、声立つることもなし では、(A)と(C)のいずれが本来の形だろうか。

この点、能舞の(13)「七つの不思議」はすべて女人禁制を述べており、(9)「五つ目の不思議」も寺・僧侶に拒絶・忌避すべき女人が必要なので、(C)僧侶(男)は女人と遊べども、墮落することもなし」という表現がほしいところである。この「池」は鐘巻寺、「蛙」は僧侶、「蝶々」は女人の比喩である。すなわち、寺に女人の居所がなく、女人と交流しても、僧侶は無視・拒否して感情に起伏がない(相手にしない、揺るがない、墮落しない)という。したがって、この文脈では(C)「池の蛙、蝶々と遊べども、声立つることもなし」の形が適切である。

五つ目の不思議は、女人が来ても僧侶は無視・拒否すると述べる一・二つ目の不思議と同じ発想をしている。以上の五つが、能舞の伝承する「七つの不思議」である。

六・七つ目の不思議 六・七つ目の不思議は、前述したように(9)「五つの不思議」で、次の形が正しい。

木だに、男木立てども、女木立たず。

鹿だに、男鹿通へども、女鹿通はぬ、(現行の能舞の復原)

「五つの不思議」と「七つの不思議」の弁別の内実(2) 以上のように、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を整理してみると、両者が女人禁制で一括できるものの、その内実は相違し、(9)は鐘巻寺への参詣を男女によって差別し、(13)は鐘巻寺や僧侶が女人を拒絶・忌避している、とさらにわかる。

「五つの不思議」と「七つの不思議」の文型 このことは文体にも表れている。(9)「五つの不思議」の場合は、次のように逆接の並列の型を一貫して取っている。

男(男の比喩)はくすれ(肯定)ども、女(女の比喩)はくしない(否定)

これに対して、(13)「七つの不思議」の場合は、一・二・五つ目の不思議の型(a)か、三・四つ目の不思議の型(b)かを取っている。

- (a) 女人が来ても、寺・僧侶は無視・拒否する
 (b) 寺・僧侶だけを肯定（あるいは女を否定）するかして、他方を否定（肯定）することを暗示する

こうしてみると、この他の(13)「七つの不思議」の類例として挙げられる次の事例は、(a)に分類できる。

(a) 風吹けど、燈消ゆることもなし。

風吹くとも、草木の動くということもなし。

風吹けども、庭に木の葉の落つるということもなし。

雪降れども、(庭に)積もりてあるという例なし。

「風」・「雪」は女人の比喩、「燈」・「草木」・「木の葉」・「庭」は寺・僧侶の比喩である。

しかし次の例は、ただ単に鐘巻寺の不思議を挙げたに過ぎない。

音静かにして数丁里に聞こえず。

読経の声はすれども、姿の見ゆることもなし。

香の焼けども、煙の立つることもなし。

(9)(13)「五つ・七つの不思議」の意図は、一貫して女人禁制にある。この二例は、(9)(13)「五つ・七つの不思議」の意図を勘違いし、後に付加されたものだろう。

別当と女の緊迫したやり取り 以上、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」は、別当と女の緊迫したやり取りを反映している。別当は、男と女を対比させ、鐘巻寺が貴いので男が参詣できて女が参詣できないという(9)を列挙する。しかし、女が納得しないので、別当はこれを何とか説得しようとして躍起になって視点を換え、寺・僧侶と女を対比させ、寺・僧侶が女を無視・拒否するという(13)を列挙する。

そして、**別当は早く立ち返るようにいう**。能舞の(13)「七つの不思議」はここで終わっているものの、〈大光院獅子舞本の道場寺〉ではこれに続いて次のように別当が早く帰るように促している。

これは五つ／＼に五つの不思議で候程に、それから夙を／＼御戻り候へ。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

ここの「五つの不思議」の実態は、(13)「七つの不思議」である。

山伏神楽・番楽の本文でも、列挙された「七つの不思議」に続いて次のように別当が早く帰るように促している。次に、その一例を挙げる。

集舞 これは七つの不思議故、女の身として、これより、すぐ／＼帰らせ給え。〈大償の鐘巻道成寺〉

これとほぼ同じ本文が、(二階本の金巻)・(荒沢本の金巻)・(岳の金巻A・B)・(岩谷堂の金巻)・(興屋の金巻)にもある。

絶対的な禁制 (6)で女が男の十倍の千日の行をしてから参詣すると言っているのに、(9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」で別当が女人禁制

を強調しているのが、女が千日の行をしても届かない絶対的な禁制だとわかる。

(13)の復原 以上から、能舞の(13)はおよそ次のように復原できよう。なお、(a)(b)の文型に従って整序し、鐘の音の不思議は〈鐘巻〉の主題と直結する肝腎な部分なので、最後に配置した。

小段落	詞章	発言者
(13)	ii あら、雨が降れども、軒端の露の落つこともなし。 さくりなれども、風、内にうち入ることもなし。 風吹けども、燈消ゆることもなし。 雪降れども、庭に積もりてあることもなし。 池の蛙、蝶々と遊べども、声立つこともなし。 庭に花(草)生ふることもなし。 鐘の音の、遠路に消え果つこともなし。 これ七つの不思議ゆゑ、女の身として、それより夙く夙く御戻り候べしいの。	別当

(14)：女は七つの不思議にも納得しない。 能舞には欠落しているものの、(10)と同様に女がこの(13)「七つの不思議」にも納得しない段落が必要である。

山伏神楽・番楽の本文は、これに続いて別当が早く帰るように促している。

集舞 それ、五七不思議の御寺ゆへ、女の身として、是より、すぐ／＼帰れ、との玉ふかよのふ。

坊 さん候。(晴山本の鐘巻)

(14)の復原 以上から、能舞の(14)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(14)	七つの不思議ゆゑ、女の身として、これより夙く夙く帰れ、とのたまふかよの。 さん候。		女 別当

押し問答 (9)「五つの不思議」と(13)「七つの不思議」を巡る問答は、女人禁制が絶対的なものであることの表明とそれへの不服・異議申し立てを反復しているだけで、質的には高まり・深まりがない。これはいわゆる押し問答である。

(一六) 鬼神になる仏罰

(15)：女は、かつて女が無理にこの寺に参詣して鐘の緒を押ししたためにどうなったか知りたいという。能舞には欠落しているものの、山伏神楽では(14)に続いて、かつて無理にこの寺に参詣して鐘の緒を押しした時どうなったか知りたい、と女は別当に質問している。

山伏神楽の本文は、例えば次のとおりである。

参らんと言えし御寺に参り、押さんと言へし金の緒押ししたるか故を以て、如何なる風情にてもなつたる様子をも承て候かよのふ。(岳の金巻A)

女 さん候。参らぬと言ひし寺へ参り、押さんと言ひし鐘を押せば、いかなる故をも候かよの。(大償の鐘巻道成寺)

(15)の復原 以上から、能舞の(15)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(15)	参らぬと言ひし御寺に参り、押さぬと言ひし鐘の緒を押ししたる故に、如何なる風情になりたる、と承りて候かよの。		女

(16)：別当は次のように答える。昔、女が無理にこの寺に参詣して鐘の緒を押ししたので、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、女が鐘の中に突き込められて鬼神(異形の者)になった、と聞いているので、早くお戻りください、と。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(16)	<p>昔よりして、 ①女参れば、 ②東か嶽も近ければ、 ③鐘の緒も休み切り、 ④それより夙く夙く、御戻り候べしいの。</p>		別当	

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、現行の能舞より簡略である。なお、a・bは対句を示している。

昔は今に至るまで、

①女参れば、

②東か嶽も近ければ、と承り候。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

四回目の断り 別当が女の参詣を断っているのは、(4)・(9)・(13)に次いでこれで四回目である。
山伏神楽・番楽の本文は、次のとおりである。

I お、①それをもをしことにして、参ほどのことならば、

②東か嶽も近ければ、鬼神・魔王も飛び来り、

③a 鐘の緒も休み切り、

③b 鐘の堂にと突き込められ、忽ち鬼神とならせたもう由をも、承つて候が、

④それから夙うく、御戻りなされ候かせのふ。〈鶴鳥の金巻〉(田野畑本)

①それをもをしこととして、参らる、程ならば、

②東か嶽も近ければ、魔王・鬼神も飛び来り、

③a 金の尾も休み切り、

③b 金の中にと突き込められべくにて候。

④ それより夙夙、御戻りあれ。〈夏屋本の金巻〉

「東ヶ嶽」は、〈鶺鴒鳥の金巻〉(三浦本)・(三上本)によると「あくまがだ(た)け」、〈鶺鴒鳥の金巻〉(高屋敷本)によると「かくまがだけ」とあるものの、「東ヶ嶽」の誤伝だろう。②の「鬼神・魔王(魔王・鬼神)」は仏法の守護神で、③bの「鬼神」は異形の者である。「金の尾も休み切り」は「鐘の音も休み切り」の義で、「切り」は続いている行為を止める義。

右の二例は、禁忌を破った祟りを過去の出来事として語らないで警告している。

お、①夫もおし事なられ参程ならば、

②東の嶺も近ければ、魔王・鬼神も降り下り、

③a 鐘の緒を休め、

③b 鐘の中に突き込められ、忽蛇神とならせ給ふ。

④夫よりとふく、戻り候へ。〈篠木の道成寺〉

右の例は、禁忌を破った祟りを過去の出来事として語らないで警告している。

以上のIは、一応すべてのモチーフ①・②・③a b・④を備えている。

II 翌 亦、夫にかきらず、

① 其昔し、女人来て、此御寺に参らんと云し参り、

③a 鐘の緒休み切、

③b 忽ち邪身に成たる由を、承りて候程に、

④ 夫から夙、御戻り候得。〈江釣子の鐘巻〉

「参らんと云し参り」は「参らぬと言ひしに参り」、「鐘の緒休み切」は「鐘の音休み切り」の義。

待髭 さん候。①(昔より)参らむと言ひし寺へ(此寺に)参り、押さむと言ひし鐘を押しした(おせ)るが故によつて、

② 愛宕・鞍馬のあなたより(も近ければ)、大天狗・小天狗、舞ひ下り、

③b 忽ち邪神となつたる様子をも、承つて候程に、

④女の身として、こ(そ)れよりすぐく、帰(かへ)らせたまへ。(大償のかねまき道成寺)

「押さむ」は「押さぬ」で、押してはならないの義。「愛宕・鞍馬」の「大天狗・小天狗」は仏法の守護神である。

さん候。①参(まへ)らずと言(ゆ)えし寺(まゐ)へ参(まへ)り、押(お)さすと(ゆ)えし金(かね)を押(お)したる故(ゆゑ)もつて、

②愛宕・鞍馬も近けれど、大天狗(狗)・小天狗(狗)、ま(舞)系下り、

③b 忽(たふ)ちちやしん(邪神)となる様(よ)子を、承(うけ)つて候(まゐ)ほとに、

④女の身として、それよりすぐく、帰(かへ)らせたまゑ。(岩谷堂の金巻)

右の三例は、禁忌を破った祟りを過去の出来事として語ってから警告している。

おう、往古、久しいやの長者の、一人姫、

①参(まへ)らんと(い)言(い)ひし奈良の御寺に(お)押(お)して参(まへ)り、

②b 忽(たふ)ち鬼人になり、

③a 金の緒をすすみ切り、

④b 鬼神となつた、と承(ま)ては候(ま)ゑ。

⑤それより夙(と)うく、御帰(お)りあれかし(う)。〈田子の金巻〉

おお、昔(むかし)、ひや(さ)しきひやの長者の、一人姫(ひとりひめ)、

①参(まへ)らんと(い)言(い)ひしに、寺(まゐ)へ参(まへ)り、

②a 忽(たふ)ち鐘(かね)の緒(いと)をすすみ切り、

③b 鬼神と成(な)つた、と承(ま)つて候(ま)ゑ。

④是(こ)れより夙(と)く御返(お)りあれ。(斗内獅子舞本の金まき)

「久(ひさ)しいや」と「ひや(さ)しきひや」は「布施屋」の訛(まが)りだろう。(田子の金巻)の「金の緒をすすみ切り」は、「鐘の音も休み切り」の誤伝(ごだん)だろう。(斗内獅子舞本の金まき)の「参(まへ)らん」は「参(まへ)らぬ」で、参(まへ)つてはならないの義。ここの「鬼神」と「鬼人」は同じで、異形の者である。

右の二例は、「布施屋の長者の一人姫」が①参(まへ)つてはならないという奈良の御寺に強引(ごうぎん)に参(まへ)り、②a 「金の緒をすすみ切り(休み切り)、③b 鬼

神（鬼人）になつた」という前例を挙げて、主人公の「布施屋の長者の一人姫」の参詣を断っている。これでは、この寺の鐘をめぐって同一女主人公が起こした過去の事件がまったく同じ形で反復・輪廻していることになる。この反復・輪廻は、結局女人が未来永劫悟れないことを意味することになる。これは能楽と歌舞伎の〈道成寺〉の構想と同じで、これはこれで極めて奥深い。しかし、「久しいやの長者の一人姫」・「ひや（さ）しきひやの長者の、ひとり姫」（布施屋の長者の一人姫）は、怪我の功名ながら、衍文だろう。

お、①それををしことにして、参ほとならば、

②東が嶽も近ければ、鬼神・魔王も、飛び来る、

③b鐘の中にと突き込められて、忽ち鬼神になられへぎにて候ほとに、

④それから夙うく、御戻りやりかせのふ。〈黒森の金巻A〉

②の「鬼神・魔王」は仏法の守護神で、③bの「鬼神」は異形の者である。

あふ、①夫にても押して参るならば、

②東の嶽も近ければ、迷ふ鬼神も、降り来り、

③a鐘の音も止むべし。

④是より、御戻りありかしのふ。〈黒森の道成寺〉

「迷ふ」は魔王の義。「ありかし」「あれかし」が正しい。

右の二例は、禁忌を破った祟りを過去の出来事として語らないで警告している。

以上のⅡは、一つの要素(②、③ab)を欠いている。

Ⅲ 鐘に停止は御座候。

鐘に停止とはなけれ共、

①参るなど言ふし、御寺に参り、押さんと言ふし、鐘を無理に押し、

③b鐘の緒にも突き込められ、忽ち鬼神になりたもふほとに、

④是から早く、御返り被成候。〈興屋の金巻〉

「停止」は禁止の義で、女が鐘に禁忌がありますか、と質問している。以下は別当の発言である。「鐘に停止とはなけれども」は、女人禁制の論理と矛盾している。「押さん」は「押さぬ」の義。「鐘の緒」は正確には「鐘の中に」である。③bの「鬼神」は異形の者である。

- ① かけ貴き御寺へ、女の身として参るならば、押さんと云ひし、
- ③ b 鐘の尾に付込められ、忽大蛇と成るべきにて候。
- ④ 仍て是より速々、御帰り可被成にて候。(西長野の金巻)

「鐘の尾」は「鐘の緒」の義。しかし、正確には「鐘の中に」である。「仍て」は「よって」、「速々」は「夙夙」の義。

- ① 参るなど言、し鐘押せば、
- ③ a 鐘の緒も休み切り、
- ③ b 鐘にも突つ込められ、忽鬼神になつて候。(二階本の金巻)

右の三例は、禁忌を破つた祟りを過去の出来事として語らない。

- おう、①その昔、富勢屋の一人姫は、詣るらんという御寺へ、押さんというし、押して詣り、
- ③ b 金の玉に巻詰められて、忽ち鬼神になつた、と承る。
 - ④ それより、御戻りあれかせの。(中山の鐘巻御寺)

「詣るらん」は「参らぬ」が正しい。「金の玉」は「鐘の緒」の義。

「富勢屋の一人姫」は衍文だろう。もし本文のとおりだとすると、〈斗内獅子舞本の金まき〉と同様、この寺の鐘をめぐって同一女主人公が起こした過去の事件が、まったく同じ形で反復・輪廻していることになる。

以上のⅢは、二つの要素②・③aあるいは②・④を欠いている。

仏法の守護神と異形の者 仏法の守護神と異形の者が登場する段は、16・20・24の三つである。これら能舞の16とそれに相当する山伏神楽・番楽の本文、能舞の20とそれに相当する山伏神楽・番楽の本文、能舞の24とそれに相当する山伏神楽・番楽の本文、能舞の24(24の演出の「鬼の幕出し」を含む)とそれに相当する山伏神楽・番楽の本文を総合してみると、霊山から出現する仏法の守護神を伝えるのは太平洋側の山伏神楽と能舞だけである。それによると、霊山から出現する仏法の守護神とは「浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)」の「鬼神・鬼」、「東ヶ嶽」の「鬼神・鬼・魔王・魔神」、「愛宕山・鞍馬山」の「大天狗・小天狗」である。

これに対する異形の者は、能舞・山伏神楽・番楽に登場し、それは「鬼神・鬼人・鬼・邪神・邪身・蛇身・蛇神・大蛇」である(20・24で後述)。右の出典の状況を表にすると、次の「仏法の守護神と異形の者の出典一覧」になる。

仏法の守護神と異形の者の出典一覧

小段落	出典	仏法の守護神	出典	異形の者
(16)	能舞	東ヶ嶽の鬼神・魔王、 愛宕・鞍馬の犬天狗・小天狗、	能舞	鬼神、
	山伏神楽		山伏神楽・番楽	鬼神・鬼人・邪神・邪身・ 蛇神・大蛇、
(20)	能舞	鬼神、 浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼、 東の嶽の□※	能舞	鬼神・鬼、
	山伏神楽		山伏神楽・番楽	邪神・邪身、
(24)	能舞	東ヶ嶽の鬼神・魔王・魔神、 愛宕・鞍馬の犬天狗・小天狗、	能舞	鬼神・鬼人・邪神・蛇神・ 蛇身・大蛇、
	山伏神楽		山伏神楽・番楽	

※□には「鬼」・「鬼神」が想定できる(24で後述)。

霊山の仏法の守護神 萩原進「一九八八、二二七・二二八頁」によると、信州と上州の境にある「浅間山」には鬼神と天狗が住み、浅間山の麓に「鬼神堂」があったという。

「朝熊ヶ嶽」は、伊勢にある修験の霊山で、金剛証寺が現存する。

遠藤秀男「一九八八、二九頁」によると、駿河と甲斐の境にある「富士山」は浅間大神という神名を冠されて浅間神社に祭られているので、富士山を浅間ヶ嶽とも言った、と考えられる。

五米重「一九八二、一七二頁」とアンヌ・マリ・ブッシイ「一九八六、一一二・一一九頁」によると、京都の「愛宕山」は日羅や天狗(太郎坊)を祭り、これに仕える修験集団が山麓と山上に住んでおり、「鞍馬山」の毘沙門天は魔王尊と呼ばれる大天狗僧正坊だという。

以上の霊山とそこから出現する守護神を列挙したのは、この鐘巻寺での霊異事件にリアリティーを与える効果を持っているように。これに対して、「東ヶ(の)嶽」とする伝承の分布(横浜町の大光院・篠木・夏屋・黒森・中妻本)は広いものの、「東ヶ(の)嶽」の所在が不詳である。「山伏」(一九七一、一七六・一九五頁)に収録する「信仰対象の日本の山々」を見ても、「東ヶ(の)嶽」あるいはそれを思わせる霊山がない。こうしてみると、実在する「浅間(朝熊)ヶ嶽」が訛り、いかにもどこかにありそうな「東ヶ(の)嶽」として伝承された、と考えざるべきだろう。

鐘巻寺の所在 こうしてみると、「鐘巻寺」の所在がどこに想定されているかわかる。(鐘巻)の(1)では鐘巻寺が「山寺」だとい、(16)、(20)、(24)

ではこの寺の近くに「浅間(朝熊)ヶ嶽」、「愛宕山・鞍馬山」があるので、その所在は信州、駿河、甲斐、伊勢、京都の山中ということになる。そのあり方は、同じく女人が異形の者になって鐘に巻き付く伝承を持ちながらも、紀伊の国の平野(日高郡矢田村字鐘巻)に立地する「道場寺」とまるで無縁である。

二系統の仏法の守護神 右のとおりだとすると、能舞と山伏神楽で霊山から出現する仏法の守護神は、「二系統の仏法の守護神」の表のように整理できる。そして、能舞の場合はiに限定され、山伏神楽の場合はi、iiの二つがありうる。

二系統の仏法の守護神

出典	仏法の守護神
能舞	i 浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神・鬼・魔王・魔神、
山伏神楽	i 浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神・鬼・魔王・魔神、 ii 愛宕・鞍馬の犬天狗・小天狗、

た者の刻印・声明でもあったろう。

(16)の要旨 以上、能舞と山伏神楽・番楽を総合した(16)の要旨は、次のとおりだろう。

- ①昔、女が参ってはならない寺に参って、押してはならない鐘の緒を押ししたので、
- ②近くのi「浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神・鬼・魔王・魔神」、あるいはii「愛宕、鞍馬の犬天狗、小天狗」が舞下り、
- ③a 鐘の音が休み、
- ③b 鐘の中に突き込められて、忽ち異形の者(鬼神・鬼人・鬼・邪神・邪身・蛇神・蛇身・大蛇)になった、と聞いている。
- ④だから、早くお戻りください。

ただし能舞に限ると、②はi「浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神・鬼・魔王・魔神」に限定でき、③bの異形の者は「鬼神・鬼」に限定できる。

(16)の復原 以上から、能舞の(16)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞章	発言者
(16)	①昔、女人来たりて、参らぬと言ひし御寺へ参り、押さぬと言ひし鐘の緒を押したる故に、 ②近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神が、舞ひ下り、 ③a 鐘の音も休み切り、	別当

二種類の「鬼神」

右に登場する「鬼神」には仏法の守護神と異形の者の「鬼神」があるので、紛らわしい。この両者が同一名であるのは、仏法の守護神の下す懲罰が守護神と同じ面相にすることによる。悟れない女人が悟ろうとして仏法に近づこうとすると、既に悟りを得た仏法の守護神がその者の面相を奪い、仏法の守護神と同じ面相を張り付けることは、この上ないあざ笑い・皮肉な行為である。この鬼神の面相に変える懲罰は、同時に仏罰を下し

- ③ b 鐘の中に突き込められ、忽ち鬼神になりたる由を、承りて候。
- ④ よりて、それより夙く夙く御戻り候べしいの。

こうしてみると、現行の能舞の(16)はかなり簡略化されている。

鐘巻寺の名称の由来 この(16)で、怪奇でいわくあり気な「鐘巻寺」の名称の由来が明かされている。すなわち、女がこの寺の女人禁制を破って鐘の緒を押したので鐘の中に突き込められ(巻き込められ)、鬼神になった故事から、「鐘巻寺」と称したことになる。こうしてみると、「鐘巻」とは禁制を破った女人を鐘の中に巻き込むという「仏罰」の別言である。したがって、「鐘巻寺」とは戦慄すべき「女人への仏罰寺」の謂になる。このような知る人ぞ知る恐るべき名称は俗称・通称であって、とても格調ある正式な寺号とは考えがたい。

このように別当は「鐘巻寺」の名称の由来を旅の女に明かすことで、絶対的な女人禁制の事実と仏罰が表裏していることを表明している。ここでも、なぜ女人禁制なのかということに言及していない。しかし別当にしてみれば、絶対的な事実と仏罰の前では、説明が不要あるいは不能だということだろう。

(七) 性差別と法楽の歌舞

(17)：女は、女が悟れない存在になつている原初からの性差別を嘆き、女に生まれて参詣できないことを悔やむ。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(17)	①昔より、昔より、女といふ者は、何たる者は(如何なる者に)、成り初めて、前の雲五障(前の雲こそ)、晴れやらん(晴れやれぬ、晴れやらで)。		女	

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、次のように現行の本文に近い。

①昔から、女じやう物に、如何なるものは、成り初めて、五障の雲の、晴れやらで。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

女といふものは如何なるものが成り初めて 能舞(17)によると、(4)で女人禁制、(9)(13)で五つ・七つの不思議という絶対的な女人禁制を強調され、(16)でかつて禁忌を破った女性に対する苛烈な仏罰を告げられた女は、女というものはどのような罪深いものが成り初めたために、これほど目前の雲五障が晴れないのか(悟れないのか)、と嘆いている。すなわち、女性がこの世界に誕生した原初から悟れない存在であることを、根源から問い直している。したがって、「女といふものは如何なるものが成り初めて」が適合している。

前の雲五障晴れやらぬ 「雲」は悟りを妨げるものの譬えである。「五障」は法華経が説く女人の持つ五種の障礙で、梵天王、帝釈、魔王、転輪聖王、仏身になれないことである。ここに登場する「魔王」は仏法の守護神である。「雲五障」は「五障の雲（五つの雲）」、「五障の霞」、「五障の雲霧」ともいう。「霞」「霧」も悟りを妨げるものの譬えである。「前の雲五障」が「晴れやる」とは、迷いがなくなって悟ることである。女人は悟れないというので、「前の雲五障晴れやらぬ」が文脈に適合している。

宗教的差別への女の告発 右の旅の女の嘆きは、悟れない存在として宗教的に差別されている女の告発とも解釈できる。この旅の女はいわゆるジェンダーを自覚し、告発した先覚者の一人だともいえよう。

山伏神楽・番楽の本文を、次に挙げる。

おふく、①女には何ちう者か、なりつらめ。(篠木の道成寺)

「女には何ちう者か、なりつらめ」は、正しくは「女には何といふものか、なりつらむ」で、女にはどのような罪深いものが前身なのか、と女の罪深さを嘆いているようである。

① 女には如何なる者の、生まれきて、

③ 同じ御寺を拝がまず、帰るの無念さよ。同じ御寺を拝がまず、帰るの無念さよ。(切田の鐘巻道成寺)

① 先きの世にく、いかなるものは、女と生れ来て。

③ ケ程尊き御寺を拝まらずに、空しく帰る無念さよ。(鮫の鐘巻道成寺)

① さうきう(先)のよ(世)に、さうきうのよに、をな(女)ちうものにな、なにちうものかなりつらや。

③ これまで参りて、拝まて戻るの悔しさよ。(夏屋本の金巻)

「をな(女)ちうものにな、なにちうものかなりつらや」は、「女といふ者には、何といふ者が成りつるや」の義だろう。

① 何たる因果のものわ、女と生まれしものなるか。

③ 奈良の御寺も拝まれづ、貴き御山も掛けられづ、これよりとんと帰れとは、浅まぢや。(柳原の金巻)

- ① 女ほと罪深きものなし。
- ③ かほと尊き御寺をも、拝まて戻るの無念さよ。(中妻本の金巻)

以上は、①女性がこの世界に誕生した時から悟れない、罪深い存在としてあると嘆き、③参詣が叶わないことを悔やんでいる。右の①に対して、以下の②は旅の女が前世の罪によって女に生まれたことを嘆いている。

深 ②先の世に、如何なる罪を作りおいて、女に生れたまふ無念さよ。(大償のかねまき道成寺)

②先の世に、如何成罪を作り置き、女と生れし無念さよ。く。(岳の金巻A)

②先の世に、何か因果の報ひは、積り来て、何は女に生をなす。(二階本の金巻)

右の①く③を一応備えているのが、次の例である。

①そや誠かやのふ。浅ましや。く。女ほと罪深きものなし。

②先の世に、いかなる因果の報ひやら、

③かほと尊き御寺諸堂を、拝まて戻るも悔しさよ。(黒森の金巻A)

根源的な問いと個人的な悔やみ 以上を整理すると、①女性がこの世界に誕生した時から悟れない存在であることを問う形で嘆き、また②旅の女が前世の罪によって女に生まれたことも嘆き、③それで寺に参詣できないことを悔やんでいる。

①と②を比較すると、①には遙かに鋭い認識・洞察がある。すなわち①は、原初から女が罪深いものとされている女性一般の問題として人びとの心に訴える根源的普遍的な問いになっている。これに対して、②は旅の女一人の個人的な悔やみにすぎない。本来の形は、この両者が合体し、③寺に参詣できないことを無念がっていたらう。

(17)の復原 以上から、能舞の(17)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章
(17)	<p>①昔より昔より、女といふものは、如何なるものが成り初めて、前の雲五障、晴れやらぬ。女ほど罪深きものはなし。</p> <p>②先の世の如何なる因果の報ひやら、女に生まれ、</p> <p>③これまで参りて、かほと尊き御寺を拝まて戻る悔しさよ。</p>	女

(18)：別当が嘆く女に同情し、せめて法楽の歌舞を奏上してからお戻りくださいという。

(19)：女が法楽の歌舞を奏上する。

山伏神楽の法楽の歌舞 能舞には欠落しているものの、山伏神楽の次の八つの〈鐘巻〉に、(17)の後と前に、(18)・(19) (法楽の歌舞)の段落がある。

① 拝^{わか}まで戻^{もど}るの悔^くしくは、法^{ほふく}楽の前^{まへ}で、一^{ひと}舞^まお舞^まひやれかせのふ。

② そや、誠^{まこと}かやのふ。

③ さん候^{まう}。

④ 一^{ひと}けんまんとふを、しゆげんと押^おし拝^まみ。

⑤ 打^うち鳴^ならす、鐘^{かね}の五^ご衰^{さい}に、夢^{さめ}覚^さめて、阿^あ吽^{うん}の二^に字^じを、聞^きくぞ嬉^{うれ}しや。〈黒森の金巻A〉

「法^{ほふく}楽の前^{まへ}で、一^{ひと}舞^まお舞^まひやれかせのふ」は、「法^{ほふく}楽の舞^まを、一^{ひと}舞^まお舞^まひやれかせのう」の義^ぎだろう。「法^{ほふく}楽」とは神^{かみ}仏^{ぶつ}を賛^{さん}嘆^{たん}する歌^か舞^ま音^{おん}曲^{きょく}を神^{かみ}仏^{ぶつ}に手^て向^むけること^{こと}で、こ^ここ^こで^こで^こは^は女^めが⑤^ごを歌^{うた}い^いな^なが^がら^ら舞^まっ^つて^て鐘^{かね}巻^ま寺^じの仏^{ぶつ}に手^て向^むけること^{こと}である。「一^{ひと}けんまんとふを、しゆげん」は、祈^{いのり}りのことばらしいもの^{もの}の意^い味^み不^ふ詳^{じょう}。

あふ、①^{いち}是^{こゝ}より戻^{もど}り^りるの悔^くしくは、法^{ほふく}楽の舞^ま一^{ひと}舞^まう^うべ^べく^くに^にて^て御^ご座^ざ候^{まう}。

⑤^ご打^うち鳴^ならし、鐘^{かね}の五^ご衰^{さい}に、夢^{さめ}覚^さめて、阿^あ吽^{うん}の二^に字^じを、聞^きくぞ嬉^{うれ}しき。〈黒森の道成寺〉

①^{いち}さ^さほ^ほと^と悔^くしく^くま^まし^しま^まさは、賤^{せん}か法^{ほふく}楽の舞^まひを舞^まて、御^ご戻^{もど}り^りあ^あれ^れか^かせ^せの^のふ。

②^にそ^そは^は誠^{まこと}か^かの^のふ。(中^{ちゆう}略^{りやく})

④^{しち}一^{ひと}に^にと^とけ^けま^まんと、。

⑤^ご打^う鳴^ならす、く、金^{かね}に^に五^ご衰^{さい}の、夢^{さめ}覚^さめて、阿^あ吽^{うん}の二^に字^じを、聞^きくぞ嬉^{うれ}しや。〈中^{ちゆう}妻^{さい}本^{ほん}の^の金^{かね}巻^ま〉

〈中^{ちゆう}妻^{さい}本^{ほん}の^の金^{かね}巻^ま〉の「賤^{せん}か法^{ほふく}楽の舞^まひ」は在^あ郷^{きやう}の法^{ほふく}楽の舞^まとい^いう義^ぎで、別^{べつ}当^{たう}が女^めの舞^まう法^{ほふく}楽の舞^まひを見^み下^{くだ}した言^いい方^{かた}である。「一^{ひと}に^にと^とけ^けま^まんと」は、〈黒^{くろ}森^{もり}の^の金^{かね}巻^まA〉の④^{しち}祈^{いのり}りのこと^{こと}ば(一^{ひと}けんまんとふを、しゆげん)と^と同^{どう}じ^じだ^だら^らう。

- ④ 一じよしよ、二ほつかい、へいまんけんとう、二しや一字十字。
 ⑤ 打ち鳴らす、鐘に五衰の、夢覚めて、阿吽の二字を、聞ぞ嬉しき。〈篠木の道成寺〉

留 を、①左程拜まず帰る事の悔しう候は、法楽の舞の一つも舞ふて、帰るべし。

- ④ 一にせうごを

- ⑤ 打ち鳴らし、鐘の奇瑞か、夢覚めて、阿吽の二字の、散ぞかなしき。〈鮫の鐘巻道成寺〉

お、①あまれりれから、夙うく戻るが悔しう候得ば、法楽の前にて、一舞舞いくたるべくにて候のう。〈中略〉

- ④ 一にしようしう、まんげんどうにしや。

- ⑤ 打ち鳴らす、鐘の五衰に、夢覚めて、阿吽の二字を、聞ぞ嬉しき。〈鵜鳥の金巻〉(田野畑本)

鮫の法楽の歌には誤伝が多い。〈鵜鳥の金巻〉の「あまれりれ」は不詳。

以上の六例は、(17)の後に続く。ただし、〈鵜鳥の金巻〉の④・⑤だけが(20)の後に位置している。

をう、①是まで参りて、拜まで戻るので、悔しさに、法楽の舞を舞うべくにて候。〈夏屋本の金巻〉

この本文は(17)の前に「姫口上」としてあるものの、別当の発言である。

- 如 ⑤ 打ち鳴らし、金に五衰の、夢覚めて、阿吽の二字を、聞ぞ嬉しきや、面白や。〈江釣子の鐘巻〉

この本文は(24)に挿入されている。〈大宮の鐘巻〉もこのあり方と同じである。〈大宮の鐘巻〉は二〇〇九年(平成二二)十一月一日に催された「はやちね全国神楽祭」で演じられ、著者はこれを実見して確認している。

性差別への嘆きの後に位置 以上、拜まないで戻ることの悔しさが法楽の舞を舞うきっかけになっているので、(18)・(19)〈法楽の歌舞〉が(17)〈女性が対する性差別を嘆き、女であることを悔やむ〉の後に位置するのが正しいだろう。

打ち鳴らす鐘に五衰の夢覚めて阿吽の二字を聞くぞ嬉しき(や)が、語法に合っている。「五衰」は欲界の天人が命尽きようとする時に示す五種の衰亡の相で、涅槃経は衣裳垢膩、頭上花萎、身体臭穢、腋下汗出、不楽本座を挙げる。「五衰の夢覚めて」は俗界の迷いから解脱する譬えである。「阿吽」は万物の始めと終わりを象徴している。この法楽の歌は、鐘の音を聞いて万物の始めから終わりまでを悟り得た喜びを述べている。この

法楽の歌は、(13)鐘の音が遠路に消え果てないという不思議と呼応している。

鐘への執心 以上、女が寺を拜まないで戻れることを気の毒に思った別当が、女に法楽の歌舞をさせて戻ってもらおうとした。しかし、この別当の温情は大きな誤算になり、情けが仇になっている。女は既に(13)で「七つの不思議」の一つに鐘の音の不思議（鐘の音の遠路に消え果つることもなし）があることを知り、また(19)で鐘の音によって悟り得る喜びの法楽の歌舞をするうちに、鐘を打ち鳴らして悟りを得たいという思いに激しく取り憑かれた、と考えられる。この鐘に対する強い執心が次の(20)で感極まり、寺に参詣し鐘の緒を押そうとする。

法楽の歌舞の分布 (18)・(19)（法楽の歌舞）は、今のところ山伏神楽のうち、岩手県の黒森（宮古市）・中妻（釜石市）・夏屋（川井村）・鶴鳥・大宮（以上、田野畑村）・江釣子（北上市）・篠木（滝沢村）、そして青森県の鮫（八戸市）に伝承されている。右の八つの伝承例は、地域的に偏った分布とは言いがたいだろう。とくに鮫の事例は、(18)・(19)の伝承地域が広がったことを推測させる。すなわち、山伏神楽に元々あった(18)・(19)がこれら八つの地域に残った、と推測されよう。

こうしてみると、太平洋側の山伏神楽の一種である能舞にも、本来(18)・(19)があった、と推測されよう。

これに対して、日本海側の番楽には今のところ(18)・(19)の断片もないので、早くに(18)・(19)が消滅したのではなからうか。

能楽の〈道成寺〉の影響 山伏神楽（鐘巻）の(18)・(19)は、能楽の〈道成寺〉の場と極めて似ているので、もしかしたら能楽の〈道成寺〉の影響による付加だ、とも考えられる。

しかし、能楽の〈道成寺〉の法楽の歌舞には「花のほかには松ばかり、暮れ初めて鐘や響くらん」以下の本文があっても、「打ち鳴らす嬉しき（や）」がない。このように両者には詞章上の影響関係が皆無なので、能楽の影響はない、と考えられる。

構成上の連続性 (18)・(19)の有無は、〈鐘巻〉の構成上の連続性ともかかわる問題である。鐘に執心する〈鐘巻〉は鐘にまつわる不思議をモチーフにしているので、この鐘の音にかかわる(18)・(19)は重要な要素になる。すなわち、鐘の音による悟りを説く神歌・釈教歌は、女を参詣に導く大きなきっかけになっている。したがって、この(18)・(19)は本来あった、と考えられる。

しかし、(17)（性差別を嘆く）が(20)（鐘の緒を押して鬼神になる）に直結したとしても、女の心理が自然に接続している。すなわち、女に生まれて参詣できないことを悔やむあまりに、一気に鐘を撞く行為に出た、とも解釈できる。そして、この解釈によって(18)・(19)（法楽の歌舞）が欠落するようになった、とも考えられる。

以上から、能舞にもかつて(18)・(19)（法楽の歌舞）があった、と想定できよう。

(18)・(19)の復原 以上から、能舞の(18)・(19)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(18)	① 拜まで戻るの悔しくば、法楽の舞を一差し舞ひて御戻りあれかしの。 ② そや真実かやの。		別当 女

(19)	<p>④ 一けんまんとふを、しゆげん、と押し拌み、</p> <p>⑤ 打ち鳴らす鐘に五哀の夢覚めて、阿吽の二字を聞くぞ嬉しき(や)。</p>	女
	<p>③さん候。</p>	別当

(八) 鬼神になる旅の女

(20)：女は鐘に執心し、鐘巻寺に参詣して鐘の緒を押し、鐘の音が休もうが、鬼神(異形の者)になろうが、構わない、とばかりに、鐘の緒を押し、そうとする。すると、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、忽ち女が鐘の中に突き込められて鬼神(異形の者)になる。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
踊り拍子	(20)	<p>はあ、④ a 諸行無常、是生滅法、生滅の滅已、寂滅為樂の、鐘のおほや(鐘の緒をも、鐘の緒へ)、いやしみける(休みけり、安にける)。</p> <p>② b 忽ち、鬼神にならばなれ、</p> <p>① 参らす、鐘の(詣りて鐘の緒を、参らす鐘の緒や、参りて鐘の)、さんとする(おさんとする、さんとする)。</p> <p>(末はともあれ、かくもあれ、</p> <p>① 参らす鐘の緒は、さんとする。ツツク、後)</p>	女	<p>女は手に御幣と扇子を持ち、また数珠を押し揉んで拌むなどの所作をする。楽屋の一人が例の小道具(鐘と高札の象徴)と晒し(鐘の緒の象徴)を持って舞台上手に控えている。女は晒しを手にし、小道具(鐘)に正対してきつと睨み、小道具に近付く所作をする。次第に晒しが女の体(首など)に巻き付く所作を激しくし、最後には小道具も手にして激しくもだえ、幕入りをする。</p>	

激しい衰弱

(20)は衰弱が激しく、文意を容易に辿れない。
〔大光院獅子舞本の道場寺〕の本文は、次のように本格的である。

I それはともあれあかくもあれ、

- ① 参りて鐘を押さんとす。
- ④ a 諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅為樂之、鐘之緒をも、休め切り、

- ② b 忽ち鬼神とならばなれ。
 ① 参りて鐘の緒を押さんとす。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

「鐘之緒をも休めきり」は「鐘の音も休めきり」が正しく、鐘の音がすっかり止まったことを意味している。② bの「鬼神」は異形の者である。
山伏神楽・番楽の本文を次に挙げて、検討する。

はあ、それはともあれ、

- ① 参て金は押さんとす。はあ、それはとも有れ。
 ① 参て金は押さんとする。くくくくく。(省略)
 ② a 諸行無常、生滅々已、寂滅爲楽の、金のをを、休まば休め。
 ③ 忽ち鬼神現れたり。く。〈中妻本の金巻〉

「金のをを」は「鐘の音も」の誤りだろう。③の「鬼神」は仏法の守護神で、女が鐘の緒を押したので出現している。

- やふ、人はとも云へかくも云へ、
 ① 参りて鐘を押とすれば、
 やふ、④ a 諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲楽の、鐘の声。
 ① 参りて鐘を押とすれば、〈興屋の金巻〉

④ aは言いさしになっているものの、①強引に鐘の緒を押したので〔鐘を押さむとすれば〕は確定順接条件、鐘の音が休んだこと〔鐘の音が休めきり〕を意味しているよう。

以上のIは、女の決意・行為(①・② a b)の他に、その結果としての仏罰(③以下)も述べている。

II やあ、それはともあれかくもあ、れ、

- ① 参れや鐘の緒ば押さんとする。
 ② a 諸行無常の鐘の音は、休まば休め、
 ② b 忽ち蛇身とならばなれ。

① 参れや鐘の緒は押さんとする。
それはともあれかくもあれ。……。(岳の金卷A)

深 はあ、それはともあれ角もあれ、

① 参りし鐘の緒は押さんとする。

聖賢② a 諸行無常の鐘の音も、休まば休め、

② b 忽ち蛇身とならばなれ。

① 参りし鐘の緒は押さんとする。

聖賢② a おおげしゆるくの鐘の音も、休まば休め。

② b 忽ち蛇身とならばなれ、

① 参りし鐘の緒は押さんとする。(大償の鐘卷道成寺)

「おおげしゆるく」は不詳。この本文は、文脈上「諸行無常」と同じ位相にある。

あ、それはともあれかくもあれ、

① 参りて金の緒は押さんとする。くくく。

② b 一に清浄法界遍満、現当二世悉知成就の、金の緒に、閉ぢ込められて、忽ち邪身とならばなれ、

夫はともあれかこもあれ、百八の殊数、さらくとし揉んで、祈らば祈れ、夫はともあれかこもあれ、

① 参りて金の緒は押さんとする。(中略)

夫はともあれかくもあれ、

① 参りて金をば押さんとする。くく。 (江釣子の鐘卷)

「殊数」は「数珠」の義。「百八の殊数」ともあれかこもあれは、客僧が祈祷する(25)を想定している。

をう、それわともあれかくもあれ、

① 参りて鐘を、押さんとす。それわともあれ、かくもあれ、

① 参りて鐘を、押さんとす。

② a 諸行無常の鐘の緒も、休まは休め。

① 参りて鐘を、押さんとす。くくくくく。〈夏屋本の金巻〉

以上のIIは、旅の女の決意と行動(①・② a b)だけを述べている。

参りて 山伏神楽・番楽の「参りて」は時に「参れや」ともなっているもの、「参りて」が適合している。「参りて」は参詣する義。

この点、能舞は「参らす」(「鐘」あるいは「鐘の緒」に掛かる)とも「参りて」とも述べる。この場合の「参らす」は奉納する義である。しかし、舞台の所作をみても女は鐘も鐘の緒も奉納していないので、ここでも参詣する義の「参りて」が適合している。

「鐘の緒を押す」と「鐘の音が休む」 山伏神楽・番楽でも能舞でも、「鐘の緒」と「鐘の音」がかなり混同されている。すなわち、「鐘の音」が訛って「鐘の音」になったり、「鐘の緒」になったりしている。

それでも、山伏神楽・番楽の多くは、「鐘の緒」は「押す」とつながり(簡略化して「鐘」が「押す」とつながっている場合もある)、「鐘の音」は「休む」とつながっている。(大償のかねまき道成寺)では、「鐘の音」が「鐘の音」とも言い換えられ、「休む」とつながっている。

この点、能舞でも少数ながら「鐘の緒」は「押す」とつながり、「鐘の音」は「休む」とつながっている。

鐘の緒 「鐘の緒」とは何だろうか。『日本国語大辞典 第三卷』(一九八〇、五六頁)の「かねのお」の項目によると、「かねのお」は南部方言や会津方言で「神社に納めてある願かけの晒(さらし)」・「神社に奉納する祈願の幟(のぼり)」の義とある。

『岩波仏教辞典』(一九九二、八五六頁)の「鰐口」の項目によると、寺院本堂や社殿正面の軒先に掛ける鰐口の撞座に、吊り下げた太い麻緒または布繩を当りて音を出している。そして、『世界大百科事典 32』(一九七二、六〇八頁)の「鰐口」の項目によると、この吊り下げた太い麻緒または布繩を「鉦の緒」と称している。

この伝でいくと、釣鐘を撞いて鳴らす木に吊り下げた太い麻緒または布繩もまた「鐘の緒」と称した、とも考えられる。

しかし、最初の舞台の設定を見ると、「鐘の緒」とは釣鐘の竜頭に結び付けた緒、綱のことで、釣鐘を釣り下げる引き綱である。『右手県民俗芸能誌』(一九七二、三五九頁)も、旧南部領では鰐口や鈴から垂れている紐を「鐘の緒」ということを承知しながらも、ここの「鐘の緒」が釣り鐘の引き綱だ、と解している。

南部方言や会津方言で「神社に納めてある願かけの晒(さらし)」を「かねのお(鐘の緒)」というのは、願かけの晒がいくつか縊られて「鐘の緒」になったからではなからうか。それで、「願かけの晒」までが「鐘の緒」といわれるようになったのだろう。そして、「神社に奉納する祈願の幟(のぼり)」まで「鐘の緒」というのは、本来の用途の「鐘の緒」が拡大解釈されたためだろう。

鐘の緒を押す では、「鐘の緒を押す」とは、「鐘を押す」とは、どうということだろうか。

笹森「一九九八、八頁」によると、白糠の伝承者は「鐘の緒はさんとする」が「鐘の緒(願かけの晒)をば納めんとする」(奉納する)の意だと解釈しているという。しかし、ここの「鐘の緒」は「願かけの晒」でなく、釣鐘の竜頭に結び付けた緒、引き綱である。

女の所作を見ると、「鐘の緒」に体を押し付けて手繰りながら鐘に近付こうとしているので、この所作が「鐘の緒を押す」あるいは「鐘を押す」だろう。実際のこの所作は、「鐘の緒を押す」あるいは「鐘を押す」とはとても見えない。しかし、これは大きな鐘と鐘の緒を小さく象徴化した小道具と晒しによるものである。女が晒しに体を押し付けて小道具に近付こうとする所作によって幻視される情景は、女が「鐘の緒」に体を「押し」付けながら「鐘の緒」を手繰り、「鐘」に近付くことである。

以上から、能舞の①は「参りて鐘の緒を押さむとす」^かが、適合する。

〔京鹿子娘道成寺〕の「鐘の緒を押す」歌舞伎の〔京鹿子娘道成寺〕^{きょうかのこらめどうしようじ}にも、「鐘の緒を押す」所作が伝承されている。一九七八年（昭和五三）、歌舞伎座の四月公演の夜の部で〔京鹿子娘道成寺〕がかけられた。白拍子・花子の役を務めたのは中村歌右衛門で、彼は師匠から教えられたとおりすべてを演じると宣言し、その演技は神技といわれて一世を風靡した。

その舞台の下手には大鐘が釣るされ、大鐘を釣る太い鐘の緒（引き綱）が豪快に上手に延びている。この演目のクライマックスは鐘入りで、この時、花子は鐘の緒に腰を押し付けて身を委ねる所作を二、三度し、それから鐘に近づいた。筆者はこの演目役者を変えて何回か見ていたけれども、大抵の演出は時代の好みに合わせて各場面を適宜切り接ぎしている。それで、この古風な所作を見るのがはじめてで、いささか奇異な感を抱いた。しかし、こうして能舞の（鐘巻）の本文と所作をみると、これが「鐘の緒を押す」ことだとわかる。歌舞伎の〔京鹿子娘道成寺〕は女が鐘に巻き付き、女が鐘の中に巻き込まれる修験系神楽の（鐘巻）とは対照的であるものの、「鐘の緒を押す」という点で共通している。

諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽の鐘の音が、正しい。この本文は『涅槃経』の「諸行無常偈」にある。『祇園凶経』という經典によると、須達長者が釈迦のために建てた寺・祇園精舎のなかに無常堂があり、病僧の療養所になっていた。この堂の四隅に鐘があり、病僧の臨終の折、この鐘が自然に鳴りだして「諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽」（諸行は無常なり、是は生滅の法なり、生滅滅し已つて、寂滅を樂と為す）と声を出したという。そして、この真理・悟りを説く偈を病僧が聞くと、忽ち苦しみが消え、清涼な樂しみが生じ、極楽浄土に往生できたという。(13)の鐘の音の不思議で、〔江釣子の鐘巻〕が「鐘打つ人の見得ざるに、諸行無常と響くなり」とあるのは、このことを述べている。また、『平家物語』の冒頭の「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響あり」も、このことを述べている。ここではこの仏典に基づき、鐘巻寺の鐘が諸行無常の真理を鳴り響かせていると述べている。

この鐘の音は、(19)法楽の歌の「打ち鳴らす鐘に五衰の夢覚めて」と同義であり、(13)「鐘の音の遠路に消え果つることもなし」とも照応している。鐘の音は（も）休まば休め 女は法楽の歌舞をすることによって鐘に激しく執心し、それで①参ってはならない寺に参り、押しはならない鐘の緒を押し、それによって②a鐘の音が（も）休もうが、構わない、という極限の高ぶりに達している。

忽ち鬼神（異形の者）にならばなれ 右の②aと対になるのが、②b鬼神（異形の者）にならうが、構わない、という高ぶりの表現である。この点では、山伏神楽・番楽も能舞も一致している。

女は忽ち鬼神（異形の者）になることを承知のうえで鬼神（異形の者）になった、いわゆる確信犯である。そして、この確信的行為に一気に追い込んだ引き金が、「諸行無常云々」を説く「鐘の音」だった。この意味で、鐘の音によって悟りを得たと述べる(19)法楽の歌舞が、修験系神楽で大

きな位置を占めていよう。

出現した鬼神(仏法の守護神)の下した仏罰 現行の能舞には欠落しているものの、(大光院獅子舞本の道場寺)には女の強引な参詣の結果として④ a 鐘の音が止まった(「諸行無常く鐘の緒も休み切り」と述べている。この後身が現行の能舞の④ a 「諸行無常く鐘のおほ(音)や休みけり」である。このことは(興屋の金巻)でも同じで、言いさしながら、①強引な参詣をしたので④ a 鐘の音が止まった、と述べている。この④ a は、出現した「鬼神」(仏法の守護神)の下した仏罰の一つである。現に(中妻本の金巻)によると、③「鬼神」(仏法の守護神)が出現した、と述べている。とすると、仏法の守護神が下したもう一つの仏罰も必要になる。その仏罰とは、④ b 女が鐘の緒に巻かれて鐘の中に突き込まれ、鬼神(異形の者)にされることである。女が鐘の緒に巻かれて鐘の中に突き込まれているので、当然鐘は地上に落下している(それで、④ a 鐘の音が止まったともいえる)。ここに至って、女の決意・行動の条(①・② a b)によって、「鬼神」(仏法の守護神)が出現して仏罰を下す条(③・④ a b)が整う。この復原した②0の本文は、②0の女の所作と対応している。すなわち、②0全体を反復するウタカケに合わせて舞う女の所作は、「鐘の緒」を「押す」所作から「鐘の緒」に巻きつかれる激しい所作へと移り、最後は激烈な女の幕入りになる。これは、①参詣して鐘の緒を押すと③霊山から鬼神などが出現し、与えた仏罰のうち特に④ b 女を鐘の緒に巻きつけて鐘の中に突き込め、鬼神(異形の者)にしてしまう過程を表している。

②0で女を異形の者にするのは、(中妻本の鐘巻)の「鬼神」(仏法の守護神)だけであるものの、①6と②4によると、この仏法の守護神は浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神・鬼・魔王・魔神、愛宕・鞍馬の犬天狗・小天狗である(「仏法の守護神と異形の者の出典一覽」・「二系統の仏法の守護神」参照)。この点、『東通村の能舞』「一九八四、一八頁」は、女の激しい所作・舞を「女が行をする苦しみの中で次第に発狂していく様子」だ、と解している。しかし、以上からこれが誤解だとわかる。

②0の要旨 以上、山伏神楽・番楽・能舞の諸本を総合すると、②0のモチーフは女の決意と行動(①・② a b)、その結果としての仏罰(③・④ a b)である。その内容は、この②0と②4を参照して復原した能舞の①6の別当の語りと同じである。

②0の復原 以上から、能舞の②0はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
(20)	<p>おう、それはともあれかくもあれ、</p> <p>① 参りて鐘の緒を押さむとす。</p> <p>② a 諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽の、鐘の音も、休まば休め、</p> <p>② b 忽ち鬼神にならばなれ、</p> <p>① 参りて鐘の緒を押さむとすれば、</p> <p>③ 近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神が、舞ひ下り、</p>	女	女

④ a 鐘の音も休み切り、
 ④ b 鐘の中に突き込められて、忽ち鬼神になりたりけり。(ツダケ、後)

ナレーター

鐘巻寺の由来の実証 (16)において禁制を破った女人が鐘の中に突き込まれて(巻き込まれて)鬼神(異形の者)になるという昔語りが別当によって語られ、怪奇で謎めいた「鐘巻寺」の名称の由来が明かされていた。しかし、それは単なる昔語りではなかった。すなわち、この(鐘巻)の女主人公がこの女人禁制にまつわる怪奇・靈異を今に再現し、この寺が「鐘巻寺」であることを改めて実証している。この点で、(16)別当の語りは信じざるべき真実の語りだった。

山伏神楽系統と道成寺系統の型 この「鐘巻寺」の怪奇・靈異は、女人が「道成寺」の鐘に巻き付いて異形の者(蛇体)になる能楽の(鐘巻)・(鐘巻道成寺)・(道成寺)、歌舞伎の(京鹿子娘道成寺)とその前後の道成寺物、沖繩の組踊りの(執心鐘入)などと逆の形になっている。このように、「鐘巻寺」の異名を持つ寺の伝承には、能楽・歌舞伎・組踊りのように女が寺の鐘に巻き付いて異形の者になる(1)道成寺系統の型と、能舞や山伏神楽・番楽のように女人が鐘の中に突き込められて異形の者になる(2)山伏神楽系統の型があった。

後段・客僧が、鬼神(異形の者)になった旅の女を調伏・救済する

(九) 鐘巻寺の設定と客僧の登場の促し

(21)：鐘巻寺を場とし、客僧の登場を促す。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
入り 幕出し	(21)	其の二 やら、①厳しは(あら、厳しの)、名所なるもの。名所なるもの。 ②熊野参詣の、じゃくしゅう(着主、客僧)は、 熊野参詣の、じゃくしゅう(着主、客僧)は、 泊まりは、何処ならんもの(何処知れんもの)。		ナレーター	

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、次のとおりである。

①熊野参詣の客僧は、留りは、いつく成る物よ。〈大光院獅子舞本の道場寺〉

鐘巻寺の設定 後段のはじまりの(2)は、前段のはじまりの(1)と同じ働きをしている。①は、場を前段と同じ鐘巻寺に設定している。
宿泊地を定めない客僧 宿泊地を定めないことは客僧・行者・修験者の一般的なことで、彼らは修行のためよく山に伏し、それで「山伏」ともいった。このように山にも伏すので、客僧の駈はあらたかだった。「着僧」はその「客僧」の訛りだろう。

山伏はかつて全国各地を遊行することが多かった。しかし、江戸幕府は彼らを地域社会に定着させ、本山派か当山派に所属させた。このような山伏を「里山伏」といつている。

何処知れぬものが、適合している。

旅の者と地元の者 異形の者になった旅の女も諸国一見の者であり、熊野参詣の客僧も宿泊地を定めない旅の者である。この《鐘巻》の主たる登場人物は、別当を除いて諸国を渡り歩く旅の者である。いささか皮肉めいた言い方をすると、《鐘巻》は旅の女が騒動を引き起こして客僧がそれを鎮め、地元が困惑したり安堵したりしている話である。

客僧の登場の促し ②は登場人物(客僧)の登場を促している。

山伏神楽・番楽の本文は、およそ次のとおりである。

旅の衣を鈴懸けて、露なき袖をしほらん。

熊野参詣の御客僧。く。泊まりはいつくの。羽黒山にと急かる。《二階本の金巻》

衆 熊野詣での客僧なり。熊野詣での客僧なり。泊りはいずくと尋ね行く。《大償の鐘巻道成寺》

高 熊野詣りの客僧には、はい、熊野詣りの客僧には、泊りは何処となさばやと。《中山の鐘巻御寺》

高 熊野参詣の着僧にはく。生まれはいづくなるものよ。《切田の鐘巻道成寺》

街道宿宿御客僧。街道宿宿御客僧。泊りは何処の。羽黒山。《根子の鐘巻》

なお《大宮の金巻》は、山伏が登場する前に播り粉木を持った男が法螺貝を吹いたりして道化を演じ、山伏の登場と入れ替えて幕入りしている。
(2)の復原 以上から、能舞の(2)は次のように復原できよう。

小段落	詞章
(21)	<p>やら、①音に聞く鐘巻寺とは、来てみれば、来てみれば、厳しの、名所なるもの。名所なるもの。</p> <p>②熊野参詣の客僧は、熊野参詣の客僧は、泊まりは何処知れぬもの。</p>

(一〇) 客僧の靈験の披露

(22)：客僧が、修験の各靈山で厳しく修行している、と名乗る。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
幕付き	(22)	<p>①御前に、罷り立ったる、じやくしゅう(着主、客僧)は、いかなるじやくしゅう(着主、客僧)、と思し召し(思し召す)。</p> <p>②我は、是れ、大峰(大峰に、近江)、三十三度、葛(葛城)に、三十三度、出羽に、三十三度、九十九度を、駆けたる、じやくしゅう(着主、客僧)にてござ候(候へば)。</p>	客僧	客僧が登場する。	

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、現行の能舞とほぼ同じである。

客僧の登場 ここで、天狗(あるいは山伏)の面を被った客僧が登場する。初めの一文は型どおりの自己紹介の冒頭部で、客僧が自分の素性を観客に推測させている。

山伏神楽・番楽の本文の多くは、およそ(22)と同じである。

なお、〈大償のかねまき道成寺〉では(22)〜(24)を楽屋が唱えている。

大峰・葛城・出羽 「大峰」は「大峰山」、「葛城」は「葛城山」、「出羽」は「出羽三山」(羽黒山・月山・湯殿山)で、いずれも修験道の代表的な霊山である。

山伏神楽・番楽の本文を見ると、客僧が巡る修験道の霊山・霊地は、この他に富士山、釈迦ヶ岳、白山、鳥海山、秩父ヶ嶽である。また、「滝行四十八滝」も挙げている。

さん候。①こを御前に罷り立ちたる、御着僧をば、いかなる着僧、と思し召すのを。

②そをも、都に隠れもなき、しんかんの、着僧にて御座候。そを、大峰駈けるに三十三度、葛城駈けるに三十三度、滝行うことが四十八滝、一富士、二釈迦、三に白山、四鳥海、ほつぼくは、秩父がさきまで、皆駈けたる御着僧にて御座候。(黒森の金巻A)

「しんかん」は不詳。「ほつぼく」は「北国」、「秩父がさき」は「秩父ヶ嶽」の義だろう。

をう、①かように、罷り立たる、客僧を、いかなる客僧、と思し召す。

②熊野駆け出での客僧にて御座候か、峰を行ふことわ、大峰三拾三度、葛城三拾三度、滝を行(をこのう)こと四拾八滝、一富士、二釈迦、三に白山、四鳥海、北国は、秩父かさきまで駆けたる、客僧にて御座候か。(夏屋本の金巻)

さん候。①こふ御前に罷出たる客僧をは、いかなる客僧、と思召のふ。

②我れは是、そもも都に隠れなき、客僧にてまします。(中略)滝を行のふ、第一不二、二坂、三白山、四鳥海、北国は秩父が嶽迄駆けたる、客僧也。(中妻本の金巻)

いやく、東西。①こを御前に罷出たる者をは、との国の住人、如何成ものそと思召す。(中略)

②我らと申は、峯にとりては、大峰三十三度、葛城三十三度、羽黒三十三度、合して九十九度、其外日本六十余州、名山名嶽々までも、駆けいたしたる陰陽にて候。(二階本の金巻)

客僧を「陰陽」とも称している。次いで、「滝行は四十八滝」を挙げるものの、これは②客僧の靈験を述べているようである。

②わもそれ掛けし山にわ、とことござ。紀州、高野、鹿島、香取、浮すの明神、御峰にても三十三度、葛城にても三十三度、出羽の羽黒に三十三度。

③文字の数わ、六万九千八百二十四の文字、経にとりてわ、普門品をはじめとして、大般若六百卷、法華経わ一部八卷二十八品、経部上の三部経、あらゆる一切経に、愚かわあらばこそ。(柳原の金巻)

「あらゆる」は「あらゆる」の義。③はかなり類例を破り、経文に通じていることを誇示している。

②の復原 以上から、能舞の②はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章
(22)	<p>①御前に罷り立ちたる客僧とは、いかなる客僧、と思し召す。</p> <p>②我は、これ、大峰に三十三度、葛城に三十三度、出羽に三十三度、九十九度を、駆けたる客僧にてござ候。</p>	

(23)・客僧が自分の靈験を誇る。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	23	<p>① a 石には、はごをつこうとも(箔を付かす、ばくをつかい)、</p> <p>① b 枯れ木に、花を咲かせるとも、</p> <p>自由自在のじやくしゅう(着主、客僧)にてござ候。</p>		客僧	

〔大光院獅子舞本の道場寺〕の本文は、現行の能舞とほぼ同じである。

石に箔を打つ(付かす)とも 23では、客僧が不可能を可能にする霊験を誇っている。したがって、① a 「石にはごをつこうとも(箔を付かすとも)」、対句仕立ての① b 「枯れ木に花を咲かせるとも」と共に、不可能なことを意味しなければならない。

次に、この本文に相当する山伏神楽・番楽の本文を挙げる。

① a 石にはぐをうだせよふ共、(岳の金巻 A)

石にはぐおうぢよふ共、(岳の金巻 B)

石にばく(がく・はく)をうたうとも、(大償のかねまき道成寺)

石はく(箔カ)をうとふ共、(岩谷堂の金巻)

石にばくつかい、(二階本の金巻)

石に銀箔を付けようとも、(切田の鐘巻道成寺)

一見すると、「石に箔を打つ(付かす)とも」が適合しそうである。しかし、石に金箔や銀箔を打つ、あるいは付かすことは可能なことなので、見当違いだろう。

この本文を次のように考えてみたらどうか。菅江真澄の図絵集『粉本稿』(一九七五、四七・四三三頁)に、秋田県の阿仁銅山のスケッチがあり、「石砕てかねとるを、はくをからむ」と説明している。すなわち、銅の「鉱石」を砕いて「鉱物」(今の場合、銅)を採る(抽出すること)を、「箔をからむ」という。そして、この後砕いた石を鍋に入れて長時間過熱することで「箔」が分離してくる。この工程は手間暇のかかる難儀な作業ながら、可能なことである。

しかしその工程を逆にして、「鉱石」から「鉱物」(金銀銅鉛などの箔)を分離・抽出しおえたただの「石」に「鉱物(箔)」を「打ち(付かせ)」て元の「鉱石」に復原することは、不可能である。

こうして見ると、「石に箔を打つ(付かす)とも」が、適合するだろう。

この時間の逆行、逆立ちは、対句の① a 「枯れ木に花を咲かせる(咲かす)」とも共通している。「青木に花を咲かす」ことはもとより容易いけれ

ども、時間を逆行させて「枯れ木」を「青木」にして「花を咲かす」ことは不可能である。

客僧の靈験 客僧が行う靈験は、能舞では右の二点だけながら、山伏神楽・番楽の本文を見るとさらに次のように多数ある。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ② 炒り大豆に花を咲かせる | ⑨ 大河を逆さまに流す |
| ③ 地を這う虫の足を止める(澱める) | ⑩ 山中に舟を繋ぐ |
| ④ 地に伏す大蛇も祈り起こす | ⑪ 飛ぶ雲に乗り、雨を降らせ、霧を起こし、風を呼ぶ |
| ⑤ 天飛ぶ鳥を祈り落とす(加持加持)落とす | ⑫ 火に入り、水を潜る |
| ⑥ 流れる水に文字を書く | ⑬ 日中を闇とし、闇を日中と行います |
| ⑦ 音羽の滝に絵を描き留める(描き分ける) | ⑭ 走り舟に身をかこう(かく) |
| ⑧ 天を走る雲に絵(文字)を描く(書く) | ⑮ 石に馬じやうを造らせる |

⑮「石に馬じやうを造らせる」は、① a 「石に箔を打つ(付かす)」の誤伝かもしれない。

山伏神楽・番楽の本文は、これらを適宜組み合わせ、例えば次のような本文を持っている。

- ⑧ 走る雲に絵を描こをととも、⑤ 飛ぶ鳥を祈り落そをうとも、⑨ 大河を逆さに流そうとも、① b 枯れ木に花を咲かせよをととも、自由自在ば、金が三枚にて、祈る御着僧にて御座候が。(黒森の金巻A)

〈柳原の金巻〉は少々異風で、次のとおりである。

- 法にとりてわ、⑬ 飯繩、⑭ 修羅天、⑮ 天狗の兵法、⑯ 釘抜き、⑰ 石砕ぎ、⑱ b 瓦礫に花咲かせ、⑲ 大川を逆さに流すほどの、客僧にて候。(柳原の鐘巻)

⑬「飯繩」は、信州の修験の靈山・「飯繩山」(靈仙寺山とも)のことである。小林計一郎「二九八八、三六九〇三七二頁」によると、「飯繩の法」は兵法と関係深く、信玄・謙信などの武將がこの法を信じた(または習得した)といい、また津軽藩に飯繩流と称する馬術もあったという。この法は秘宝・魔法でもあり、時には放下(手品・曲芸)とも見られていたらしい。⑭「修羅天」、⑮「天狗の兵法」、⑯「釘抜き」、⑰「石砕ぎ」もこれとかかわるか、不詳である。「瓦礫に花咲かせ」は① b 「枯れ木に花を咲かせる」の誤解だろう。

自負心の強い客僧 ここに描かれる客僧像は自信に溢れて自負心が強く、時にはそれなりに高額な祈禱料(金が三枚)を示して、抜け日なく売
り込んでいます。

(23)の復原 以上から、能舞の(23)は次のように復原できよう。

小段落	詞	章
(23)	① a 石に箔を打つ(付かす)とも、① b 枯れ木に花を咲かすとも、自由自在の客僧にてござ候。	

(24)：客僧が次のようにいう。布施屋の一人娘が女人禁制の鐘巻寺に参詣して鐘の緒を押ししたので、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、女が鐘の中に突き込められて鬼神(異形の者)になった。その鬼神を祈り出した者に金品などをたくさん与える、という高札が出ている。これにに応じて、日頃鍛えた驍を人々に披露したい、と。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
鬼の幕出し	(24)	<p>誠なるかや。承れば、ひよう屋(布施屋、せいや、平家、勢屋、ひーや、清屋、ひせや、平野)の、長者の、一人姫は、</p> <p>① 参らんとし(参らんと聞く、参らんと言う、参らんとす)、</p> <p>① いしみてらに② 近ければ、(① 石見寺に参り② 浅間ヶ嶽にも近ければ、</p> <p>① 石見寺に参りと② 鬼が出る② 浅間ヶ嶽は近ければ、② 朝熊が嶽は近ければ、</p> <p>① ひめ寺へ参り② 朝熊岳は近ければ、① 姫寺に参る② 朝熊嶽は近ければ、</p> <p>① すみ寺に参り② 浅間ヶ嶽にも近ければ、</p> <p>⑤ ただ今、祈り致し申す。</p> <p>ちようちようにんの(町々人の、ちようちよう人の、ちよちよ人の、きやうきやう人の、けうけう人の、ふく)、御目(おめ)にかけばやつ、と存じ候。</p> <p>おお、ひよう屋の、長者の、一人姫は、</p> <p>① 参らんとし、</p> <p>① いしみてらに② 近ければ、</p> <p>⑤ ただ今、祈り致し申し、ちようちようにんの、御目(おめ)にかけばやつ、と存じ候。</p>		客僧	

激しい衰弱 現行の能舞の(24)は、(20)と同様に衰弱が激しく、文意を容易に辿りがたい。

〈大光院獅子舞本の道場寺〉の本文は、次のように本格的である。

I 誠なるかな、布施の長者の、ひとり姫、

① 参らんと言し、御寺へ参り、おさん言し鐘をおし、

③ a 鐘の緒をやすめきり、

③ b たちまち鬼神となつたるよしを、承り候程に、

⑤ 唯今、祈り出し、町々人の御日に、かけ申さはや、と存じ候。(中略)

おう、布施屋の長者の、ひとり姫、

① 参らんと言し、御寺へ参り、おさんと言し、鐘をおし、

③ a 鐘の緒をやすめきり、

② 東の嶽はちかければ、

③ b 忽鬼神となりたりけり。(大光院獅子舞本の道場寺)

これを整理してみると、次のように復原できよう。

おう、誠なるかな、布施屋の長者の、一人姫は、

① 参らぬと言ひし、御寺へ参り、押さぬと言ひし、鐘の緒を押し、

② 東の嶽は近ければ、

③ a 鐘の緒も休み切り、

③ b 忽ち鬼神となりたる由を、承り候ほどに、

⑤ 唯今、祈り出し、町々人の御日に、かけ申さばや、と存じ候。(大光院獅子舞本の道場寺の復原)

②「東の嶽は近ければ」とあるので、以下の②4の類型に則るとこの後に「仏法の守護神が出現する」という意の本文が省略されていよう。その守護神とは「鬼(鬼神)」だろう(後述)。

山伏神楽・番楽の本文を次に挙げて、検討する。

誠やら、天の布施屋の長者、一人姫は、

- ① 参らんと言いし、御寺に参り、押さんと言いし、鐘の緒を、押したる故よて、
- ② 東か嶽も近ければ、魔王・鬼神も、飛び来りて、
- ③ a 鐘の音も休め切り、
- ③ b 鐘の中に突き込められたる由、そと承んて候ほどに、
- ⑤ 是を、一加持加持、じやのをもて御見せ申さばや、と存じ候。(夏屋本の金巻)

「参らん」は「参らぬ」、「押さん」は「押さぬ」の義。「じやのをもて」は不詳。②の「魔王・鬼神」は仏法の守護神である。以上のIは、モチーフの④だけを欠いている。

II

我は是、あめのふせや長者にて候。

夫、忝人姫こそは、①参るなといひし、鐘を押、

- ③ a 鐘の緒もやすみきり、
- ③ b 鐘にも、つつこめられ、忽ち鬼神になつて候。
- ④ 是祈り出したるものあらは、金銀米銭、それ褒美、望次第、宝物なり共、賜る、との高札にて候。(中略)
- 何に、紀州まなこの庄、誠やら、あめのふせや長者の、忝人姫こそは、
- ① 参なと云し、御寺に押て参り、押さんといひし、鐘を押し、
- ③ a 鐘の緒もやすみきり、
- ③ b 鐘にも、つつこめられ、たちまち鬼神になつて候。
- ④ 是祈り出したる者有らは、金銀米銭、それ褒美、望次第のたからものなりとも、給る、との高札にて候。(中略)
- ⑤ 是風情の事、祈り出して、上中人の人々に御目にかけてはや、とそんし候。(二階本の金巻)

これを整理してみると、次のように復原できよう。

なになに、誠やら、天の布施屋長者の、一人姫こそは、

- ① 参るなと言ひし、御寺に押して参り、押さぬと言ひし、鐘の緒を押し、
- ③ a 鐘の音も休め切り、
- ③ b 鐘の中にも、突き込められ、忽ち鬼神になりて候。

- ④ これを祈り出したる者あらば、金銀米銭、それ褒美、望み次第の宝物なりとも、賜る、との高札にて候。
 ⑤ これ風情の事、祈り出して、上中人の人々に御目にかけてばや、と存じ候。(二階本の金巻の復原)

以上のIIは、モチーフの②だけを欠いている。

III 聞けば信やら、伏屋の長者の、一人の姫とやら、

- ① 参らぬと言えし、御寺へ参り、押んと言えし、金の緒を押したるが故に、
 ② 愛宕・鞍馬も近ければ、大天狗・小天狗、舞降り、
 ③ b 忽ち蛇身となつたる様子も、承つて候程に、
 ⑤ 一加持加持致し、ちやうく人々の御目にかけてばや、なんと、存じ候。(岳の金巻A)

真やら、承り候えば、布施屋の長者の、一人の姫こそは、

- ① 参らぬと言えし寺へ参り、押さんと言えし鐘の緒を押したるが故によって、
 ② 愛宕・鞍馬の彼方より、大天狗・小天狗、舞降り、
 ③ b 忽ち蛇神になつたる様子をも、承つて候程に、
 ⑤ 我一座の加持をいたし、彼の蛇神を祈り出し、退治して、皆衆生人の御目にかけてばや、と存じ候。(大償の鐘巻道成寺)

承れば、誠やら、西の国ひゑの長者、一人の姫こそ、

- ① 参らずと言えし寺へ参り、押さつとゑへ(言い)し金を押したる故をもて、
 ② 愛宕・鞍馬も近ければ、大天狗(狗)・小金狗、ま(舞)ゑ、下り、
 ③ b 忽ちちやしん(邪神)となつたる様子を、承て候ほどに、
 ⑤ 此きやくそ(客僧)は人数祈つて御目にかけてばや、と存候。(岩谷堂の金巻)

〈岩谷堂の金巻〉の「小金狗」は「小天狗」、「人数」は「一加持」が正しい。

かの御寺に女参ると、□ふしかまへらんといふず、

- ① 参りて金をされいにし金押したる、その故を、

- ② 東か嶽は近ければ、魔神・魔王も、飛び寄りて、
 ③ b 鐘の中にもゆり込められ、忽ち鬼神となつた様子、承つて候ほとに、
 ⑤ かつの御寺中を壱加持加持て、長く人の人にすのをれてを壱目三世申さはや、と存候。(中妻本の金巻)

「金ををされいにし金押ししたる、その故を」は、「鐘を押ししてはならぬ鐘を押ししたる、その故」の義か。「かつの」は「かの」の義。「□ふしかまへらんといふず」と「すのをれてを」は不詳。

以上のⅢは、③ a と④を欠いている。

Ⅳ ④ いやいや、面白き札の表にて候。

天や布施屋の長者の、一人姫、

- ① 奈良の御寺へ参らんとて、御寺へ参る。押さんという、鐘の緒を、
 ③ b 鐘の緒に突き込められ、巻き込められ、忽ち大蛇になりしたり。
 ④ いや、これを退治する者あらば、すーだんには、銭なら銭、金なら金、香車車で押して取らしよう、との高札にて候。(中略)
 ⑤ おうにんの人人お御前で祈り出して、御目かけばや、とも存じ候。(根子の鐘巻)

「すーだん」は不詳。②と同様に、③ b 女が鐘の緒に巻き込められて鐘の中に突き込められたので、当然鐘は地上に落下する。それで、③ a 鐘の音が休み切ることになる。

往古久敷や長者の、一人姫、

- ① 奈良の御寺に押し参り、
 ③ b 忽ち鬼神となつた、と承て、
 ④ 彼の女を右の女に祈り返し人有ならば、銭と金は車で押して通らせると言ふ、高札の表に就て参りました。
 ⑤ 御頼み合だら御祈禱致します。
 太鼓打 頼みます。(田子の金巻)

以上のⅣは、②と③ a を欠いている。

V

紀州牟婁の郡、まなこのしよやか、壹人り姫、

① 参るなど言えし、御寺に参り、押さんと言えし、鐘を無理に押し、

② b 鐘の緒にも突き込められ、忽ち鬼神なつて候。

③ いかなる稚児、山伏なりとも、是祈り出してあるなら、金銀米銭、財宝香車車て引て取らしよ、との高札に合ある。(興屋の金巻)

「鐘の緒」は、正確には「鐘の中」である。「合ある」は「相あり」が正しい。

④ 街道通れは、面白き高札有。おつ取上て見てあれば、

やあら、痛はしの日本な、天下長者か、一人姫こそ、

① 参らんと云し、御寺に参り、

② b 押さんと云し、金の尾に付込められ、忽ち大蛇と成られ玉ふ。其形更に見得ず。

③ かの姫祈出したる者有ならば、銭金は香車車に押て取せべし、との高札成。(中略)

④ 祈出し、くわつけ、安楽に暮さばや、と存候。(西長野の金巻)

「金の尾」は「鐘の緒」の義。しかし、正確には「鐘の中」である。「くわつけ」は不詳。

④ 今日天気もよし。日和もよし。道橋、同前、街道もよし。これより要よう東に、急ぎましよう。急ぐにほどなく、珍しき高札に会うてあり。立ち寄つて、拜見つかまづる。あづあかぐも書へたりや。国の主わ、書へたるか。文字の並べの気高さよ。筆のつけよも尋常さ。まづ一筆に書へたるわ。

あめやひせやの、一人姫、

① 女参らんと言えし、御寺、無理に押し参りて、

② b 鐘の緒に撞き込められ、忽ち蛇身とならせ候によて、

③ これ祈り出したる者あらば、いかよなる稚児、山伏なりとも、金銀、米銭、万宝、輿や車にて引いで取らしよう、との高札なり。(中略)

④ これ分仕儀のもの祈り出しかねで、通らんと云う例なし。(柳原の金巻)

「同前」は「道橋」を反復する義だろう。「要よう」は「漸々」の義。「あづあかぐも書へたりや」は「鮮やかに書きたりや」、「これ分仕儀のもの」以下は、類例のない長口上である。はこの程度のもの義だろう。前半の「今日は」一筆に書へたるわ」と最後の「これ分仕儀のもの」以下は、類例のない長口上である。

おう、また音で聞く富勢屋の一人姫は、

- ① 詣る詣らんと言いし、御寺に、押さんというし、押して詣り、
- ③ b金の王に巻詰められて、たちまち鬼人になった、と承る。
- ⑤ この客僧は、一加持降ろして、元の女の姿に直して、皆々様方の御目にかけばや、なんとと存じ候。(中山の鐘卷御寺)

「詣る詣らん」は「参らぬ」が正しい。「金の王」は「鐘の緒」の義。

以上のVは、②・③・a・④(⑤)を欠いている。

長者の名前 は(3)参照。

「石見寺に参り」と「姫(すみ)寺に参り」は「言ひし御寺に参り」前段では、旅の男と女の参詣した寺が「鐘卷寺」だった。そして、能舞の(24)ではこの寺が「石見寺」ともいわれているので、「石見寺」と「鐘卷寺」が同じ寺のように見える。

また、「姫(すみ)寺に参る」とも、解されている。

しかし、能舞(大光寺獅子舞本の道場寺)(二七五五年筆録)・山伏神楽・番楽を見ると、「石見寺」はどこにも登場していない。そして、「石見寺に参り」に相当する文脈を見ると、「言ひし御寺に参り」が入っている。すなわち、この文脈の発音のイイシミデラがイシミデラに変化して「石見寺」と理解され、「鐘卷寺」の別称と見られている。

また、「言ひし御寺に参り」が、「言ひ」=イイを失い、シ(ス)とヒの混同もあって「姫(すみ)寺に参り」とも解釈されている。

仏法の守護神と異形の者 このように「石見寺に参り」が「参らぬと言ひし御寺に参り」だとすると、現行の能舞の「①参らんと言う石見寺に参ると②鬼が出る」は、「参らぬと言ひし御寺に参ると、②鬼が出る」、すなわち①禁忌を破ると②仏法の守護神が出現する義だとわかる。また、「②鬼が出る」に次いで「②浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)は近ければ」とあるので、②これらの聖山が近いので②「守護神(鬼・鬼神)が出る」へと続く、とも想定できる。

また、(24)の演出に「鬼の幕出し」とあって旅の女が鬼・鬼神・鬼女になって登場しているので、能舞の異形の者もまた「鬼(鬼神)」だとわかる。したがって、能舞にも③b「鐘の中に突き込められ、忽ち鬼神になり候」があった、と想定できる。

衆生人 「ちやうちやう人」とその類語(衆生人・町々人・上中人の人々・きゆうきゆう人・けうけう人・おうにんの人人・皆々様方など)は、難解である。

客僧は仏説に詳しいので、一般大衆を仏教語の「衆生」を用いて「衆生人」と表現したのではなからうか。ところが、本来山伏が管理していた神楽が村人に移管されるにつれて「衆生」(この世の迷いの世界にいるすべての人間の意)が理解されず、大きく訛ったり誤解されて「町々人」「上中人の人々」という不自然な表現になり、さらには「きゆうきゆう人」という意味不明な表現などになり、その反動として「皆々様方」という現代

の人々に理解されやすい表現に置き換えられたりしたのではなからうか。ただし、普通「衆生」といい、「衆生人」といわないので、問題は若干残る。

金品などを与えるという高札 番楽のほとんどは、④異形の者を祈り出した者に金品などをたくさん与えるという高札(禁札)を出し、これに応募したのが客僧・行者だという設定になっている。

これに対して、山伏神楽で④を伝承するのは(田子の金巻)だけである。しかし、(1)で述べたように『東通村の能舞』(一九八四、一八頁)によると、別当が一舞あって「金札を舞台に置いて去る」と述べ、次いでこの「禁札は鐘を意味すると思われる」と修正説を提示している。すなわち、別当が「禁札」(高札)を置いた(設置した)という伝承があるのに、『東通村の能舞』の著者がこの「禁札」を「鐘」とのみ理解している。このような修正説が出るのは、「禁札」(高札)のことを述べる④の本文が能舞から消えているからだろう。

このように若干の痕跡から、山伏神楽・能舞にもかかわらず④の本文があった、と想定できる。

功利的で功名心の強い客僧 ここに描かれる客僧・行者像は、日頃鍛えた験を人々に披露して褒美をもらおうという、功利的で功名心の強い人物である。客僧・行者がかつて世話になっただろう布施屋に恩義を感じて鬼神(異形の者)にされて苦しむ娘を救済しようとか、あるいはもつと大きく神仏に仕える者の高邁な使命から苦境にある女を救済しようとか、考えていないようである。

(24)の要旨 以上から、(24)の要旨は次のような客僧のことばだとわかる。

- ① 女が①参ってはならない寺に参って、押してはならない鐘の緒を押ししたので、
- ② 近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神が舞下り、
- ③ a 鐘の音が休み、
- ③ b 鐘の中に突き込められて、忽ち鬼神(異形の者)になった。
- ④ これを祈り出した者に金品を望み次第に与える、という高札(禁札)が出ている。
- ⑤ これに应えて、日頃鍛えた験を人々に披露したい。

(24)の復原 以上から、能舞の(24)はおよそ次のように復原できよう。

小段落	詞	章	発言者
	<p>真実なるかや。承れば、布施屋の長者の一人姫は、</p> <p>① 参らぬと言ひし御寺に参り、押してはならぬ鐘の緒を押ししたる故に、</p> <p>② 近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神が、舞ひ下り、</p>		

(24)	<p>③ a 鐘の音も休み切り、</p> <p>③ b 鐘の中に突き込められ、忽ち鬼神になりて候。</p> <p>④ これを祈り出したる者あらば、金銀米銭財宝、香車車で引き(い)て取らせ、との高札(禁札)にて候。</p> <p>⑤ それを、ただ今、祈り致し申し、衆生人の御目にかけばや、と存じ候。</p>	客僧
------	--	----

現行の能舞の本文の衰弱 この点、現行の能舞の(24)の本文からは、右の文脈が容易に辿りがたい。また、この異形の者を祈り出した者に金品を与えるという高札の条もない。能舞の(24)は、ほとんど欠落寸前の状況にある。

また、(24)のみならず(20)においても、本来の本文をかなり残している(大光院獅子舞本の道場寺)(二七五五年筆録)と現行の能舞を比較すると、時代が下るほど激しく崩れている、と知られる。

鐘巻寺の由来を三回述べる 以上、鐘巻寺の名称の由来を証明する怪奇な事件があったこと(20)を再説している。結局、鐘巻寺の名称の由来は、(16)、(20)、(24)で三回述べられている。

(二一) 客僧の調伏と救済

(25)：客僧が呪文を唱え続け、鬼神(異形の者)を祈り出し、調伏・救済する。

演出	小段落	詞	章	発言者	舞台での所作
	(25)	南無西方にも、行者行者。 南無北方にも、行者行者。 南無南方にも、行者行者。 南無東方にも、行者行者。 南無中央にも、行者行者。(シカ、反復)		客僧	客僧が異形の者(鬼神)を祈り伏せる呪文を唱える。途中から異形の者が登場し、客僧と激しく戦う。客僧が異形の者を抱え幕入りをする。

鹿橋のテキストは、「南無西方にも、行者行者」しか記していない。しかし、実際には全句を唱えているので、全句を記した。
 (大光院獅子舞本の道場寺)の本文は、現行の能舞とほぼ同じである。

呪文は西・北・南・東・中央のどこにも行者があり、鬼神(異形の者)がどこにも逃げられないことを述べている。
 山伏神楽・番楽の本文を見ると、次のように能舞と同類の経文・呪文と、別の経文・呪文がある。

行者ぎやうぢやく、南無東方には役えんの行者ぎやうぢや。
 行者ぎやうぢやく、南無南方には役えんの行者ぎやうぢや。
 行者ぎやうぢやく、南無西方には役えんの行者ぎやうぢや。
 行者ぎやうぢやく、南無北方には役えんの行者ぎやうぢや。
 行者ぎやうぢやく、南無中央には役えんの行者ぎやうぢや。
 四方固かため祈えんる役えんの行者ぎやうぢや。(鶴鳥つるどりの金巻)
 (三上本)

ここでは、客僧が修験道の祖・役の行者として祈祷している。

高 ①さんぎさんぎ、六魂堂社、お姫に八代、金剛童子、

②遠くは熊野権現、近くは羽黒の権現、西方八幡太神、伊勢は神明天照皇大神、野瀬の観音、峯の薬師、四方山には、月山大権現、行社
 くと。(田子の金巻)

①見我けんが身み者しや 発善はつぜん提たい心しん、聞我もんが名な者しや、断惑だんごつ修善しゆぜん、聴我ちんが説せつ者しや、得大とくだい智ち忠ちゆう、知我ちが心しん者しや、即身じくみ成じやう仏ぶつ。(二階本の金巻)

①けんかしんしやは、ほつぼたいし、もんかもんしやは、たんしく、しよちき。(興屋きやういの金巻)

①けんがしんしや。(西長野せいぢやうのの金巻)

「行社」は「行者」の義だろう。①では経文を唱え、②では遠近の神仏を招き、調伏に助力させている。

客僧と異形の者の闘い 鬼神(異形の者)は口に紙で作ったウキという笛を口にしてピーピーという音を出し、鬼神の異様さを強調する演出もある。これは山伏神楽・番楽なども同じで、『山伏神楽・番楽』[一九七一、二八九頁]の〈岳たけの金巻A〉によると、「うきと稱する二片のうきの木の間に櫻の皮を挟んでつくつたふくみ笛を鳴らしつ、出る」とある。

ウタカケを反復し、さまざまな型を見せながら延々と続く客僧(行者)と鬼神(異形の者)の力のこもった闘いは、見所である。

幕入り 最後に、客僧が鬼神(異形の者)を抱えて幕入りをする。これは女が祈り伏せられたことを表しているという。これで終わる演出と、鬼神(異形の者)が元の女になって改めて舞台上姿を見せる演出がある。前者は女が成仏したと解され、後者は女が正気に戻ったと解されている。

この他に『山伏神楽・番楽』[一九七一、二八四頁]によると、山伏神楽・番楽には「最後に蛇身へびみのものが成佛ぶつじやうの體で、女姿に戻つて舞ふ所もある」

と記している。

修験道による調伏・救済 以上、女が寺の禁忌を犯したために仏罰を蒙った怪奇な事件を解決したのは、霊的な世界に通じた修験者・客僧・行者だった。すなわち、女は修験道によって調伏・救済されている。

唱導劇 成仏、正気のいずれにしる、怪奇な霊的事件で苦しむ者を修験者が見事に調伏・救済していることは、この(鐘卷)が修験者・山伏の宣伝芸能だとされる所以である。

前述した『日本演劇史』「一九六三、一一〇五頁」は、修験の展開と演劇・芸能を結合させ、儀礼からもどきへ重点を移し、唱導的な芸(修験能)を生んだと説いている。(鐘卷)は、正にその典型的な唱導劇(修験能)である。

五 復原した(鐘卷)の構成と本文

復原した(鐘卷)の構成と本文 以上から、復原した能舞(鐘卷)の構成と本文は、およそ次の表のようになる。なお、()は発言者を示す。(ナ)はナレーター、(女)は旅の女、(別)は別当、(客)は客僧の略である。

大段落	小段落	構	成	と	本	文
前段：旅の女が鐘巻寺の女人禁制を破り、鬼神(異形の者)になる。						
(一) 鐘巻寺の設定と旅の女の登場の促し						
鐘巻寺を場とし、旅の女の登場を促す。						
(ナ) 音に聞く鐘巻寺とは、来てみれば、来てみれば、やら、厳しの、名所なるもの。名所なるもの。						
いとどさに心寂しき山寺に、経読みながら参る稚児かな。						
御祈祷に千代のや御神楽参らす。参らす神は重ね重ねに。はいや。はいや。						
(二) 旅の女の参詣と女人禁制						
旅の女が鐘巻寺へ道行きする。						
(2) 漸う急ぎ行くほどに、漸う急ぎ行くほどに、鐘巻寺に着きにけり。						
(女) 漸う急ぎ行くほどに、漸う急ぎ行くほどに、鐘巻寺に着きにけり。						
女が名乗り、鐘巻寺に到着し、参詣を申し出る(私は都の名のある布施屋の一人娘で、日本中の堂や寺、名所旧跡をおおよそ見巡り、鐘巻寺だけを見ていないので、鐘巻寺へと急いでいる。鐘巻寺に到着し、参詣させてほしい、と別当に願ひ出る)。						
(3) (女) 御前に罷り立ちたる女とは、いかなる女、と思し召す。						

前

<p>(7) 別当が鐘巻寺に五つの不思議があるという。</p> <p>(別) 鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、五つに五つの不思議は候。</p>	<p>(四) 五つの不思議</p>	<p>(6) 鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、昔よりして、男参れば百日の行にて参る、と聞く。女参れば千日の行にて参る、と聞く。我ら女性(女人)のことなれば、千日の行にて参り候ほどに、何の愚かが候べしいの。</p>	<p>(三) 百日の行と千日の行</p> <p>女は、鐘巻寺が貴い寺なので男が百日の行をしてから参詣し、女が千日の行をしてから参詣すると聞いているので、自分は千日の行をしてから参詣したいという。</p>	<p>(5) 鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、昔よりして、男参れども、女参らぬ御寺ゆゑ、女の身として、これより夙く夙く帰れ、とのたまふかよの。</p> <p>(別) さん候。</p>	<p>(4) 鐘巻寺が貴い寺で昔から女の参詣した例がないので、早くお戻りくださいという。</p> <p>(別) さん候。鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、昔よりして、男参れども、女参らぬ御寺ゆゑ、女の身として、それより夙く夙く御戻り候べしいの。</p> <p>女は女人禁制に納得しない。</p>	<p>(3) 別当は、鐘巻寺が貴い寺で昔から女の参詣した例がないので、早くお戻りくださいという。</p> <p>(別) さん候。鐘巻寺と申せば、貴き御寺のことなれば、昔よりして、男参れども、女参らぬ御寺ゆゑ、女の身として、それより夙く夙く御戻り候べしいの。</p> <p>女は女人禁制に納得しない。</p> <p>我はこれ、そも、都に隠れなき布施屋の長者の、一人姫にてござ候。歳は当年二十三歳。日本な、堂々寺々、名所旧跡とて、あらあら見巡り候ひしが、未だ音に聞く、養良(由良)の開山、鐘巻寺を見ず候ほどに、鐘巻寺へと潮う急ぐ女にてござ候。鐘巻寺と申すは、この方にて候か。別当の御坊、内に御座ましますかの。</p>
--	-------------------	---	---	--	---	--

段

(13)	(12)	(11)	(五) 七つの不思議	(10)	(9)	(8)
<p>(別) あら、雨が降れども、軒端の露の落つることもなし。 さくりなけれども、風、内にうち入るることもなし。 風吹けども、燈消ゆることもなし。 雪降れども、庭に積もりてあることもなし。 池の蛙、蝶々と遊べども、声立つることもなし。</p>	<p>別当はその七つの不思議を列挙して女人禁制を強調し、早くお戻りくださいという。 (女) 七つに七つの不思議にとりては、どれどれの。</p>	<p>別当が鐘巻寺にさらに七つの不思議があるという。 (別) またここに、七つに七つの不思議は候。 女がその七つの不思議を知りたいという。</p>		<p>女は五つの不思議に納得しない。 (女) 五つの不思議ゆゑ、女の身として、これより夙夙帰れ、とのたまふかよの。 (別) さん候。</p>	<p>これ五つの不思議ゆゑ、女の身として、それより夙夙御戻り候べしいの。 男参れども、女参らぬ、山にて候。 鹿だに、男鹿通へども、女鹿通はず。 鳥だに、男鳥通へども、女鳥通はず。 虫だに、男虫通へども、女虫通はず。 (別) 木だに、男木立てども、女木立たず。</p>	<p>女がその五つの不思議を知りたいという。 (女) 五つに五つの不思議にとりては、どれどれの。 別当はその五つの不思議を列挙して女人禁制を強調し、早くお戻りくださいという。</p>

<p>(13)</p> <p>庭<small>にほ</small>に花<small>(草)</small> 生<small>お</small>ふることもなし。 鐘<small>かね</small>の音<small>ね</small>の、遠路<small>とほち</small>に消え果つることもなし。 これ七つの不思議ゆゑ、女<small>をんな</small>の身<small>み</small>として、それより夙<small>と</small>夙<small>と</small>夙<small>と</small>夙<small>と</small>御戻り候べしいの。 女は七つの不思議にも納得しない。</p>	<p>(14)</p> <p>(女) 七つの不思議ゆゑ、女<small>をんな</small>の身<small>み</small>として、これより夙<small>と</small>夙<small>と</small>夙<small>と</small>夙<small>と</small>帰れ、とのたまふかよの。 (別) さん候。</p>	<p>(六) 鬼神<small>おに</small>になる仏罰</p> <p>(15)</p> <p>女は、かつて女が無理にこの寺に参詣して鐘の緒を押ししたためにどうなったか知りたいという。 (女) 参らぬと言ひし御寺<small>みでら</small>に参り、押さぬと言ひし鐘の緒を押ししたる故に、如何なる風情<small>ふせい</small>になりたる、と承りて候かよの。 別当は次のように答える。昔、女が無理にこの寺に参詣して鐘の緒を押ししたので、近くの浅間ヶ嶽<small>あさま</small>(朝熊ヶ嶽<small>あさま</small>)から鬼神<small>おに</small>(法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、女が鐘の中に突き込められて鬼神<small>(異形の者)</small>になった、と聞いているので、早くお戻りください、と。</p>	<p>(16)</p> <p>(別) 昔、女人<small>にょにん</small>来たりて、参らぬと言ひし御寺<small>みでら</small>へ参り、押さぬと言ひし鐘の緒を押ししたる故に、近くの浅間ヶ嶽<small>(朝熊ヶ嶽)</small>の鬼神<small>おに</small>が、舞ひ下り、鐘の音も休み切り、鐘の中に突き込められ、忽ち鬼神<small>おに</small>になりたる由を、承りて候。よりて、それより夙<small>と</small>夙<small>と</small>夙<small>と</small>夙<small>と</small>御戻り候べしいの。</p>	<p>(七) 性差別と法楽の歌舞</p> <p>(17)</p> <p>女は、女が悟れない存在になっている原初からの性差別を嘆き、女に生まれて参詣できないことを悔やむ。 (女) 昔より昔より、女といふものは、如何なるものが成り初めて、前の雲五障<small>くもごしやう</small>、晴れやらぬ。女ほど罪深きものはなし。先の世の如何なる因果<small>いんぐわ</small>の報ひやら、女に生まれ、これまで参りて、かほど尊<small>たうと</small>御寺<small>みでら</small>を拝まで戻る悔しさよ。</p>
---	--	---	---	--

<p>(21)</p> <p>鐘巻寺を場とし、客僧の登場を促す。</p> <p>(ナ) やら、音に聞く鐘巻寺とは、来てみれば、来てみれば、厳しの、名所なるもの。名所なるもの。</p> <p>熊野参詣の客僧は、熊野参詣の客僧は、泊まりは何処知れぬもの。</p>	<p>後段：客僧が、鬼神(異形の者)になった旅の女を調伏・救済する。</p> <p>(九) 鐘巻寺の設定と客僧の登場の促し</p>	<p>(20)</p> <p>(ナ) 近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神が、舞ひ下り、鐘の音も休み切り、鐘の中に突き込められて、忽ち鬼神になりたりけり。(ツツク、反復)</p> <p>参りて鐘の緒を押さむとすれば、</p> <p>諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為楽の、鐘の音も、休まば休め、忽ち鬼神にならばなれ、</p> <p>参りて鐘の緒を押さむとすれば、</p> <p>参りて鐘の緒を押さむとす。</p> <p>(女) おう、それはともあれかくもあれ、</p> <p>参りて鐘の緒を押さむとす。</p> <p>参りて鐘の緒を押さむとす。</p> <p>鐘の緒を押さむとする。すると、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、忽ち女が鐘の中に突き込められて鬼神(異形の者)になる。</p>	<p>(八) 鬼神になる旅の女</p> <p>(19)</p> <p>女が法楽の歌舞を奏上する。</p> <p>(女) 一けんまんとふを、しゆげん、と押し拌み、</p> <p>打ち鳴らす鐘に五衰の夢覚めて、阿吽の二字を聞くぞ嬉しき(や)。</p>	<p>(18)</p> <p>別当が嘆く女に同情し、せめて法楽の歌舞を奏上してからお戻りくださいという。</p> <p>(別) 拌まで戻るの悔しくば、法楽の舞を一差し舞ひて御戻りあれかしの。</p> <p>(女) そや真実かやの。</p> <p>(別) さん候。</p>
---	---	--	---	---

段	後
<p>(25)</p> <p>(客) 南無西方にも、行者行者。 南無北方にも、行者行者。 南無南方にも、行者行者。 南無東方にも、行者行者。 南無中央にも、行者行者。(ツツク、以後)</p>	<p>(一〇) 客僧の靈験の披露</p> <p>客僧が、修験の各靈山で厳しく修行している、と名乗る。</p> <p>(客) 御前に罷り立ちたる客僧とは、いかなる客僧、と思し召す。 我は、これ、大峰に三十三度、葛城に三十三度、出羽に三十三度、九十九度を、駆けたる客僧にてござ候。</p> <p>客僧が自分の靈験を誇る。</p> <p>(客) 石に箔を打つ(付かす)とも、枯れ木に花を咲かすとも、自由自在の客僧にてござ候。</p> <p>客僧が次のようにいう。布施屋の一人娘が女人禁制の鐘巻寺に参詣して鐘の緒を押ししたので、近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)から鬼神(仏法の守護神)が舞下り、鐘の音が休み、女が鐘の中に突き込まれて鬼神(異形の者)になった。その鬼神を祈り出した者に金品などをたくさん与える、という高札が出ています。これに應えて、日頃鍛えた験を人々に披露したい、と。</p> <p>(客) 真実なるかや。承れば、布施屋の長者の一人娘は、 参らぬと言ひし御寺に参り、押しはならぬ鐘の緒を押したる故に、 近くの浅間ヶ嶽(朝熊ヶ嶽)の鬼神が、舞ひ下り、 鐘の音も休み切り、 鐘の中に突き込まられ、忽ち鬼神になり候。 これを祈り出したる者あらば、金銀米錢財宝、香車車で引き(い)て取らそ、との高札(禁札)にて候。 それを、ただ今、祈り致し申して、衆生人の御目にかけばや、と存じ候。</p> <p>(一一) 客僧の調伏と救済</p> <p>客僧が呪文を唱え続け、鬼神(異形の者)を祈り出し、調伏・救済する。</p>

省略されている能舞の《鐘巻》 以上のように現行の能舞と《大光院獅子舞本の道場寺》をテキストにし、山伏神楽・番楽と比較して《鐘巻》を復原してみると、能舞の《鐘巻》は全二五段のうち八段(5)・(10)・(11)・(12)・(14)・(15)・(18)・(19)が欠落(ほぼ欠落)している。また、伝承されている

本文も、かなり衰弱し、錯誤しているとわかる。

能舞の伝承圏 それと同時に、東通村を中心に伝承されている能舞の本文がほぼ同質で、強固な伝承圏を形成しているともわかる。

強靱な伝承力 また、主に北東北三県に広く伝播・分布する(鐘卷)を、巨視的あるいは微視的に見ると、かなりの錯誤や欠落を伴いながらも、同質の内容とことばを持ち伝えていることに、驚き・感動を禁じえない。

六 〈鐘卷〉の鑑賞

(一) 謎解きと現実性

鐘卷の謎解き (鐘卷)の魅力は、一体どこにあるだろうか。まず、何といってもいなくあり気な「鐘卷」という演目名が興味を引く。

鐘卷寺は、仏説によって女人禁制の結界が厳格に巡らされた強力な神霊スポットである。ここに旅の女がやって来て、参詣を願い出る。そこでこの禁制の厳格さを説く別当とそれに納得しない旅の女が激しく対立し、一旦は和解する。しかし急転直下、女は禁制を犯し、鐘の緒を押して鐘を撞こうとして、仏法の守護神によって鐘の緒に巻き込まれて鐘の中に突き込められ、異形の者にされている。ここに、「鐘卷」の名称のいわく・謎が解かれている。すなわち、「鐘卷」とは禁制を破った女人を鐘の中に巻き込むという仏罰の別言である。したがって、このもの凄いや戦慄すべき靈異によって命名された「鐘卷寺」は、「女人への仏罰寺」の謂になる。

目までの仏罰と解決 そして、それが昔語りでなく、禁制を破った女への懲罰を目前で証している。また、この靈的な怪奇現象を人々の目前で解決したのが靈験を積んだ客僧(山伏)だということにも、底知れない靈的な力が溢れている。このように社会規範からの逸脱、異形の者への変貌、救済へと展開する、この限取りの明快な作品は、靈的な怪奇現象が現実世界にあり得るし、そしてそれを解決する力が修験にあることを、観客に見せつけている。

(二) 劇的な葛藤

劇的な葛藤 この「鐘卷」の謎解きと現実性は、登場人物の性格と立場に基づく劇的な葛藤によって裏打ちされている。すなわち、鐘卷寺への参詣を叶えようとして訴え続ける旅の女の意志の堅さ、女の参詣を断り続ける別当の頑なさ、その間の押し問答による漸層的な両者の葛藤、徹底した性差別に対する女の激しい落胆と筋の通った慨嘆、その女に同情して法楽の歌舞を許してしまう別当の善人ぶり、歌舞を許された女の歓喜と歌舞によって改めて湧き上がった鐘(参詣)への執心、鐘を撞こうとする女に対する仏法の守護神の苛烈な懲罰(以上、前段)、女が鬼神になつてしまった靈的事件を解決しようとする客僧(山伏)の絶対的な自信、鬼神になつた女との激しい葛藤、そして調伏・救済による問題の解決(以上、

後段)など、観客の目を引き付ける展開になっている。

舞台上の静から動へ この登場人物の性格と立場からくる葛藤は、舞台の上では前段、後段ともに静から激しい動へと展開している。女と別当の葛藤は大きなエネルギーを蓄え、一旦エネルギーを放出する。しかし、一転して鐘に女が執着してエネルギーが爆発し、それに連鎖して鬼神にされるといふ大爆発を起こしている(以上、前段)。そして、諸々の霊山での修行によって巨大な験・エネルギーを蓄えた客僧が登場し、鬼神になった女と力のかぎり闘い、エネルギーを放出して収束に至っている(以上、後段)。

女舞 〈鐘巻〉を「女舞」に分類するのは、以上のような静から動への展開のうち、前段における女の優雅な舞や激しい舞に注目してのことだろう。
音・音楽の構成 このように二度にわたる登場人物の所作もお囃子(音・音楽)も静から動(ウタカケの反復)へと力量感に溢れて展開し、視覚的にも聴覚的にも観客を飽きさせない演出になっている。能舞・山伏神楽・番楽の音・音楽の構成は、物語の展開に添って練り上げられている。その音・音楽の構成は、笹森「二〇〇九」によって〈蒲野沢の鐘巻〉を例にして的確に分析・整理されている。

(三) 仏説の教化と修験道の誇示

聖と俗 この〈鐘巻〉の主題は、仏説の教化と修験道の誇示にあるだろう。

〈鐘巻〉の登場者を図式的にみると、「聖」と「俗」に分類できる。「聖」に属する者は鐘巻寺の別当、客僧(山伏)、鬼神(仏法の守護神)であり、「俗」に属する者は旅の女、衆生人(一般人)である。

また、この分類を演じる場(劇場)にも及ぼすと、かつて客僧を演じた山伏が「聖」に属し、観客(村人)が「俗」に属している。なぜ客僧役と観客も分類するかというと、この〈鐘巻〉を演じることによって「聖」の側の演者(山伏)が「俗」の側の観客(村人)に衆生人を教化しているからである。

女人禁制 事態の展開は、この「聖」と「俗」の関係だけを辿っている。

前段の(三)百日の行と千日の行、(四)五つの不思議、(五)七つの不思議、(六)鬼神になる仏罰で、男が参詣できても女が参詣できないことが再三強調され、事実、俗なる旅の女は、日本中の寺で唯一参詣していない鐘巻寺への参詣が、女人禁制によって叶っていない。

仏教はもともと性差別をしているとはいえず、旅の女はこの鐘巻寺を除く日本国中の寺に参詣しているので、その差別はかなり緩かったようである。旅の女はその緩さのお蔭で参詣を叶え続け、その宗教心はかなりの高みに達しており、鐘巻寺に参詣して満願を成就しようとしていたろう。しかし、この鐘巻寺だけは女人禁制を厳格に守り、結界を殊更に峻厳なものにしていた。そして、その女人禁制を特に強調する七つの不思議のなかにも、悟りの境地を奏でる鐘の音の不思議があることを、女は聞いている。こういう微妙な状況にあって、女は悟りに導く鐘を主題にした法楽の歌舞を許された。そして、それが直接の引き金になって、この寺の鐘に対して抑えがたい高ぶり・執心をみせて女人禁制に抵触し、鬼神(仏法の守護神)によって鬼神(異形の者)にされる仏罰を下されている。

ここには、男女による社会的な差別、ジェンダーが、明らかに認められる。

男女執念物 (鐘巻) を「男女執念物」に分類するのは、このように女人禁制を破って仏罰を蒙るほどに旅の女が鐘(参詣)に執心・執念を抱いたことによる。この分類は、この作品の主題に迫るものである。

狂言回しとしての別当 別当は聖の側にいるとはいえず、霊験が少なく、狂言回しの役を担っている。すなわち、再三再四、鐘巻寺に厳しい女人禁制があることを告げ、かつてこれを破って仏罰を受けた女人の事件があったので早く戻ってください、と説得する。しかし、性差別を慨嘆する女に同情して法楽の歌舞を許してしまう。その結果、かつての事件とまったく同じ事件を誘発してしまい、結局、高札(禁札)によって世間に解決を呼びかけている。

客僧の調伏・救済 聖の側の客僧(山伏)は人間としては最強の宗教者で、法力によってこの霊的事件を解決している。客僧が仏罰を受けた女を調伏しえたのは、彼の仏説に対する深い知識と積み重ねた修験道の験による。

結局、この事件はたまたま起きた訳のわからない奇つ怪な事件でなく、仏説(女人禁制)を守っていれば起きない祟りであり、もしこの祟りが起きても仏説・修験道に通じた客僧(山伏)が渾身の力をふりしぼって調伏・救済してくれるものである。一般的にいつて、宗教には慈悲と畏怖の両面が共存している。ここでは、仏説の正しさが祟り・畏怖の面によって示されている。

憑き物落としのとき かつて山伏(修験者)は、習俗として憑き物落としの祈禱もしていた。民俗社会でしばしば起こる憑き物(病理現象)をいかに解決するかは、家族、親族、地域社会の悩みである。クライアントがいるから、これに応える祈禱者がいる。また、祈禱者が憑き物を明快に解決すれば、クライアントが祈禱者の下に集まる。

その点で、この(鐘巻)は憑き物落としの祈禱を山伏が実演しているに等しい。(鐘巻)においては憑き物の原因を明快に仏罰に求め、山伏が衆生人(一般人)の前で祈禱し、見事に調伏・救済して金品などを手中にしている。そして、この(鐘巻)が演じられる場(劇場)をみると、登場人物の客僧役はかつて山伏であり、登場人物の衆生人が観客・村人に相当している。こうしてみると、(鐘巻)は山伏による憑き物落としの祈禱の意義を観客・村人に直截すぎるほどに教化・宣伝しているといえる。すなわち、(鐘巻)は憑き物落としとしての祈禱・儀礼を演劇仕立てにもどいた唱導劇である。

祈禱舞 (鐘巻) を「祈禱舞」に分類するのは、このように後段における祈禱に注目してのことだろう。この分類も、この作品の主題に迫るものである。

以上は、演じる場合も考慮して歴史的に読み取った(鐘巻)の主題である。

(四) 道成寺系統の(鐘巻)との比較

道成寺系統の(鐘巻)との比較 山伏神楽の(鐘巻)の主題をさらに浮き彫りにするために、あらあらとながら道成寺系統の(鐘巻)と比較して

みる。そうすると、およそ次の三点が際立っているようである。それらは一見すると似ているものの、その内実は非なるものである。

(1) **女が異形の者になる** 道成寺系統では、女が若い僧に愛欲心を抱いて、「自ら異形の者になる」。これに対して山伏神楽系統では、女が道心から女人禁制を破って、「異形の者にされている」。

このように、両者は結果的に女が異形の者になるものの、異形の者になる時の自発と受動(受け身)の相違がある。この相違は、両作品の主題・性格を決定づけるものである。

(2) **女が鐘の中に入る** 道成寺系統では、若い僧への愛欲心から自ら異形の者になった女が鐘に執心して、「自ら鐘に巻き付いて鐘の中に入り」、鐘とその中に隠れた若い僧を焼き尽くしている。女は徹底した俗的な存在として愛欲の権化になり、僧(男)をかくまう寺に敢然と挑み、女人禁制の仏教と健闘している。ここでは、寺(男)の結果が弱く、俗なる女の方が強い力を発揮している。

これに対して山伏神楽系統では、女は仏教を理解しており(理解しようとしており)、寺(鐘)＝仏教の哲理に少しでも接近しようとしている。しかし、仏教側、寺側は女人禁制を盾にして女を拒絶している。すなわち、純粋に女人禁制だけが主題になっている。そして、道心から鐘に執心した女は仏罰によって「鐘の中に巻き込まれ」、異形の者にされている。ここでは、寺に強力な結果があり、仏法の守護神が絶対的な力を発揮している。

このように、両者は結果的に女が鐘の中に入り、それで「鐘巻」と称するほどに女と鐘の関係が深いものの、自らの意志と受動(受け身)の相違があり、聖(鐘)と俗(女)の力関係が対照的である。

(3) **異形の者になった女が調伏される** (2)の力関係は、その後も持続している。道成寺系統では、結果的に女は僧(男)によってかなり調伏される(押し戻される)けれども、俗と聖の格闘は互角に近い。これに対して山伏神楽系統では、仏教の体制からはみ出した女を強力な法力で調伏し、救済までしている。ここでは、聖なる仏教(男)の力と俗(女)の力は少しも拮抗していない。

もし拮抗した力を発揮する場面があるとすれば、それは客僧が女を調伏、救済する後段⑤のように見える。しかし、既に苛烈な仏罰を蒙って異形の者にされ、人としての意志を失って妖怪化した女が、客僧と闘う意義などどこにあるだろうか。この完敗している女・妖怪には、自分に仏罰を下した仏説・修験道によって調伏・救済されることをただ待つ以外にその存在意義がないだろう。

この点、客僧(山伏)にはこの妖怪化した女を調伏・救済することに大きな意義がある。すなわち、この事件を解決することで、狭い意味では客僧(山伏)の験を世間に認めさせて莫大な物質的な利益を得、広い意味では仏説・修験道の威力を世間に知らしめている。

このように、両者は異形の者になった女が調伏されているものの、聖(仏教)と俗(女)の力関係が対照的である。

シテとワキ こうしてみると、道成寺系統では、女の愛欲心が躍動的で強力であり、その女の愛欲心を仏説で押し戻すのが精々なので、俗なる女がシテ(主役)、聖なる僧侶がワキ(脇役)になる。

これに対して山伏神楽系統では、客僧(山伏)がシテ、女がワキだろう。すなわち、女はとどのつまり女人禁制を証明し、仏説・修験道による調伏・救済を待ったための道具にすぎない。この点からも、山伏神楽系統の主題が仏説の絶対性を教化し、修験道の力を誇示するところにあるとい

える。

(五) ジェンダーへの異議申し立て

ジェンダーへの異議申し立て 最近、観客のなかの女性が別の見方をしていることを知った。彼女の見方は、およそ次のようなものだった。

別当が説く「五つの不思議」、「七つの不思議」は女人禁制の事実を繰り返して強調するだけで、なぜ女人禁制なのかという根拠・理由を一切提示していない。これでは、旅の女は参詣を諦めきれないだろう。それどころか、女人禁制を犯す女には仏罰を下す、力づくの排斥・懲罰までであるという。この問答無用といわぬばかりの原初からの性差別を、旅の女が慨嘆するのは尤もなことで、同じ女として身につまされる。そして、最後に鐘を打ち鳴らすという宿願を抑えきれないで、鐘の緒を押しつけたばかりに、仏法の守護神によって異形の者にされるといふ仏罰を下されてしまった。そして、強い法力を持つ山伏(男)に荒々しく扱われながら、祈祷によって調伏され、救済までされたと称されることは、哀れである。そして、この旅の女への性差別はさらに一般化され、「忘れても女に心を許すまい。鐘巻寺を見るにつけても」(鶉鳥の金巻)のような教訓歌まで生んでいるのは、無念の至りである。こういう思いで彼女は激しく涙していた。

その涙は男性中心の社会から疎外された旅の女に対する同情であり、男性中心の社会に対する異議申し立てだった。すなわち彼女は、ジェンダーに目覚めた旅の女・先覚者に限らない声援を送り、参詣しただけで仏罰を蒙ったり男に祈り伏せられたりするところに悲しみと怒りを覚えていた。それは当然、自立している(自立しようとしている)自分をこの女に二重写ししてのことである。

そういう視点でこの作品を見直してみると、前述したように確かにジェンダーがある。そして、旅の女の言動には、このような仏教のジェンダーに対する激しい女の告発、異議申し立てがあるようにも見える。

この点、道成寺系統では、女の力が男社会の力と互角なので、ジェンダーと無縁だ、といえるだろう。

逆転するシテとワキ こうしてみると、旅の女がシテであり、功利的で功名心の強い高圧的な客僧(山伏)がワキで、男社会の代表として憎まれる役回りになるだろう。とすると、前述の歴史的な解釈が逆転することになる。

名作の多様性 今後、(鐘巻)の主題はこのジェンダーでとらえ直されていくかもしれない。そして、この主題でもこの(鐘巻)が人気を博し、さらに生き延びていくだろう。なぜなら、当初の作品の創作意図、演出意図が一つであっても、解釈、鑑賞にはさまざまあり、名作ほどその世界が単一でないからである。

新たなる舞台の創造 このように現代に通じる読み直しの効く本格的な芸能が伝承されていることは、誇るべきことである。誰かがこのジェンダーの視点による解釈をさらに深め、新たなる現代劇あるいは現代舞踊として(鐘巻)を舞台上に再生することを切望する。

七 結び

原〈鐘巻〉の本文の再構築 北東北三県を中心に伝播・分布する山伏神楽、番楽の本文と比較・検討し、能舞で欠落しかけて本文、あるいは欠落した本文を明らかにした。この作業は、いくつもある現〈鐘巻〉の本文から一つの原〈鐘巻〉の本文を再構築することだった。その結果は、五「復原した〈鐘巻〉の構成と本文」に集約されている。

謎解きと現実性 〈鐘巻〉の魅力は、鐘巻の謎解きの面白さと霊的事件の現実性にある。いわくあり気な演目名の「鐘巻」は、女人禁制を破った女に対する恐るべき「仏罰」の言い換えだった。そして、この苛烈極まりない仏罰が、単なる昔語りではなく、現実を起こっており、またこの霊的な怪奇現象を客僧（山伏）が人々の目前で鮮やかに解決している。

劇的な葛藤 この鐘巻の謎解きと現実性は、登場人物の性格と立場に基づく劇的な葛藤によって裏打ちされ、舞台上では静から激しい動へと展開している。

仏説の教化と修験道の誇示 〈鐘巻〉の主題は女人禁制を堅持する仏説の絶対性を教化し、修験道の力を誇示するところにある。そして、この作品は同時に、修験道の力による憑き物落としの祈禱の実演にもなっている。

道成寺系統の〈鐘巻〉との比較 道成寺系統の〈鐘巻〉と山伏神楽系統の〈鐘巻〉を比較すると、①女が異形の者になる、②女が鐘の中に入る、③異形の者になった女が調伏される、の三点で似ているものの、その内実は非なるものである。すなわち俗なる女が、道成寺系統では自発的意志的であるのに対して、山伏神楽系統では受動的である。また、登場する俗なる女と聖なる女と聖なる仏教（鐘）の力関係が、道成寺系統では拮抗しているのに対して、山伏神楽系統では仏教が絶対的に強い。

この点からも、山伏神楽系統の主題が男中心の仏説の強化と修験道の誇示にあるとわかる。

ジェンダーへの異議申し立て この〈鐘巻〉には、女性に対する宗教的な差別が認められ、このジェンダーに対する女の異議申し立てがある。この意味で、〈鐘巻〉をジェンダーの視点で読み直せるだろう。

テキスト

居駒ゼミナール 二〇〇八 『山形県最上郡金山（稲沢・柳原）の民俗』明治大学居駒ゼミナール

門屋光昭 二〇〇一 『神楽詞章本』『青森県史 民俗編 資料 南部』（青森県史編さん民俗部会編）青森県史友の会

門屋光昭 二〇〇七 『神楽詞章本』『青森県史 民俗編 資料 下北』（青森県史編さん民俗部会編）青森県史友の会

佐々木直人 二〇〇一 『大償山伏神楽』自家出版

佐藤三朗 一九七四 『根子番楽』自家出版

谷川健一 一九七二 『日本庶民生活史料集成 第十七巻 民間芸能』三二書房

- 東京国立文化財研究所芸能部 一九六七 『芸能の科学2—芸能資料集2—鯨の神楽台本集成』
- 十和田市教育委員会 二〇〇九 『南部切田神楽調査報告書』 十和田市
- 東通村教育委員会編 一九八四 『東通村の能舞』 東通村教育委員会
- 本田安次 一九三四 『陸前濱乃法印神楽』 伊藤書林
- 本田安次 一九七二 『山伏神楽・番楽・井場書店』
- 三隅治雄 一九七四 『下北能舞資料』 日本庶民文化史集成 第一卷 神楽・舞楽 (藝能史研究會編) 所収 三一書房
- 宮古市教育委員会 一九九九 『陸中沿岸地方の神楽報告書』 宮古市
- 森口多里 一九七二 『岩手県民俗芸能誌』 錦正社
- 引用文献・参照文献**
- 青森県教育庁文化財保護課 二〇〇二 『平成14年青森県の文化財保護行政』 青森県
- 青森県史編さん民俗部会 二〇〇一 『青森県史 民俗編 資料 南部』 青森県史友の会
- 青森県史編さん民俗部会 二〇〇七 『青森県史 民俗編 資料 下北』 青森県史友の会
- アヌ・マリ ブッシイ 一九八六 『愛宕山の山岳信仰』 『近畿霊山と修験道』 名著出版
- 井浦芳信 一九六三 『日本演劇史』 至文堂
- 演劇博物館 一九六〇 『演劇百科大事典』 平凡社
- 遠藤秀男 一九八八 『富士信仰の成立と村山修験』 『富士・御嶽と中部霊山』 名著出版
- 門屋光昭 一九九七 『東通村の民俗芸能』 『東通村史 民俗・民俗芸能編』 (東通村史編集委員会編) 所収 東通村
- 歌舞伎座 一九七八 『陽春四月歌舞伎』 歌舞伎座
- 小林計一郎 一九八八 『飯縄修験の変遷』 『富士・御嶽と中部霊山』 名著出版
- 五来 重 一九八二 『宗教歳時記』 角川書店
- 笹森建英 一九九八 『能舞〈鐘巻〉』 『平成10年度国際フェスティバル 第40回北海道・東北ブロック民俗芸能大会記録』 山形県教育庁文化財課編 山形県教育委員会
- 笹森建英 二〇〇〇 『演劇とジャマニズ—青森県下北郡東通村伝承の『鐘巻』とイタコ・ゴミソ・ヨリ—』 『弘前学院大学地域総合文化研究所紀要』 第12号
- 笹森建英 二〇〇九 『能舞における音・音楽』 『弘学人語文』 第35号 (弘前学院大学国語国文学会)
- 笹森建英・高山 篤 二〇〇七 『岩木山信仰と神楽』 『地域学』 五号 北方新社
- 笹森建英・高山 篤・今井民子 二〇〇八 『狂楽舞・解説』 『舞方物誌』 『地域学』 六号 北方新社
- 下中那彦 一九七二 『世界大百科事典』 32 『平凡社』
- 菅江真澄 一九七五 『粉本稿』 『菅江真澄全集 第九卷』 所収 未来社
- 諏訪春雄・菅井幸雄 『講座日本の演劇』 2 『勉誠社』
- 鳥海町教育委員会 二〇〇〇 『本海番楽—鳥海山麓に伝わる修験の舞—』 鳥海町教育委員会
- 中村 元・福田光司・田村芳朗・今野 達 一九九二 『岩波仏教辞典』 岩波書店

- 西角井正慶 一九三四 『神楽研究』 壬生書院
- 日本国語大辞典刊行会編 一九八〇 『日本国語大辞典 第三卷』 小学館
- 萩原秀三郎 一九七六 『鹿橋の能舞』 『日本民俗芸能事典』 文化庁監修 第一法規
- 萩原進 一九八八 『浅間山系三山の信仰と修験道』 『富士・御嶽と中部霊山』 名著出版
- 畠山篤 二〇〇四 『東通村の能舞〈鐘巻〉の構成と解釈』 『地域学 二卷』 北方新社
- 畠山篤 二〇〇七 『能舞〈鐘巻〉の復原と文学的評価』 『地域学 五卷』 北方新社
- 畠山篤 二〇〇八 『津軽神楽〈蕨折〉の復原と文学的評価』 『地域学 六号』 北方新社
- 畠山篤ゼミナール（戸佐知絵・太田宏子・須田房子・松本奈々絵・宮本望美・吉田夏未）二〇〇三 『鹿橋の能舞』（二〇〇三年一〇月二二日、弘前学院大学で開催した鹿橋の能舞の公演のパンフレット）
- 馬場あき子 一九九二 『鬼の研究』 筑摩書房
- 林屋辰三郎 一九五四 『歌舞伎以前』 岩波書店
- 東通村教育委員会編 一九九〇 『不動院』 東通村教育委員会
- 東通村史編纂委員会編 一九九七 『東通村史 民俗・民俗芸能編』 東通村
- 山路興造 一九七四 『ひやま番楽本』 『日本庶民文化史集成 第一卷 神楽・舞楽』（藝能史研究會編）所収 三一書房
- 山路興造 一九八七 『山伏神楽・番楽の源流』 『民俗芸能研究 第6号』 民俗芸能学会
- 横道萬里雄・表章 一九六九 『謡曲集 下』 岩波書店
- 和歌森太郎 一九七一 『山伏』 中央公論社
- 渡辺伸夫 一九七二 『山伏神楽』 『日本民俗事典』（大塚民俗学会編）弘文堂